

地方税法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

【目次】

○ 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	（第一条関係）	一
○ 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）	附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	（第二条関係）九二
○ 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）	（第三条関係）	一〇二
○ 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第百八号）	（第四条関係）	三一八
○ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）	（第五条関係）	三二〇
○ 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）	（附則第十一条関係）	三二五
○ 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）	（附則第十一条関係）	三二八
○ 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）	（附則第十一条関係）	三三一
○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）	（附則第十一条関係）	三三七
○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）	附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）	（附則第十一条関係）三四〇
○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）	（附則第十一条関係）	三四三
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	（附則第十二条関係）	三四九
○ 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）	（附則第十三条関係）	三五〇
○ 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）	附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年政令第百五十四号）	（附則

第十五条関係)三五

○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令(平成三十一年政令第八十九号)三五

(附則第十六条関係)三四

地方税法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文

第一条による改正（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号））

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（総所得金額の算定の特例）</p> <p>第七条の十の五 法第三十二条第二項の規定により同条第一項の総所得金額を算定する場合には、所得税法第三十五条第四項第一号中「第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条第一項第十三号に規定する合計所得金額」と、租税特別措置法第四十一条の三の三第四項第三号中「所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十三条第一項第九号に規定する扶養親族」と、同項第四号中「所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者」とあるのは「地方税法第二十三条第一項第七号に規定する同一生計配偶者」と、同法第四十一条の十五の三第一項中「同条第四項（同法第六十五条第一項において適用する場合を含む。）」とあるのは「地方税法第三十二条第二項の規定によりその例によることとされる所得税法第三十五条第四項」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法施行令第七条の十の五の規定により読み替えられた同法」として、これらの規定の例によるものとする。</p>	

(非居住者期間を有する所得割の納税義務者の課税標準の算定)

第七条の十一 略

2| 前項の規定により同項の総所得金額を算定する場合には、所得税法第百六十五条の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四項第一号中「第二条第一項第三十号(定義)に規定する合計所得金額」とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十三条第一項第十三号に規定する合計所得金額」と、租税特別措置法第四十一条の三の三第四項第三号中「所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族」とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十三条第一項第九号に規定する扶養親族」と、同項第四号中「所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者」とあるのは「地方税法第二十三条第一項第七号に規定する同一生計配偶者」と、同法第四十一条の十五の三第一項中「同条第四項(同法第六十五条第一項において適用する場合を含む。)」とあるのは「同法第六十五条の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四項」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法施行令第七条の十一第二項の規定により読み替えられた同法」と、所得税法施行令第二百五十八条第二項中「法第三十五条第四項」とあるのは「地方税法施行令第七条の十一第二項の規定により読み替えられた法第三十五条第四項」として、これらの規定の例によるものとする。

3| 法第三十二条第三項及び第四項の規定は、第一項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の算定について準用する。この場合において

(非居住者期間を有する所得割の納税義務者の課税標準の算定)

第七条の十一 略

2| 法第三十二条第三項及び第四項の規定は、前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の算定について準用する。この場合において

、同条第三項中「第五十七条第二項」とあるのは「第百六十五条の規定により準ずることとされる同法第五十七条第二項」と、同条第四項中「第五十六条」とあるのは「第百六十五条の規定により準ずることとされる同法第五十六条」と読み替えるものとする。

(医療費の範囲)

第七条の十四 法第三十四条第一項第二号に規定する政令で定める対価は、次に掲げるものの対価のうち、その病状その他総務省令で定める状況に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とする。

一 六 略

七 介護福祉士による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第二項に規定する喀痰吸引等又は同法附則第十条第一項に規定する認定特定行為業務従事者による同項に規定する特定行為

(給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供)

第八条の二の二 略

(公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供)

第八条の二の三 略

、同条第三項中「第五十七条第二項」とあるのは「第百六十五条の規定により準ずることとされる同法第五十七条第二項」と、同条第四項中「第五十六条」とあるのは「第百六十五条の規定により準ずることとされる同法第五十六条」と読み替えるものとする。

(医療費の範囲)

第七条の十四 法第三十四条第一項第二号に規定する政令で定める対価は、次に掲げるものの対価のうち、その病状その他総務省令で定める状況に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とする。

一 六 略

七 介護福祉士による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第二項に規定する喀痰吸引等又は同法附則第三条第一項に規定する認定特定行為業務従事者による同項に規定する特定行為

(給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供)

第八条の二の二 略

(公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供)

第八条の二の三 略

(外国の法人税等の額の控除)

第九条の七 法第五十三条第三十八項に規定する外国の法人税等（以下この条及び次条 において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第四百一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額及び同法第四百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額の計算の例による。

29 略

(税額控除不足額相当額の控除等)

第九条の七の二 前条第十九項から第二十七項までの規定は、法人税法第七十一条第一項又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の前三年内事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により控除することとされた税額控除不足額相当額（法第五十三条第四十二項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項及び第四項において同じ。）のうち、当該法人税割額を超えることとなるため控除することができなかつた額で前事業年度以前の事業年度の法人税割額について控除されなかつた部分の額について準用する。この場合において、前条第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項及び第二十七項中「控除未済外国法人税等額」とあるのは、「控除未済税額控除不足額相当額」と読み替えるものとする。

(外国の法人税等の額の控除)

第九条の七 法第五十三条第三十八項に規定する外国の法人税等（以下この条及び次条第四項において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第四百一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額及び同法第四百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額の計算の例による。

29 略

(税額控除不足額相当額の控除等)

第九条の七の二 前条第十九項から第二十七項までの規定は、法人税法第七十一条第一項又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の前三年内事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により控除することとされた税額控除不足額相当額（法第五十三条第四十一項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項及び第四項において同じ。）のうち、当該法人税割額を超えることとなるため控除することができなかつた額で前事業年度以前の事業年度の法人税割額について控除されなかつた部分の額について準用する。この場合において、前条第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項及び第二十七項中「控除未済外国法人税等額」とあるのは、「控除未済税額控除不足額相当額」と読み替えるものとする。

2 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三
条第四十二項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき
税額控除不足額相当額は、当該法人に係る同項の規定により控除するこ
とができる税額控除不足額相当額を当該法人の当該控除をしようとする
事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者
の数（当該事業年度の道府県民税の控除限度額の計算について前条第六
項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道
府県が課する当該事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総
務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の一で除して得た数）に按分
して計算した額とする。

3 前項の規定は、二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法
人の法第五十三条第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項において
準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。）の規定に
より関係道府県ごとの法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額（
同条第四十三項に規定する税額控除超過額相当額をいう。第五項におい
て同じ。）について準用する。

4 法第五十三条第四十二項の規定は、同条第一項、第三十四項若しくは
第三十五項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定に
よる更正請求書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法
人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地
の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書。以下この項及び
次項において「申告書等」という。）に税額控除不足額相当額の控除に
関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類の添付がある

2 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三
条第四十一項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき
税額控除不足額相当額は、当該法人に係る同項の規定により控除するこ
とができる税額控除不足額相当額を当該法人の当該控除をしようとする
事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者
の数（当該事業年度の道府県民税の控除限度額の計算について前条第六
項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道
府県が課する当該事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総
務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の一で除して得た数）に按分
して計算した額とする。

3 前項の規定は、二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法
人の法第五十三条第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において
準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。）の規定に
より関係道府県ごとの法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額（
同条第四十二項に規定する税額控除超過額相当額をいう。第五項におい
て同じ。）について準用する。

4 法第五十三条第四十一項の規定は、同条第一項、第三十四項若しくは
第三十五項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定に
よる更正請求書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法
人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地
の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書。以下この項及び
次項において「申告書等」という。）に税額控除不足額相当額の控除に
関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類の添付がある

場合（第一項において準用する前条第十九項の規定については、当該申告書等を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度以後の各事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書等を提出している場合）に限り、適用する。この場合において、法第五十三条第四十二項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認められる場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

5 法第五十三条第四十三項の規定の適用を受ける法人は、申告書等に税額控除超過額相当額の加算に関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類を添付しなければならない。この場合において、同項の規定により加算されるべき金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

（道府県民税の仮装経理法人税割額の範囲）

第九条の八 法第五十三条第五十四項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する道府県知事の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

（仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還

場合（第一項において準用する前条第十九項の規定については、当該申告書等を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度以後の各事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書等を提出している場合）に限り、適用する。この場合において、法第五十三条第四十一項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認められる場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

5 法第五十三条第四十二項の規定の適用を受ける法人は、申告書等に税額控除超過額相当額の加算に関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類を添付しなければならない。

（道府県民税の仮装経理法人税割額の範囲）

第九条の八 法第五十三条第五十二項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する道府県知事の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

（仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還

付)

第九條の八の二 道府県知事は、法第五十五條第一項又は第三項の規定により更正した道府県民税額（以下この項において「更正後道府県民税額」という。）が当該事業年度分に係る道府県民税の中間納付額に満たない場合において、法第五十三條第五十四項の規定により当該更正後道府県民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六條第二項又は第六十四條の規定による延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一及び二 略

2及び3 略

（法第五十三條第五十五項の仮装経理法人税割額の充当）

第九條の八の三 法第五十三條第五十五項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額（次條の規定により加算すべき金額がある場合には

付)

第九條の八の二 道府県知事は、法第五十五條第一項又は第三項の規定により更正した道府県民税額（以下この項において「更正後道府県民税額」という。）が当該事業年度分に係る道府県民税の中間納付額に満たない場合において、法第五十三條第五十二項の規定により当該更正後道府県民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六條第二項又は第六十四條の規定による延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一及び二 略

2及び3 略

（法第五十三條第五十三項の仮装経理法人税割額の充当）

第九條の八の三 法第五十三條第五十三項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額（次條の規定により加算すべき金額がある場合には

、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

（法第五十三条第五十五項の仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算）

第九条の八の四 道府県知事は、法第五十三条第五十五項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、法人の道府県民税の確定申告書の同項に規定する提出期限（当該提出期限後に法人の道府県民税の確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。）の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

（法第五十三条第五十六項第三号の政令で定める事実）

第九条の八の五 法第五十三条第五十六項第三号に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 三 略

（法第五十三条第五十八項の仮装経理法人税割額の充当）

、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

（法第五十三条第五十三項の仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算）

第九条の八の四 道府県知事は、法第五十三条第五十三項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、法人の道府県民税の確定申告書の同項に規定する提出期限（当該提出期限後に法人の道府県民税の確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。）の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

（法第五十三条第五十四項第三号の政令で定める事実）

第九条の八の五 法第五十三条第五十四項第三号に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 三 略

（法第五十三条第五十六項の仮装経理法人税割額の充当）

第九條の八の六 法第五十三條第五十八項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

（法第五十三條第五十八項の仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算）

第九條の九 道府県知事は、法第五十三條第五十八項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、同條第五十六項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前條の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

（租税条約の実施に係る控除不足額の充当）

第九條の九の二 法第五十三條第五十九項の規定により控除することができなかつた金額（次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。）がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には

第九條の八の六 法第五十三條第五十六項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

（法第五十三條第五十六項の仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算）

第九條の九 道府県知事は、法第五十三條第五十六項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、同條第五十四項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前條の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

（租税条約の実施に係る控除不足額の充当）

第九條の九の二 法第五十三條第五十七項の規定により控除することができなかつた金額（次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。）がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には

、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2及び3 略

（租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

）

第九条の九の三 道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第五十三条第五十項（同条第五十一項（同条第五十二項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第五十二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度と同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。以下この号において同じ。）が提出された日（当該法第五十三条第一項の申告書がその提出期限前に提出された場合には当該同項の申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合には当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2及び3 略

（租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

）

第九条の九の三 道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第五十三条第四十八項（同条第四十九項（同条第五十項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第五十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度と同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。以下この号において同じ。）が提出された日（当該法第五十三条第一項の申告書がその提出期限前に提出された場合には当該同項の申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合には当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第五十三條第五十項に規定する更正の請求があつた日（更正の請求がない場合には、同項に規定する更正があつた日）の翌日から起算して一年を経過する日

2 略

（単年度損益に係る法人の外国税額の損金の額算入）

第二十条の二の十七 各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された内国法人に係る各事業年度の単年度損益の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額（法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（同条第二十五項後段、第二十六項後段、第二十七項後段及び第三十一項後段の規定によりその限度とされる金額並びに同条第二十八項の規定の適用を受ける金額以外のものを除く。）に限る。第二十一条の五第一項において同じ。）のうち、当該内国法人の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課されたものは、損金の額に算入する。

2 各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された外国法人に係る各事業年度の単年度損益の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額（法人税法第四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額（同条第十項において準用する同法第六十九条第二十五項後段及び第二十六項後段の規定によりその限度とされる金額並びに同法第四十四条の二第十項において準用する同法第六十九条第二十八項の規定の適用を受ける金額以外のものを除く。）に限る。第二十一条の五第二項において同じ。）のうち、

二 法第五十三條第四十八項に規定する更正の請求があつた日（更正の請求がない場合には、同項に規定する更正があつた日）の翌日から起算して一年を経過する日

2 略

（単年度損益に係る法人の外国税額の損金の額算入）

第二十条の二の十七 各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された内国法人に係る各事業年度の単年度損益の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額（法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（同条第二十五項後段、第二十六項後段、第二十七項後段及び第三十一項後段の規定によりその限度とされる金額並びに同条第二十八項の規定の適用を受ける金額以外のものを除く。）に限る。第二十一条の五第一項において同じ。）のうち、当該内国法人の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課されたものは、損金の額に算入する。

2 各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された外国法人に係る各事業年度の単年度損益の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額（法人税法第四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額（同条第十項において準用する同法第六十九条第二十五項後段及び第二十六項後段の規定によりその限度とされる金額並びに同法第四十四条の二第十項において準用する同法第六十九条第二十八項の規定の適用を受ける金額以外のものを除く。）に限る。第二十一条の五第二項において同じ。）のうち、

当該外国法人の同法 第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対して課されたものは、損金の額に算入する。

(非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定)

第二十条の二の二十六 法第七十二条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事業と同項第二号に掲げる事業とを併せて行う内国法人に係る法第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「減算した金額との合計額」とあるのは「減算した金額との合計額に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び法の施行地外に有する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の二の十九に規定する場所（以下この項及び次項において「外国の事務所又は事業所」という。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち第七十二条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額」と、同条第二項中「とする」とあるのは「に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者のうち第七十二条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額とする」とする。

2
略

当該外国法人の法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対して課されたものは、損金の額に算入する。

(非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定)

第二十条の二の二十六 法第七十二条の二第一項第一号又は第三号に掲げる事業と同項第二号に掲げる事業とを併せて行う内国法人に係る法第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「減算した金額との合計額」とあるのは「減算した金額との合計額に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び法の施行地外に有する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の二の十九に規定する場所（以下この項及び次項において「外国の事務所又は事業所」という。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち第七十二条の二第一項第一号又は第三号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額」と、同条第二項中「とする」とあるのは「に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者のうち第七十二条の二第一項第一号又は第三号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額とする」とする。

2
略

3 事業税を課されない事業とその他の事業（法第七十二条の二第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事業に限る。以下この項において同じ。）とを併せて行う内国法人の資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十一第六項又は第七十二条の二十二第一項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。）に当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した金額とする。

4 事業税を課されない事業又は法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業とこれらの事業以外の事業（同項第一号、第三号及び第四号に掲げる事業に限る。以下この項において「その他の事業」という。）とを併せて行う外国法人の資本割の課税標準は、当該外国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十二第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とする。）に当該外国法人の恒久的施設の従業者のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該外国法人の恒久的施設の従業者の数で除して計算した金額とする。

5 略

6 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。次項において同じ。）と同条第一項第三号に掲げる事業及び同項第四号に掲げる事業のうち二以上の事業を併せて行う内国法人のそれぞれの事業に係る資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十一第六項又は第七十二条の二十二第一項の規定に

3 事業税を課されない事業とその他の事業（法第七十二条の二第一項第一号及び第三号）に掲げる事業に限る。以下この項において同じ。）とを併せて行う内国法人の資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十一第六項又は第七十二条の二十二第一項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。）に当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した金額とする。

4 事業税を課されない事業又は法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業とこれらの事業以外の事業（同項第一号及び第三号）に掲げる事業に限る。以下この項において「その他の事業」という。）とを併せて行う外国法人の資本割の課税標準は、当該外国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十二第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とする。）に当該外国法人の恒久的施設の従業者のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該外国法人の恒久的施設の従業者の数で除して計算した金額とする。

5 略

6 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。次項において同じ。）と同条第一項第三号に掲げる事業とを併せて行う内国法人のそれぞれの事業に係る資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十一第六項又は第七十二条の二十二第一項の規定に

より控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とし、法第七十二条の二十一第七項の規定又は第三項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする。）を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうちそれぞれの事業に係る者の数で按分して計算した金額とする。

7 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業、同項第三号に掲げる事業及び同項第四号に掲げる事業のうち二以上の事業を併せて行う外国法人のそれぞれの事業に係る資本割の課税標準は、当該外国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十二第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とし、法第七十二条の二十一第七項の規定又は第四項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする。）を当該外国法人の恒久的施設の従業者のうちそれぞれの事業に係る者の数で按分して計算した金額とする。

8 略

第二十一条の二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス製造事業者（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。以下この条において「ガス製造事業者」という。）

より控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とし、法第七十二条の二十一第七項の規定又は第三項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする。）を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうちそれぞれの事業に係る者の数で按分して計算した金額とする。

7 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業と同項第三号に掲げる事業とを併せて行う外国法人のそれぞれの事業に係る資本割の課税標準は、当該外国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十二第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とし、法第七十二条の二十一第七項の規定又は第四項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする。）を当該外国法人の恒久的施設の従業者のうちそれぞれの事業に係る者の数で按分して計算した金額とする。

8 略

第二十一条の二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス製造事業者（

以下この条において「ガス製造事業者」という。）又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。以下この条において「旧一般ガスみなし

である法人が、ガス製造事業者に該当しないこととなり、かつ、

当該法人がその該当しないこととなつた日を含む事業年度開始の日の前日を含む事業年度においてガス供給業のうち同法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもの（以下この条において「対象ガス供給業」という。）を行つていた場合において、当該法人の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定するときは、当該法人が、当該法人の当該該当しないこととなつた日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を同項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定していたものとみなす。

（法第七十二条の二十四の二第一項の収入金額の範囲）

第二十二條 法第七十二条の二十四の二第一項に規定する政令で定める収入金額は、次に掲げるものとする。

一 四 略

五 電気供給業又はガス供給業（法第七十二条の二第一項第二号に規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業をいう。以下この条において同じ。）を行う法人がその事業に必要な施設を設けるため、電気又はガスの需要者その他その施設により便益を受け

ガス小売事業者」という。）である法人が、ガス製造事業者及び旧一般

ガスみなしガス小売事業者のいずれにも該当しないこととなり、かつ、当該法人がその該当しないこととなつた日を含む事業年度開始の日の前日を含む事業年度においてガス供給業のうちガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもの（以下この条において「特定ガス供給業」という。）を行つていた場合において、当該法人の特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定するときは、当該法人が、当該法人の当該該当しないこととなつた日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を同項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定していたものとみなす。

（法第七十二条の二十四の二第一項の収入金額の範囲）

第二十二條 法第七十二条の二十四の二第一項に規定する政令で定める収入金額は、次に掲げるものとする。

一 四 略

五 電気供給業又はガス供給業（法第七十二条の二第一項第二号に規定するガス供給業をいう。以下この条において同じ。）を行う法人がその事業に必要な施設を設けるため、電気又はガスの需要者その他その施設により便益を受け

る者から収納する金額

六 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十八条の四十第二項第一号の交付金

七 七十二 略

（個人の外国税額の必要経費算入）

第三十五条の三の二 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する個人で外国の法令により所得税に相当する税を課されたものに係る事業税の課税標準である所得の計算については、当該外国の法令により課された外国の所得税に相当する税の額（所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額（同条第十項後段及び第十一項後段の規定によりその限度とされる金額以外のものを除く。）に限る。）のうち、当該個人の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課されたものは、必要な経費に算入する。

（法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額）

第三十五条の四の七 道府県は、毎年度、法第七十二条の七十六の規定により同条に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同条に規定する各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から当該年度七月までの間に収入した

る者から収納する金額

六 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十八条の四十第二項の交付金

七 七十二 略

（個人の外国税額の必要経費算入）

第三十五条の三の二 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する個人で外国の法令により所得税に相当する税を課されたものに係る事業税の課税標準である所得の計算については、当該外国の法令により課された外国の所得税に相当する税の額

のうち、当該個人の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課されたものは、必要な経費に算入する。

（法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額）

第三十五条の四の七 道府県は、毎年度、法第七十二条の七十六の規定により同条に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同条に規定する各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から当該年度七月までの間に収入した

2
6
略

略

した額

法人の行う事業に対する事業税の額（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以下この表において同じ。）の百分の七・七に相当する額

一 当該道府県が当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合（次号に掲げる場合を除く。）

～ 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額から当該期間内に歳出予算から支出した法人の行う事業に対する事業税の還付金の額（次号及び次項第一号において「還付金支出額」という。）を控除した額

二 当該道府県が超過税率課税道府県（法第七十条の二十四の七第九項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する道府県をいう。次項において同じ。）である場合 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（還付金支出額がある場合には、当該還付金支出額を控除した額）から当該額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額に相当する額を控除した額

2
6
略

略

した額

法人の行う事業に対する事業税の額（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以下この表において同じ。）の百分の七・七に相当する額

一 当該道府県が当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合（次号に掲げる場合を除く。）

～ 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額から当該期間内に歳出予算から支出した法人の行う事業に対する事業税の還付金の額（次号及び次項第一号において「還付金支出額」という。）を控除した額

二 当該道府県が超過税率課税道府県（法第七十条の二十四の七第八項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する道府県をいう。次項において同じ。）である場合 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（還付金支出額がある場合には、当該還付金支出額を控除した額）から当該額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額に相当する額を控除した額

(法第七十三条の十四第七項の不動産)

第三十八条 法第七十三条の十四第七項に規定する政令で定める不動産は、地方公共団体、土地開発公社又は独立行政法人都市再生機構が同項に規定する公共事業を行う者に代わつて取得する不動産で、その者によりその譲渡を受けてこれを当該公共事業の用に供する旨の証明がされたものとする。

(法第七十三条の十四第七項の不動産等の価格の決定)

第三十九条 道府県知事は、次の各号に掲げる不動産でそれらの価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについては、当該各号に掲げる日現在におけるその価格を決定するものとする。

- 一 法第七十三条の十四第七項に規定する被収用不動産等 収用され、若しくは譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日
- 二 法第七十三条の十四第九項に規定する従前の不動産で土地区画整理法第九十四条の規定による清算金を受けたもの 換地処分公告があった日
- 三 法第七十三条の十四第九項に規定する従前の不動産で都市再開発法第九十一条第一項の規定による補償金を受けたもの 権利変換期日
- 四 法第七十三条の十四第九項に規定する従前の不動産で密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百二十六条第一項の規定による補償金を受けたもの 同法第二百二十五条第一項第二十四号の権利変換期日
- 五 法第七十三条の十四第十項第一号の交換分合によつて失つた土地

(法第七十三条の十四第六項の不動産)

第三十八条 法第七十三条の十四第六項に規定する政令で定める不動産は、地方公共団体、土地開発公社又は独立行政法人都市再生機構が同項に規定する公共事業を行う者に代わつて取得する不動産で、その者によりその譲渡を受けてこれを当該公共事業の用に供する旨の証明がされたものとする。

(法第七十三条の十四第六項の不動産等の価格の決定)

第三十九条 道府県知事は、次の各号に掲げる不動産でそれらの価格が固定資産課税台帳に登録されていないものについては、当該各号に掲げる日現在におけるその価格を決定するものとする。

- 一 法第七十三条の十四第六項に規定する被収用不動産等 収用され、若しくは譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日
- 二 法第七十三条の十四第八項に規定する従前の不動産で土地区画整理法第九十四条の規定による清算金を受けたもの 換地処分公告があった日
- 三 法第七十三条の十四第八項に規定する従前の不動産で都市再開発法第九十一条第一項の規定による補償金を受けたもの 権利変換期日
- 四 法第七十三条の十四第八項に規定する従前の不動産で密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百二十六条第一項の規定による補償金を受けたもの 同法第二百二十五条第一項第二十四号の権利変換期日
- 五 法第七十三条の十四第九項第一号の交換分合によつて失つた土地

当該交換分合に係る交換分合計画の公告があつた日

六略

(法第七十三条の十四第九項の政令で定める場合)

第三十九条の二 法第七十三条の十四第九項第二号に規定する政令で定める場合は、市街地再開発事業の施行者が、施設建築物の構造、配置設計、用途構成、環境又は利用状況等につき、都市再開発法第七十一条第一項の申出をした者の従前の生活又は事業を継続することを困難又は不適當とする事情があることにより同項の申出がされたと認める場合とする。

2 法第七十三条の十四第九項第三号に規定する政令で定める場合は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二条第五号に規定する防災街区整備事業の同法第一百七十七条第一号に規定する施行者が、同条第五号に規定する防災施設建築物の構造、配置設計、用途構成、環境又は利用状況等につき、同法第二百三条第一項の申出をした者の従前の生活又は事業を継続することを困難又は不適當とする事情があることにより同項の申出がされたと認める場合とする。

(法第七十三条の十四第十項の政令で定める土地の取得)

第三十九条の二の二 法第七十三条の十四第十項に規定する政令で定める土地の取得は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の四第一項の規定により交換分合計画において当該交換分合計画に係る土地の所有者以外の者が取得すべき土地として定め

当該交換分合に係る交換分合計画の公告があつた日

六略

(法第七十三条の十四第八項の政令で定める場合)

第三十九条の二 法第七十三条の十四第八項第二号に規定する政令で定める場合は、市街地再開発事業の施行者が、施設建築物の構造、配置設計、用途構成、環境又は利用状況等につき、都市再開発法第七十一条第一項の申出をした者の従前の生活又は事業を継続することを困難又は不適當とする事情があることにより同項の申出がされたと認める場合とする。

2 法第七十三条の十四第八項第三号に規定する政令で定める場合は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二条第五号に規定する防災街区整備事業の同法第一百七十七条第一号に規定する施行者が、同条第五号に規定する防災施設建築物の構造、配置設計、用途構成、環境又は利用状況等につき、同法第二百三条第一項の申出をした者の従前の生活又は事業を継続することを困難又は不適當とする事情があることにより同項の申出がされたと認める場合とする。

(法第七十三条の十四第九項の政令で定める土地の取得)

第三十九条の二の二 法第七十三条の十四第九項に規定する政令で定める土地の取得は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の四第一項の規定により交換分合計画において当該交換分合計画に係る土地の所有者以外の者が取得すべき土地として定め

られた土地の取得とする。

(法第七十三条の十四第十五項の政令で定める者)

第三十九条の二の三 法第七十三条の十四第十五項に規定する政令で定める者は、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会とする。

(総所得金額の算定の特例)

第四十八条の五の二 法第三百十三條第二項の規定により同条第一項の総

所得金額を算定する場合には、所得税法第三十五条第四項第一号中「第二条第一項第三十号(定義)」に規定する合計所得金額」とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額」と、租税特別措置法第四十一条の三の三第四項第三号中「所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族」とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族」と、同条第四号中「所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者」とあるのは「地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者」と、同法第四十一条の十五の三第一項中「同条第四項(同法第六十五条第一項において適用する場合を含む。)」とあるのは「地方税法第三百十三條第二項の規定によりその例によることとされる所得税法第三十五条第四項」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法施行令第四十八条の五の二の規定により読み替えられた同法」として、これらの

られた土地の取得とする。

(法第七十三条の十四第十四項の政令で定める者)

第三十九条の二の三 法第七十三条の十四第十四項に規定する政令で定める者は、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会とする。

規定の例によるものとする。

(非居住者期間を有する所得割の納税義務者の課税標準の算定)

第四十八条の五の三 略

2 | 前項の規定により同項の総所得金額を算定する場合には、所得税法第百六十五条の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四項第一号中「第二条第一項第三十号(定義)」に規定する合計所得金額」とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額」と、租税特別措置法第四十一条の三の三第四項第三号中「所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族」とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族」と、同項第四号中「所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者」とあるのは「地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者」と、同法第四十一条の十五の三第一項中「同条第四項(同法第六十五条第一項において適用する場合を含む。)」とあるのは「同法第六十五条の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四項」と、「ついでに、同法」とあるのは「ついでに、地方税法施行令第四十八条の五の三第二項の規定により読み替えられた同法」と、所得税法施行令第二百五十八条第二項中「法第三十五条第四項」とあるのは「地方税法施行令第四十八条の五の三第二項の規定により読み替えられた法第三十五条第四項」として、これらの規定の例によるものとする。

3 | 法第三百十三條第三項及び第四項の規定は、第一項の総所得金額、退

(非居住者期間を有する所得割の納税義務者の課税標準の算定)

第四十八条の五の二 略

2 | 法第三百十三條第三項及び第四項の規定は、前項の総所得金額、退

職所得金額又は山林所得金額の算定について準用する。この場合において、同条第三項中「第五十七条第二項」とあるのは「第六十五条の規定により準ずることとされる同法第五十七条第二項」と、同条第四項中「第五十六条」とあるのは「第六十五条の規定により準ずることとされる同法第五十六条」と読み替えるものとする。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額の充当)

第四十八条の九の三 市町村長は、法第三百十四条の九第一項の納税義務者に同条第二項又は第三項に規定する控除することができなかった金額（以下この条から第四十八条の九の五までにおいて「控除不足額」という。）がある場合には、当該納税義務者の法第三百十四条の九第一項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税又は市町村民税の法第十七条の四に規定する賦課決定（法第三百二十一条の二第一項の規定による追徴に係るものを除く。）後、納税通知書を発する前に、当該控除不足額を当該個人の道府県民税又は市町村民税に充当するものとする。

2 略

3 控除不足額のうち第一項の規定による充当をすることができなかった部分の金額がある場合において、当該納税義務者に未納に係る地方団体の徴収金があるときは、次の各号の順序により、当該充当をすることができなかった部分の金額（第四十八条の九の五の規定により加算すべき金額を含む。）をこれに充当するものとする。

一 当該納税義務者の法第三百十四条の九第一項の確定申告書に係る年

職所得金額又は山林所得金額の算定について準用する。この場合において、同条第三項中「第五十七条第二項」とあるのは「第六十五条の規定により準ずることとされる同法第五十七条第二項」と、同条第四項中「第五十六条」とあるのは「第六十五条の規定により準ずることとされる同法第五十六条」と読み替えるものとする。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額の充当)

第四十八条の九の三 市町村長は、法第三百十四条の九第一項の納税義務者に同条第二項又は第三項に規定する控除することができなかった金額（以下この条から第四十八条の九の五までにおいて「控除不足額」という。）がある場合においては、当該納税義務者の法第三百十四条の九第一項の申告書に係る年度分の個人の道府県民税又は市町村民税の法第十七条の四に規定する賦課決定（法第三百二十一条の二第一項の規定による追徴に係るものを除く。）後、納税通知書を発する前に、当該控除不足額を当該個人の道府県民税又は市町村民税に充当するものとする。

2 略

3 控除不足額のうち第一項の規定による充当をすることができなかった部分の金額がある場合において、当該納税義務者に未納に係る地方団体の徴収金があるときは、次の各号の順序により、当該充当をすることができなかった部分の金額（第四十八条の九の五の規定により加算すべき金額を含む。）をこれに充当するものとする。

一 当該納税義務者の法第三百十四条の九第一項の申告書に係る年度分

の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税又は市町村民税で
法第三百二十一条の二第一項の規定により追徴すべきものがあるとき
は、当該個人の道府県民税又は市町村民税に充当する。

二 略

4及び5 略

(給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による
提供)

第四十八条の九の七の二 略

(公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方法
による提供)

第四十八条の九の七の三 略

(外国の法人税等の額の控除)

第四十八条の十三 法第三百二十一条の八第三十八項に規定する外国の法
人税等(以下この条及び次条 において「外国の法人税等」という
。)の範囲については法人税法施行令第四百一条の規定を準用し、外
国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除
対象外国法人税の額及び同法第四百四十四条の二第一項に規定する控除対
象外国法人税の額の計算の例による。

2 30 略

の個人の道府県民税又は市町村民税で
法第三百二十一条の二第一項の規定により追徴すべきものがあるとき
は、当該個人の道府県民税又は市町村民税に充当する。

二 略

4及び5 略

(給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による
提供)

第四十八条の九の七の二 略

(公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法
による提供)

第四十八条の九の七の三 略

(外国の法人税等の額の控除)

第四十八条の十三 法第三百二十一条の八第三十八項に規定する外国の法
人税等(以下この条及び次条第四項において「外国の法人税等」という
。)の範囲については法人税法施行令第四百一条の規定を準用し、外
国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除
対象外国法人税の額及び同法第四百四十四条の二第一項に規定する控除対
象外国法人税の額の計算の例による。

2 30 略

(税額控除不足額相当額の控除等)

第四十八条の十三の二 前条第二十項から第二十八項までの規定は、法人税法第七十一条第一項又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の前三年内事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第四十二項(同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により控除することとされた税額控除不足額相当額(法第三百二十一条の八第四十二項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項及び第四項において同じ。)のうち、当該法人税割額を超えることとなるため控除することができなかつた額で前事業年度以前の事業年度の法人税割額について控除されなかつた部分の額について準用する。この場合において、前条第二十項から第二十三項まで、第二十五項、第二十六項及び第二十八項中「控除未済外国法人税等額」とあるのは、「控除未済税額控除不足額相当額」と読み替えるものとする。

2 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第四十二項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき税額控除不足額相当額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる税額控除不足額相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数(当該事業年度の市町村民税の控除限度額の計算について前条第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の六で除

(税額控除不足額相当額の控除等)

第四十八条の十三の二 前条第二十項から第二十八項までの規定は、法人税法第七十一条第一項又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の前三年内事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第四十一項(同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により控除することとされた税額控除不足額相当額(法第三百二十一条の八第四十一項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項及び第四項において同じ。)のうち、当該法人税割額を超えることとなるため控除することができなかつた額で前事業年度以前の事業年度の法人税割額について控除されなかつた部分の額について準用する。この場合において、前条第二十項から第二十三項まで、第二十五項、第二十六項及び第二十八項中「控除未済外国法人税等額」とあるのは、「控除未済税額控除不足額相当額」と読み替えるものとする。

2 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第四十一項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき税額控除不足額相当額は、当該法人に係る同項の規定により控除することができる税額控除不足額相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数(当該事業年度の市町村民税の控除限度額の計算について前条第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の六で除

して得た数)に按分して計算した額とする。

3 前項の規定は、二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第四十三項(同条第四十七項及び第四十八項)において準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。)の規定により関係市町村ごとの法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額(同条第四十三項)に規定する税額控除超過額相当額をいう。第五項において同じ。)について準用する。

4 法第三百二十一条の八第四十二項の規定は、同条第一項、第三十四項若しくは第三十五項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書。以下この項及び次項において「申告書等」という。)に税額控除不足額相当額の控除に関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類の添付がある場合(第一項において準用する前条第二十項の規定については、当該申告書等を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度以後の各事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書等を提出している場合)に限り、適用する。この場合において、法第三百二十一条の八第四十二項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

して得た数)に按分して計算した額とする。

3 前項の規定は、二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第四十二項(同条第四十五項及び第四十六項)において準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。)の規定により関係市町村ごとの法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額(同条第四十二項)に規定する税額控除超過額相当額をいう。第五項において同じ。)について準用する。

4 法第三百二十一条の八第四十一項の規定は、同条第一項、第三十四項若しくは第三十五項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書。以下この項及び次項において「申告書等」という。)に税額控除不足額相当額の控除に関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類の添付がある場合(第一項において準用する前条第二十項の規定については、当該申告書等を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度以後の各事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書等を提出している場合)に限り、適用する。この場合において、法第三百二十一条の八第四十一項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

5 法第三百二十一条の八第四十三項の規定の適用を受ける法人は、申告書等に税額控除超過額相当額の加算に関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類を添付しなければならない。この場合において、同項の規定により加算されるべき金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

(市町村民税の仮装経理法人税割額の範囲)

第四十八条の十四 法第三百二十一条の八第五十四項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する市町村長の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

(仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に係る延滞金の還付)

第四十八条の十四の二 市町村長は、法第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定により更正した市町村民税額（以下この項において「更正後市町村民税額」という。）が当該事業年度分に係る市町村民税の中間納付額に満たない場合において、法第三百二十一条の八第五十四項の規定により当該更正後市町村民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該市町村民税の中間納付額について納付された法第三百二十一条の十二第二項又は第三百二十六条

5 法第三百二十一条の八第四十二項の規定の適用を受ける法人は、申告書等に税額控除超過額相当額の加算に関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(市町村民税の仮装経理法人税割額の範囲)

第四十八条の十四 法第三百二十一条の八第五十二項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する市町村長の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

(仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に係る延滞金の還付)

第四十八条の十四の二 市町村長は、法第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定により更正した市町村民税額（以下この項において「更正後市町村民税額」という。）が当該事業年度分に係る市町村民税の中間納付額に満たない場合において、法第三百二十一条の八第五十二項の規定により当該更正後市町村民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該市町村民税の中間納付額について納付された法第三百二十一条の十二第二項又は第三百二十六条

の規定による延滞金があるときは、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に対応するものとして、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該市町村民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、市町村民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一及び二 略

2及び3 略

(法第三百二十一条の八第五十五項の仮装経理法人税割額の充当)

第四十八条の十四の三 法第三百二十一条の八第五十五項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

(法第三百二十一条の八第五十五項の仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第四十八条の十四の四 市町村長は、法第三百二十一条の八第五十五項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、法人の市町村民税の確定申告書(同項に規定する法人の市町村民税の確定申告書をいう。以

の規定による延滞金があるときは、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に対応するものとして、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該市町村民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、市町村民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一及び二 略

2及び3 略

(法第三百二十一条の八第五十三項の仮装経理法人税割額の充当)

第四十八条の十四の三 法第三百二十一条の八第五十三項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

(法第三百二十一条の八第五十三項の仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第四十八条の十四の四 市町村長は、法第三百二十一条の八第五十三項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、法人の市町村民税の確定申告書(同項に規定する法人の市町村民税の確定申告書をいう。以

下この項において同じ。)の同条第五十五項に規定する提出期限(当該提出期限後に法人の市町村民税の確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならぬ。

2
略

(法第三百二十一条の八第五十六項第三号の政令で定める事実)

第四十八条の十四の五 法第三百二十一条の八第五十六項第三号に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 三 略

(法第三百二十一条の八第五十八項の仮装経理法人税割額の充当)

第四十八条の十四の六 法第三百二十一条の八第五十八項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2
略

下この項において同じ。)の同条第五十三項に規定する提出期限(当該提出期限後に法人の市町村民税の確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならぬ。

2
略

(法第三百二十一条の八第五十四項第三号の政令で定める事実)

第四十八条の十四の五 法第三百二十一条の八第五十四項第三号に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 三 略

(法第三百二十一条の八第五十六項の仮装経理法人税割額の充当)

第四十八条の十四の六 法第三百二十一条の八第五十六項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2
略

(法第三百二十一条の八第五十八項の仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第四十八条の十四の七 市町村長は、法第三百二十一条の八第五十八項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、同条第五十六項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

(租税条約の実施に係る控除不足額の充当)

第四十八条の十五 法第三百二十一条の八第五十九項の規定により控除しきれなかつた金額(次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。)がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2及び3 略

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

第四十八条の十五の二 市町村長は、租税条約の実施に係る控除不足額を

(法第三百二十一条の八第五十六項の仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第四十八条の十四の七 市町村長は、法第三百二十一条の八第五十六項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、同条第五十四項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

(租税条約の実施に係る控除不足額の充当)

第四十八条の十五 法第三百二十一条の八第五十七項の規定により控除しきれなかつた金額(次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。)がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2及び3 略

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

第四十八条の十五の二 市町村長は、租税条約の実施に係る控除不足額を

還付する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第三百二十一条の八第五十項（同条第五十二項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第五十二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度の同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。以下この号において同じ。）が提出された日（当該法第三百二十一条の八第一項の申告書がその提出期限前に提出された場合には当該同項の申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合には当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第三百二十一条の八第五十項に規定する更正の請求があつた日（更正の請求がない場合には、これらの規定に規定する更正があつた日）の翌日から起算して一年を経過する日

2
略

（法第三百四十九条の三第二項の法人等）

第五十二条の二 法第三百四十九条の三第二項に規定する政令で定める法

還付する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第三百二十一条の八第四十八項（同条第四十九項（同条第五十項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び同条第五十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度の同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。以下この号において同じ。）が提出された日（当該法第三百二十一条の八第一項の申告書がその提出期限前に提出された場合には当該同項の申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合には当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第三百二十一条の八第四十八項に規定する更正の請求があつた日（更正の請求がない場合には、これらの規定に規定する更正があつた日）の翌日から起算して一年を経過する日

2
略

（法第三百四十九条の三第二項の法人等）

第五十二条の二 法第三百四十九条の三第二項に規定する政令で定める法

人は、ガス事業法第二条第六項の一般ガス導管事業者（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者を除く。以下この項において同じ。）を構成員とする事業協同組合及び当該一般ガス導管事業者の出資に係る法人（総務省令で定める要件に該当するものに限る。）で、専ら当該一般ガス導管事業者に対してガスを供給することを目的として設立されたものとする。

2
略

（法第五百八十七条第一項の取得等）

第五十四条の三十二 法第五百八十七条第一項に規定する政令で定める取得は、次に掲げる取得とする。

- 一 公共事業（法第七十三条の十四第七項に規定する公共事業をいう。以下この号において同じ。）の用に供するため不動産を収用されて補償金を受けた者、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に、これらの者が公共事業を行う者に代わつて取得する不動産で、その者によりその譲渡を受けてこれを公共事業の用に供する旨の証明がされたものを譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から二年以内に、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条にお

人は、ガス事業法第二条第六項の一般ガス導管事業者

を構成員とする事業協同組合及び当該一般ガス導管事業者の出資に係る法人（総務省令で定める要件に該当するものに限る。）で、専ら当該一般ガス導管事業者に対してガスを供給することを目的として設立されたものとする。

2
略

（法第五百八十七条第一項の取得等）

第五十四条の三十二 法第五百八十七条第一項に規定する政令で定める取得は、次に掲げる取得とする。

- 一 公共事業（法第七十三条の十四第六項に規定する公共事業をいう。以下この号において同じ。）の用に供するため不動産を収用されて補償金を受けた者、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に、これらの者が公共事業を行う者に代わつて取得する不動産で、その者によりその譲渡を受けてこれを公共事業の用に供する旨の証明がされたものを譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から二年以内に、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条にお

いて「被収用不動産等」という。)に代わるものと市町村長が認める土地(当該市町村長の認定前に既に同項の規定により当該被収用不動産等に代わるものと道府県知事が認めた土地があるときは、当該土地とする。)を取得した場合における当該土地の取得

二 法第七十三条の第十四第八項の規定の適用がある土地の取得

三 法第七十三条の第十四第九項第二号に掲げる補償金又は同項第三号に掲げる清算金を受けた者が、同項第二号又は第三号に定める日から二年内に、当該補償金又は清算金を受けた不動産(以下この条において「従前の不動産」という。)に代わるものと市町村長が認める土地(当該市町村長の認定前に既に同項の規定により当該従前の不動産に代わるものと道府県知事が認めた土地があるときは、当該土地とする。)を取得した場合における当該土地の取得

四〇七 略

2 法第五百八十七条第一項に規定する政令で定める土地は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一及び二 略

三 土地でその取得が前項第一号から第三号までに掲げる取得に該当するもの 当該土地(当該土地に係る被収用不動産に係る補償金、対価若しくは移転補償金の額、法第七十三条の第十四第八項に規定する従前の宅地等の価額の合計額又は従前の不動産に係る補償金若しくは清算金の額に対応するものとして総務省令で定める土地に限る。)のうち、当該土地に係る従前の不動産等(被収用不動産等、同項に規定する従前の宅地等又は従前の不動産をいう。以下この号及び第五十四条

いて「被収用不動産等」という。)に代わるものと市町村長が認める土地(当該市町村長の認定前に既に同項の規定により当該被収用不動産等に代わるものと道府県知事が認めた土地があるときは、当該土地とする。)を取得した場合における当該土地の取得

二 法第七十三条の第十四第七項の規定の適用がある土地の取得

三 法第七十三条の第十四第八項第二号に掲げる補償金又は同項第三号に掲げる清算金を受けた者が、同項第二号又は第三号に定める日から二年内に、当該補償金又は清算金を受けた不動産(以下この条において「従前の不動産」という。)に代わるものと市町村長が認める土地(当該市町村長の認定前に既に同項の規定により当該従前の不動産に代わるものと道府県知事が認めた土地があるときは、当該土地とする。)を取得した場合における当該土地の取得

四〇七 略

2 法第五百八十七条第一項に規定する政令で定める土地は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一及び二 略

三 土地でその取得が前項第一号から第三号までに掲げる取得に該当するもの 当該土地(当該土地に係る被収用不動産に係る補償金、対価若しくは移転補償金の額、法第七十三条の第十四第七項に規定する従前の宅地等の価額の合計額又は従前の不動産に係る補償金若しくは清算金の額に対応するものとして総務省令で定める土地に限る。)のうち、当該土地に係る従前の不動産等(被収用不動産等、同項に規定する従前の宅地等又は従前の不動産をいう。以下この号及び第五十四条

の三十四第二項第七号において同じ。)が非適用土地であつた土地(当該従前の不動産等で土地以外のものに代わる土地を含む。)

四〇七 略

3 略

4 法第五百八十七條第二項に規定する政令で定める取得は、次に掲げる取得とする。

一 第一項第一号から第三号までに掲げる土地の取得(当該土地に係る被収用不動産等に係る補償金、対価若しくは移転補償金の額、法第七十三條の十四第八項に規定する従前の宅地等の価額の合計額又は従前の不動産に係る補償金若しくは清算金の額に対応するものとして総務省令で定める土地の取得に限る。)

二〇五 略

第五十六條の八十四の二 略

2 略

3 法第七百二條の四の二に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 区分所有に係る特例適用家屋(法第三百四十一條第十二号に規定する区分所有に係る家屋(以下この号及び次項において「区分所有に係る家屋」という。))である特例適用家屋をいう。以下この項及び次項において同じ。)及び共有物である特例適用家屋以外の特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る都市計画税額に、被災家屋の床面積(当該

の三十四第二項第七号において同じ。)が非適用土地であつた土地(当該従前の不動産等で土地以外のものに代わる土地を含む。)

四〇七 略

3 略

4 法第五百八十七條第二項に規定する政令で定める取得は、次に掲げる取得とする。

一 第一項第一号から第三号までに掲げる土地の取得(当該土地に係る被収用不動産等に係る補償金、対価若しくは移転補償金の額、法第七十三條の十四第七項に規定する従前の宅地等の価額の合計額又は従前の不動産に係る補償金若しくは清算金の額に対応するものとして総務省令で定める土地の取得に限る。)

二〇五 略

第五十六條の八十四の二 略

2 略

3 法第七百二條の四の二に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 区分所有に係る特例適用家屋(法第三百四十一條第十二号に規定する区分所有に係る家屋(以下この号及び次項において「区分所有に係る家屋」という。))である特例適用家屋をいう。以下この項及び次項において同じ。)及び共有物である特例適用家屋以外の特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る都市計画税額に、被災家屋の床面積(当該

被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、第一項第一号に掲げる者が所有していた当該被災家屋の専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第三項に規定する専有部分をいう。次号において同じ。）の床面積とし、当該被災家屋が共有物であるときは、第一項第一号に掲げる者が有していた当該被災家屋に係る持分の割合を当該被災家屋の床面積に乗じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特別適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額二及び三 略

（国民健康保険税の基礎課税額等の限度）

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一项に規定する政令で定める金額は、六十五万円とする。

2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、二十万円とする。

3 略

（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節（個人の市町村民税に関する規定並びに第四十八条の十二の二第一項、第四十

被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、第一項第一号に掲げる者が所有していた当該被災家屋の専有部分（建物の区分所有等に関する法律 第二条第三項に規定する専有部分をいう。次号において同じ。）の床面積とし、当該被災家屋が共有物であるときは、第一項第一号に掲げる者が有していた当該被災家屋に係る持分の割合を当該被災家屋の床面積に乗じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特別適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額二及び三 略

（国民健康保険税の基礎課税額等の限度）

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一项に規定する政令で定める金額は、六十三万円とする。

2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、十九万円とする。

3 略

（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節（個人の市町村民税に関する規定並びに第四十八条の十二の二第一項、第四十

八条の十二の三第一項、第四十八条の十三第二十九項及び第四十八条の十三の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）を除く。）

の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

第五十七条の二の五 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は

事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。）の規定により都民税の法人税割額から控除すべき税額控除不足額相当額（同条第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項）において準用する場合を含む。）に規定する税額控除不足額相当額をいう。）は、第一条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 当該事業年度の法第五十三条第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する税額控除不足額相当額（以下この号において「税額控除不足額相当額」という。）（当該事業年度の同条第四十二項に規定する申告納付すべき法人税割額に相当する額を限度とする。）から同項の規

八条の十二の三第一項、第四十八条の十三第二十九項及び第四十八条の十三の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）を除く。）及び第五十七条の五の二（第八号に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十七条の五の二第八号	市町村民税	都民税
	略	

第五十七条の二の五 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は

事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）の規定により都民税の法人税割額から控除すべき税額控除不足額相当額（同条第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項）において準用する場合を含む。）に規定する税額控除不足額相当額をいう。）は、第一条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 当該事業年度の法第五十三条第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する税額控除不足額相当額（以下この号において「税額控除不足額相当額」という。）（当該事業年度の同条第四十一項に規定する申告納付すべき法人税割額に相当する額を限度とする。）から同項の規

定により控除することができ、税額控除不足額相当額を控除した額

- 二 当該事業年度の法第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する税額控除不足額相当額（以下この号において「税額控除不足額相当額」という。）（当該事業年度の同条第四十二項に規定する申告納付すべき法人税割額に相当する額を限度とする。）から同項の規定により控除することができる税額控除不足額相当額を控除した額

- 2 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。）の規定により都民税の法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額（同条第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。）に規定する税額控除超過額相当額をいう。）は、第一条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 当該事業年度の法第五十三条第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する税額控除超過額相当額（以下この号において「税額控除超過額相当額」という。）から同条第四十三項の規定により加算することとされる税額控除超過額相当額を控除した額

- 二 当該事業年度の法第三百二十一条の八第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する税額控除超過額相当額（以下この号において「税額

定により控除することができ、税額控除不足額相当額を控除した額

- 二 当該事業年度の法第三百二十一条の八第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する税額控除不足額相当額（以下この号において「税額控除不足額相当額」という。）（当該事業年度の同条第四十一項に規定する申告納付すべき法人税割額に相当する額を限度とする。）から同項の規定により控除することができる税額控除不足額相当額を控除した額

- 2 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）の規定により都民税の法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額（同条第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）に規定する税額控除超過額相当額をいう。）は、第一条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 当該事業年度の法第五十三条第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する税額控除超過額相当額（以下この号において「税額控除超過額相当額」という。）から同条第四十二項の規定により加算することとされる税額控除超過額相当額を控除した額

- 二 当該事業年度の法第三百二十一条の八第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する税額控除超過額相当額（以下この号において「税額

控除超過額相当額」という。)から同条第四十三項の規定により加算することとされる税額控除超過額相当額を控除した額

(都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第五十七条の二の八 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から当該年度七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額(次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以下この表において同じ。)の百分の七・七に相当する額 一 都が当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額から当該期間内に歳出予算から支出した法人の行う事業に対する事業税の還付金の額(次号及び次項第一号において「還付金支出額」という。)を控除した額
	二 都が法第七十二条の二十四の七第九項の規定

控除超過額相当額」という。)から同条第四十二項の規定により加算することとされる税額控除超過額相当額を控除した額

(都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第五十七条の二の八 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から当該年度七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額(次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以下この表において同じ。)の百分の七・七に相当する額 一 都が当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額から当該期間内に歳出予算から支出した法人の行う事業に対する事業税の還付金の額(次号及び次項第一号において「還付金支出額」という。)を控除した額
	二 都が法第七十二条の二十四の七第八項の規定

により標準税率を超える税率で事業税を課する
 場合 当該期間内に収入した法人の行う事業に
 対する事業税の額（還付金支出額がある場合に
 は、当該還付金支出額を控除した額）から当該
 額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額に
 相当する額を控除した額

略

- 2 都は、法第七十二条の二十四の七第九項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、毎年度、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を上回る場合には第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の七・七に相当する額を翌年度八月の交付時期に交付すべき額から減額し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る場合には同号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の七・七に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算するものとする。
- 一及び二 略
- 3 略

(特定徴収金の収納)

第五十七条の五 地方税共同機構（以下この条及び次条

において「機構」という。）は、特定徴収金（法第七百四十七条の六第二項に規定する特定徴収金をいう。以下この条及び次条

において同じ。）の納付又は納入に関する事項として総務省令で定める事項が記載された書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的

により標準税率を超える税率で事業税を課する
 場合 当該期間内に収入した法人の行う事業に
 対する事業税の額（還付金支出額がある場合に
 は、当該還付金支出額を控除した額）から当該
 額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額に
 相当する額を控除した額

略

- 2 都は、法第七十二条の二十四の七第八項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、毎年度、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を上回る場合には第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の七・七に相当する額を翌年度八月の交付時期に交付すべき額から減額し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る場合には同号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の七・七に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算するものとする。
- 一及び二 略
- 3 略

(特定徴収金の収納)

第五十七条の五 地方税共同機構（以下この条及び第五十七条の五の三に

において「機構」という。）は、特定徴収金（法第七百四十七条の五の二第二項に規定する特定徴収金をいう。以下この条及び第五十七条の五の三

において同じ。）の納付又は納入に関する事項として総務省令で定める事項が記載された書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的

記録（法第二十二條の四第一項に規定する電磁的記録をいう。）を含む。
。次条第二項 において「納付事項記載書類等」という。
）に基づかなければ、特定徴収金の収納をすることができない。

2及び3 略

記録（法第二十二條の四第一項に規定する電磁的記録をいう。）を含む。
。第五十七條の五の三第二項において「納付事項記載書類等」という。
）に基づかなければ、特定徴収金の収納をすることができない。

2及び3 略

（法第七百四十七條の五の二第二項の政令で定める地方税）

第五十七條の五の二 法第七百四十七條の五の二第二項に規定する政令で定める地方税は、次に掲げるものとする。

一 個人の道府県民税（法第四十一條第一項の規定によりその例によることとされる法第三百二十一條の三又は第三百二十八條の四の規定により特別徴収の方法により徴収するものに限る。）及び市町村民税（法第三百二十一條の三又は第三百二十八條の四の規定により特別徴収の方法により徴収するものに限る。）

二 法人の道府県民税

三 利子等に係る道府県民税

四 特定配当等に係る道府県民税

五 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税

六 法人の事業税

七 自動車税

八 法人の市町村民税

九 軽自動車税の環境性能割

十 事業所税

(特定徴収金の収納の委託)

第五十七条の五の二 機構は、法第七百四十七条の六第三項 の規定に

より同項に規定する特定徴収金の収納の事務の一部を特定金融機関等（同項に規定する特定金融機関等をいう。以下この条において同じ。）に委託したときは、その旨を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。当該委託を廃止し、又は変更したときも、同様とする。

2 略

3 特定金融機関等は、その収納した特定徴収金に関する事項として総務省令で定める事項を機構に通知するとともに、当該特定徴収金を機構に払い込まなければならない。この場合における前条第二項 の規定の適用については、同項中「その収納した」とあるのは、「収納の事務の一部を次条第一項 に規定する特定金融機関等に委託して収納した」とする。

4 略

(機構指定納付受託者等の要件)

第五十七条の五の三 法第七百四十七条の八第一項及び第七百四十七条の

九に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- 一 法第七百四十七条の八第一項に規定する納付等事務（次号において「納付等事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

(特定徴収金の収納の委託)

第五十七条の五の三 機構は、法第七百四十七条の五の二第三項の規定に

より同項に規定する特定徴収金の収納の事務の一部を特定金融機関等（同項に規定する特定金融機関等をいう。以下この条において同じ。）に委託したときは、その旨を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。当該委託を廃止し、又は変更したときも、同様とする。

2 略

3 特定金融機関等は、その収納した特定徴収金に関する事項として総務省令で定める事項を機構に通知するとともに、当該特定徴収金を機構に払い込まなければならない。この場合における第五十七条の五第二項の規定の適用については、同項中「その」 「とあるのは、「収納の事務の一部を第五十七条の五の三第一項に規定する特定金融機関等に委託して」 とする。

4 略

二 その人的構成等に照らして、納付等事務を適切かつ確実に遂行することができ知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

(法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

第六十一条 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法本則(法第七十二条の二十三第二項(社会保険診療に係る部分に限る。)、第七十二条の二十四の七第一項第二号(同条第七項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。)、第七十二条の四十九の十二第一項ただし書(社会保険診療に係る部分に限る。))、第七十三条の十四第六項から第十五項まで、第七十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の七まで、第八百八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。)並びに附則第三条から第八条の二まで、第八条の三から第八条の五まで、第九条第十二項、第九条の三から第十条の二まで、第十一条の六、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十二条の二の十一、第十二条の二の十二第一項、第十二条の四(第三項を除く。)から第十四条の二まで、第十五条の三の二から第十五条の五まで、第十五条の十二から第二十九条の八まで、第二十九条の九から第二十九条の十七まで、第二十九条の十八第一項及び第二項、第三十条の二から第三十一条の四まで、第三十二条の三並びに第三十三条の二から第七十七条までの規定とする。

(法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

第六十一条 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法本則(法第七十二条の二十三第二項(社会保険診療に係る部分に限る。))、第七十二条の二十四の七第一項第二号(同条第六項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。))、第七十二条の四十九の十二第一項ただし書(社会保険診療に係る部分に限る。))、第七十三条の十四第五項から第十四項まで、第七十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の七まで、第八百八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。)並びに附則第三条から第八条の二まで、第八条の三から第八条の六まで、第九条第十二項、第九条の三から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十二条の二の十一、第十二条の二の十二第一項、第十二条の四から第十四条の二まで、第十五条の三の二から第十五条の五まで、第十五条の十二から第二十九条の八まで、第二十九条の九から第二十九条の十七まで、第二十九条の十八第一項及び第二項、第三十条の二から第三十一条の四まで、第三十二条の三並びに第三十三条の二から第七十七条までの規定とする。

附則

第五条の二の二 削除

(特定寄附信託に係る利子等の支払の事務)

第六条 略

(法人の事業税の課税標準の特例)

第六条の二 略

2及び3 略

4 法附則第九条第十三項に規定する政令で定める事項は、租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第一項に規定する事項とする。

5 法附則第九条第十三項に規定する政令で定める場合は、同項の規定の適用を受ける事業年度に係る法第七十二条の二十五第八項若しくは第十

附則

(法附則第七条の六第一項の外国法人等)

第五条の二の二 法附則第七条の六第一項に規定する政令で定める外国法人は、租税特別措置法施行令第三十九条の三十三の三第一項各号に掲げる租税特別措置法第二条第二項第一号の二に規定する外国法人とする。

2 前項の規定は、法附則第七条の六第三項に規定する政令で定める外国法人について準用する。

(特定寄附信託に係る利子等の支払の事務)

第五条の六 略

(法附則第八条の六第一項の外国法人)

第六条 法附則第八条の六第一項に規定する政令で定める外国法人は、租税特別措置法施行令第三十九条の三十三の三第一項各号に掲げる租税特別措置法第二条第二項第一号の二に規定する外国法人とする。

(法人の事業税の課税標準の特例)

第六条の二 略

2及び3 略

一項、第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の二十八第一項の規定による申告書に、経済産業大臣の法附則第九条第十三項の法人がインターネットを利用する方法により前項に規定する事項を公表していることについて届出があつた旨を証する書類の写しの添付がある場合とする。

6| 法附則第九条第十五項の規定により読み替えて適用される同条第十三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する雇用者給与等支給額に、法第七十二条の二第一項第一号イ若しくは第三号イに掲げる法人又は同項第四号に掲げる事業を行う法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所（法第七十二条第五号ただし書に規定する外国法人にあつては、恒久的施設。以下この項において同じ。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち事業税を課されない事業及び法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業以外の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じて計算した金額とする。

7| 12| 略

（法附則第十条の三第一項の家屋を新築して譲渡することを業とする者等）

第六条の十七 法附則第十条の三第一項に規定する家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令で定めるものは、第三十六条の二の二に規定する者とする。

4| 法附則第九条第十五項の規定により読み替えて適用される同条第十三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する雇用者給与等支給額に、法第七十二条の二第一項第一号イ又は第三号イに掲げる法人の法の施行地内に

有する事務所又は事業所（法第七十二条第五号ただし書に規定する外国法人にあつては、恒久的施設。以下この項において同じ。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち事業税を課されない事業及び法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業以外の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じて計算した金額とする。

5| 10| 略

（法附則第十条の二第一項の家屋を新築して譲渡することを業とする者等）

第六条の十七 法附則第十条の二第一項に規定する家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令で定めるものは、第三十六条の二の二に規定する者とする。

2 法附則第十条の三第二項の規定により読み替えて適用される法第七十三條の二十四第一項第一号及び第七十三條の二十五第一項に規定する政令で定める場合は、これらの規定に規定する特例適用住宅が居住の用に供するために独立的に区画された部分が百以上ある共同住宅等（法第七十三條の十四第一項に規定する共同住宅等をいう。）であつて、土地を取得した日から当該共同住宅等が新築されるまでの期間が三年を超える
と見込まれることについてやむを得ない事情があると道府県知事が認め
た場合とする。

（不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等

第七条 略

25 21 略

22 法附則第十一条第十三項に規定する低未利用土地のうち政令で定めるものは、同項に規定する低未利用土地のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 法附則第十一条第十三項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に記載された当該低未利用土地の都市再生特別措置法（平成十四年

2 法附則第十条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第七十三條の二十四第一項第一号及び第七十三條の二十五第一項に規定する政令で定める場合は、これらの規定に規定する特例適用住宅が居住の用に供するために独立的に区画された部分が百以上ある共同住宅等（法第七十三條の十四第一項に規定する共同住宅等をいう。）であつて、土地を取得した日から当該共同住宅等が新築されるまでの期間が三年を超える
と見込まれることについてやむを得ない事情があると道府県知事が認め
た場合とする。

（不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等

第七条 略

25 21 略

22 法附則第十一条第十三項に規定する不動産で政令で定めるものは、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する不動産以外の不動産とする。

23 法附則第十一条第十四項に規定する低未利用土地のうち政令で定めるものは、同項に規定する低未利用土地のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 法附則第十一条第十四項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に記載された当該低未利用土地の都市再生特別措置法（平成十四年

法律第二十二号) 第九十九条の十五第二項第五号に規定する利用目的が同法第四十六条第二十六項に規定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものの用に供するためのものであること。

二 法附則第十一条第十三項に規定する者が当該低未利用土地を取得した日前十年の期間内に都市再生特別措置法第八十一条第十五項に規定する権利設定等(相続又は遺贈による権利の移転を除く。)が行われなかつたものであること。

23 法附則第十一条第十四項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産以外の不動産とする。

一 四 略

24 法附則第十一条第十八項に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産以外の不動産とする。

一 宿舍の用に供する不動産

二 その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する不動産

(贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予)

第十条 略

2 法附則第十二条第一項の規定の適用を受けようとする受贈者は、その適用を受けようとする租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等(第二十二項を除き、以下この条において「農地等」という。)の取得につき、当該取得の日の属する年の翌年の三月十五日(当該取得に係る不動産取得税について既に納税通知書が交付されているときは、当

法律第二十二号) 第九十九条の十五第二項第五号に規定する利用目的が同法第四十六条第二十六項に規定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものの用に供するためのものであること。

二 法附則第十一条第十四項に規定する者が当該低未利用土地を取得した日前十年の期間内に都市再生特別措置法第八十一条第十五項に規定する権利設定等(相続又は遺贈による権利の移転を除く。)が行われなかつたものであること。

24 法附則第十一条第十五項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産以外の不動産とする。

一 四 略

(贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予)

第十条 略

2 法附則第十二条第一項の規定の適用を受けようとする受贈者は、その適用を受けようとする租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等(第二十四項を除き、以下この条において「農地等」という。)の取得につき、当該取得の日の属する年の翌年の三月十五日(当該取得に係る不動産取得税について既に納税通知書が交付されているときは、当

該納税通知書に記載された納期限)までに、法附則第十二条第一項の規定の適用を受けたい旨を申請しなければならない。

3及び4 略

5 租税特別措置法施行令第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第四十二項、第四十三項、第五十八項、第六十三項及び第六十四項並びに第四十条の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項(同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。)の規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十項、第二十四項及び第二十七項から第二十九項まで並びに第七十条の四の二第三項、第五項、第六項及び第八項(同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第六十三項及び第六十四項並びに第四十条の六の二第二項中「財務省令」とあるのは「総務省令」と、同令第四十条の六第十四項中「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「不動産取得税の額」と、同条第二十二項中「納税地の所轄税務署長」とあるのは「道府県知事」と、同条第六十三項第一号中「及び住所」とあるのは「、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)」と、同項第三号及び第四号中「贈与税」とあるのは「不動産取得税」と、同項第三号中「法第七十条の四第一項」とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十二条第一項」と、「納税の猶予」とあるのは「徴収の猶予」と、同令第四十条の六の二第六項中「第二項の財務省令」とあるのは「第二項の総務

該納税通知書に記載された納期限)までに、法附則第十二条第一項の規定の適用を受けたい旨を申請しなければならない。

3及び4 略

5 租税特別措置法施行令第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第四十二項、第四十三項、第五十八項、第六十四項及び第六十五項並びに第四十条の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項(同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。)の規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十項、第二十四項及び第二十七項から第二十九項まで並びに第七十条の四の二第三項、第五項、第六項及び第八項(同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第六十四項及び第六十五項並びに第四十条の六の二第二項中「財務省令」とあるのは「総務省令」と、同令第四十条の六第十四項中「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「不動産取得税の額」と、同条第二十二項中「納税地の所轄税務署長」とあるのは「道府県知事」と、同条第六十四項第一号中「及び住所」とあるのは「、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)」と、同項第三号及び第四号中「贈与税」とあるのは「不動産取得税」と、同項第三号中「法第七十条の四第一項」とあるのは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十二条第一項」と、「納税の猶予」とあるのは「徴収の猶予」と、同令第四十条の六の二第六項中「第二項の財務省令」とあるのは「第二項の総務

省令」と読み替えるものとする。

6 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第八項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等につき、当該貸付特例適用農地等に係る同項に規定する農用地利用集積等促進計画に基づく賃借権等の存続期間が満了をしたことにより当該賃借権等が消滅した場合又は当該存続期間の満了する前に当該賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合には、その消滅した旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を、当該賃借権等の消滅した日から二月以内に道府県知事に提出しなければならない。

7
5
11 略

12 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受ける受贈者が同項に規定する営農困難時貸付農地等（以下この項 において「営農困難時貸付農地等」という。）について法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第二十七項の規定により提出する同項の届出書には、営農困難時貸付農地等に係る事項その他の総務省令で定める事項を記載しなければならない。

省令」と読み替えるものとする。

6 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第八項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等につき、当該貸付特例適用農地等に係る同項に規定する農用地利用集積計画 に基づく賃借権等の存続期間が満了をしたことにより当該賃借権等が消滅した場合又は当該存続期間の満了する前に当該賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合には、その消滅した旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を、当該賃借権等の消滅した日から二月以内に道府県知事に提出しなければならない。

7
5
11 略

12 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受ける受贈者が同項に規定する営農困難時貸付農地等（以下この項及び第十五項において「営農困難時貸付農地等」という。）について法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第二十七項の規定により提出する同項の届出書には、営農困難時貸付農地等に係る事項その他の総務省令で定める事項を記載しなければならない。

13 受贈者（法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する猶予適用者（第二十三項及び第二十六項において「猶予適用者」という。）に該当する者を除く。）が法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受けようとする場合には、同項に規定する営農困難時貸付（次項及び第十五項に

13| 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第十九項及び第二十項の規定は、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定により同項に規定する営農困難時貸付け（以下この項において「営農困難時貸付け」という。）を行つた受贈者が、当該営農困難時貸付けに係る農地等の全部又は一部について、一時的道路用地等の用に供するため当該営農困難時貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（第二十四項において「賃借権等」という。）を消滅させ、かつ、当該一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行つた場合について準用する。

14| 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第十九項及び第二十項の規定は、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定により営農困難時貸付けを行つた受贈者が、当該営農困難時貸付けに係る農地等の全部又は一部について、一時的道路用地等の用に供するため当該営農困難時貸付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（第二十六項において「賃借権等」という。）を消滅させ、かつ、当該一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行つた場合について準用する。

15| 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定は、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定により営農困難時貸付けを行つた受贈者が、当該営農困難時貸付けに係る農地等の全部又は一部について、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行つた場合について準用する。

14) 20) 略

21) 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受ける同項に規定する猶予適用者(第二十四項において「猶予適用者」という。)が、同条第一項に規定する特定貸付農地等(以下この項及び第二十四項において「特定貸付農地等」という。)について法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第二十七項の規定により提出する同項の届出書には、特定貸付農地等に係る特定貸付け(法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付けをいう。第二十四項において同じ。)

22) 24) 略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十条の二の二 略

2) 6) 略

7 法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する木材加工業その他の

別措置法第七十条の四第二十三項の耕作の放棄若しくは権利消滅があつた営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行う場合又は貸付期限の到来により一時的道路用地等の用に供されていた農地等について営農困難時貸付けを行う場合における第十三項の規定の適用については、同項ただし書中「一年」とあるのは、「一月」とする。

16) 22) 略

23) 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受ける猶予適用者が、同項

に規定する特定貸付農地等(以下この項及び第二十六項において「特定貸付農地等」という。)について法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第二十七項の規定により提出する同項の届出書には、特定貸付農地等に係る特定貸付け(法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付けをいう。第二十六項において同じ。)

24) 26) 略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十条の二の二 略

2) 6) 略

7 法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する木材加工業その他の

政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

	鉦さいバラス製造業	略
略		鉦さいバラス製造業を営む者（租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小事業者（以下この表において「中小事業者等」という。）に限る。）の事業場内において専ら鉦さいの破砕又は鉦さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途

8
8
11
略

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条 略

2 法附則第十五条第一項第一号に規定する流通機能の高度化及び流通業

政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

	鉦さいバラス製造業	略
略		鉦さいバラス製造業を営む者（租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小事業者（以下この表において「中小事業者等」という。）に限る。）の事業場内において専ら鉦さいの破砕又は鉦さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途

8
8
11
略

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条 略

2 法附則第十五条第一項第一号に規定する流通機能の高度化及び流通業

務の省力化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。

一 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ〜二 略

ホ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 略

(2) 搬入用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置で総務省令で定めるものをいい、自動検量装置（貨物の重量を自動的に計量する装置をいう。(3)において同じ。）が取り付けられたものに限る。）が設けられているものであること。

(3) 搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から貨物の搬出を連続して自動的に行う装置で総務省令で定めるものをいい、自動検量装置が取り付けられたものに限る。）が設けられているものであること（次項第二号に掲げる特定搬出用自動運搬装置が設けられている場合を除く。）。

(4)及び(5) 略

へ及びト 略

務の省力化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。

一 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ〜二 略

ホ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 略

(2) 搬入用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置 をいい、自動検量装置（貨物の重量を自動的に計量する装置をいう。(3)において同じ。）が取り付けられたものに限る。）が設けられているものであること。

(3) 搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から貨物の搬出を連続して自動的に行う装置 をいい、自動検量装置が取り付けられたものに限る。）が設けられているものであること（次項第二号に掲げる特定搬出用自動運搬装置が設けられている場合を除く。）。

(4)及び(5) 略

へ及びト 略

3 略

4 | 5 | 略

- 16| 法附則第十五条第十四項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。
- 17| 法附則第十五条第十四項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の家

3 略

5 | 6 | 略

- 4| 法附則第十五条第一項第三号に規定する貨物の運送の用に供する設備で政令で定めるものは、駅及びこれに接続する施設で総務省令で定めるものに設置される設備であつて、動力を用いて貨物の搬入及び搬出を行うものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。
- 17| 法附則第十五条第十四項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業の用に供する車両で総務省令で定めるものとする。
- 18| 法附則第十五条第十五項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。
- 19| 法附則第十五条第十五項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の家

屋及び償却資産とする。

一〇四 略

18| 法附則第十五条第十五項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業（当該認定事業の施行される土地の区域内に地上階数十以上又は延べ面積が七万五千平方メートル以上（当該認定事業の施行される土地の区域が同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内にある場合には、五万平方メートル以上）の耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）が整備されるものに限る。）により取得した公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産とする。

19| 法附則第十五条第十六項に規定する速達性向上事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一〇三 略

20| 法附則第十五条第十六項に規定する都市鉄道施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。

21| 法附則第十五条第十七項に規定する政令で定める者は、その基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定法人（海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解

屋及び償却資産とする。

一〇四 略

20| 法附則第十五条第十六項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業（当該認定事業の施行される土地の区域内に地上階数十以上又は延べ面積が七万五千平方メートル以上（当該認定事業の施行される土地の区域が同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内にある場合には、五万平方メートル以上）の耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）が整備されるものに限る。）により取得した公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産とする。

21| 法附則第十五条第十七項に規定する速達性向上事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一〇三 略

22| 法附則第十五条第十七項に規定する都市鉄道施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。

23| 法附則第十五条第十八項に規定する政令で定める者は、その基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定法人（海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解

散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人をいう。次項において同じ。）に準ずるもので総務大臣が指定するもの（次項において「準指定法人」という。）から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

22| 法附則第十五条第十七項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、指定法人及び準指定法人とする。

23| 法附則第十五条第二十項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

24| 法附則第十五条第二十一項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するものとする。

25| 法附則第十五条第二十一項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する家屋及び償却資産のうち、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人をいう。次項において同じ。）に準ずるもので総務大臣が指定するもの（次項において「準指定法人」という。）から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

24| 法附則第十五条第十八項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、指定法人及び準指定法人とする。

25| 法附則第十五条第二十一項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

26| 法附則第十五条第二十二項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するものとする。

27| 法附則第十五条第二十二項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する家屋及び償却資産のうち、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

一〇三 略

26| 法附則第十五条第二十二項に規定する津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるものは、防潮堤、護岸（改良されたものにあつては、当該改良によつて高さを増したものに限る。）、胸壁及び津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものとする。

27| 法附則第十五条第二十四項に規定する避難の用に供する償却資産として政令で定めるものは、誘導灯、誘導標識その他の同条第二十三項に規定する協定避難用部分又は同項に規定する指定避難施設避難用部分への円滑な避難のために必要な設備として総務省令で定める設備とする。

28| 法附則第十五条第二十五項に規定する移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一及び二 略

29| 法附則第十五条第二十五項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、前項第一号に掲げる事業により取得した停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

30| 法附則第十五条第二十五項に規定する停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる償却資産とする。

- 一 第二十八項第一号に掲げる事業により取得したエレベーター及び停車場設備

- 二 第二十八項第二号に掲げる事業により取得したプラットホームからの転落を防止するための設備及び停車場設備

一〇三 略

28| 法附則第十五条第二十三項に規定する津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるものは、防潮堤、護岸（改良されたものにあつては、当該改良によつて高さを増したものに限る。）、胸壁及び津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものとする。

29| 法附則第十五条第二十五項に規定する避難の用に供する償却資産として政令で定めるものは、誘導灯、誘導標識その他の同条第二十四項に規定する協定避難用部分又は同項に規定する指定避難施設避難用部分への円滑な避難のために必要な設備として総務省令で定める設備とする。

30| 法附則第十五条第二十六項に規定する移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一及び二 略

31| 法附則第十五条第二十六項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、前項第一号に掲げる事業により取得した停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

32| 法附則第十五条第二十六項に規定する停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる償却資産とする。

- 一 第三十項第一号に掲げる事業により取得したエレベーター及び停車場設備

- 二 第三十項第二号に掲げる事業により取得したプラットホームからの転落を防止するための設備及び停車場設備

- 31] 法附則第十五条第二十八項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産のうち、輸入されるばら積みの貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。
- 一 三 略
- 32] 法附則第十五条第三十項に規定する特別特定技術基準対象施設で政令で定めるものは、護岸、岸壁及び物揚場とする。
- 33] 法附則第十五条第三十一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 電気事業法第二条第一項第九号に掲げる一般送配電事業者又は同項第十一号の三に掲げる配電事業者
- 二 及び三 略
- 34] 法附則第十五条第三十一項に規定する道路法第二条第一項に規定する道路その他これに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 六 略
- 35] 法附則第十五条第三十三項に規定する固定資産で政令で定めるものは、同項に規定する者が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産とする。
- 36] 法附則第十五条第三十四項に規定する土地で政令で定めるものは、同項に規定する緑地保全・緑化推進法人が有料で借り受けた土地以外の土地のうち、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土
- 33] 法附則第十五条第二十九項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産のうち、輸入されるばら積みの貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。
- 一 三 略
- 34] 法附則第十五条第三十一項に規定する特別特定技術基準対象施設で政令で定めるものは、護岸、岸壁及び物揚場とする。
- 35] 法附則第十五条第三十二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 電気事業法第二条第一項第九号に掲げる一般送配電事業者
- 二 及び三 略
- 36] 法附則第十五条第三十二項に規定する道路法第二条第一項に規定する道路その他これに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 六 略
- 37] 法附則第十五条第三十四項に規定する固定資産で政令で定めるものは、同項に規定する者が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産とする。
- 38] 法附則第十五条第三十五項に規定する土地で政令で定めるものは、同項に規定する緑地保全・緑化推進法人が有料で借り受けた土地以外の土地のうち、当該土地（当該土地と一体として管理又は使用されている土

地を含む。)が総務省令で定める用途に供する家屋の敷地の用に供されて
いないことについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの
とする。

地を含む。)が総務省令で定める用途に供する家屋の敷地の用に供され
ていないことについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの
とする。

39) 法附則第十五条第三十六項に規定する特定電気通信設備で政令で定め
るものは、次の各号に掲げる同項に規定する電気通信事業者(以下この
項において「電気通信事業者」という。)の区分に応じ、当該各号に定
める特定電気通信設備(特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二
年法律第三十五号)附則第五条第二項第二号に規定する特定電気通信設
備をいい、専ら電磁的記録(法第二十二條の四第一項に規定する電磁的
記録をいう。以下この項において同じ。))として記録された情報につい
て複製(電磁的記録によるものに限る。)を作成し、及び保管し、並び
に災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において
当該複製を提供するためのものとして総務省令で定めるものに限る。以
下この項において同じ。)とする。

一 法附則第十五条第三十六項に規定する総務省令で定める地域(以下
この項において「設置促進地域」という。)内に設置された施設及び
設置促進地域以外の地域内に設置された施設を利用して同条第三十六
項に規定する地域特定電気通信設備供用事業(以下この項において「
地域特定電気通信設備供用事業」という。)を行う電気通信事業者
当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、又は増設した
当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特
定電気通信設備で、その取得価額(総務省令で定めるところにより計
算した取得価額をいう。以下この号において同じ。)の合計額の当該

37] 法附則第十五条第三十五項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、同項に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が有料で借り受けた土地及び償却資産以外の土地及び償却資産とする。

38] 法附則第十五条第三十六項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、同項に規定する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十九条第一項に規定する使用権設定土地の面積の同法第十条第一項に規定する事業区域の面積に対する割合が四分の一未満である場合（当該事業区域の面積が五百平方メートル未満である場合を除く。））には、当該使用権設定土地及び当該使用

地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のもの（当該特定電気通信設備の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。）

二] 前号に掲げる電気通信事業者以外の電気通信事業者 当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、又は増設した当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特定電気通信設備

40] 法附則第十五条第三十七項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、都市再生特別措置法第四十六条第二十六項に規定する居住者等利用施設で総務省令で定めるものの用に供する土地及び償却資産のうち、法附則第十五条第三十七項に規定する都市再生推進法人が有料で借り受けたもの以外のものとする。

41] 法附則第十五条第三十八項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、同項に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が有料で借り受けた土地及び償却資産以外の土地及び償却資産とする。

42] 法附則第十五条第三十九項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、同項に規定する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十九条第一項に規定する使用権設定土地の面積の同法第十条第一項に規定する事業区域の面積に対する割合が四分の一未満である場合（当該事業区域の面積が五百平方メートル未満である場合を除く。））には、当該使用権設定土地及び当該使用

権設定土地の区域内に所在する償却資産に限る。)のうち、法附則第十五条第三十六項に規定する土地使用権を取得した者が有料で借り受けたもの以外のものとする。

39] 法附則第十五条第三十七項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 五 略

40] 法附則第十五条第三十七項に規定する資金で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 四 略

41] 法附則第十五条第三十七項に規定する農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置（農林漁業者の共同利用に供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省令で定めるものを除く。）のうち、一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が三百三十万円以上のものとする。

42] 法附則第十五条第三十八項に規定する政令で定める法人は、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）とする。

43] 法附則第十五条第三十八項に規定する機械装置等で政令で定めるものは、農業の用に供するものであつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

権設定土地の区域内に所在する償却資産に限る。)のうち、法附則第十五条第三十九項に規定する土地使用権を取得した者が有料で借り受けたもの以外のものとする。

43] 法附則第十五条第四十項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 五 略

44] 法附則第十五条第四十項に規定する資金で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 四 略

45] 法附則第十五条第四十項に規定する農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置（農林漁業者の共同利用に供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省令で定めるものを除く。）のうち、一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が三百三十万円以上のものとする。

46] 法附則第十五条第四十一項に規定する政令で定める法人は、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）とする。

47] 法附則第十五条第四十一項に規定する機械装置等で政令で定めるものは、農業の用に供するものであつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一〇四 略

44 法附則第十五条第四十項に規定する固定資産で政令で定めるものは、同項に規定する実施主体が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産で総務省令で定めるものとする。

45 法附則第十五条第四十一項に規定する償却資産で政令で定めるものは、その取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）の合計額が二億円以下のものとする。

46 法附則第十五条第四十二項に規定する自転車を賃貸する事業で政令で定めるものは、同項に規定する市町村自転車活用推進計画を定めた市町村が作成した都市再生特別措置法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域内において行われる事業で総務省令で定めるものとする。

（固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲）

第十二条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 住宅 法附則第十五条の六第一項に規定する住宅（法附則第十五条の七から第十五条の十までの規定の適用がある住宅にあつては、同項に規定する勧告に従わないで新築した住宅を含む。）をいう。

二〇十三 略

二〇三〇 略

31 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める工事は、国土交通大臣及び経済産業大臣が総務大臣と協議して定める工事であつ

一〇四 略

48 法附則第十五条第四十三項に規定する固定資産で政令で定めるものは、同項に規定する実施主体が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産で総務省令で定めるものとする。

49 法附則第十五条第四十四項に規定する償却資産で政令で定めるものは、その取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）の合計額が三億円以下のものとする。

50 法附則第十五条第四十五項に規定する自転車を賃貸する事業で政令で定めるものは、同項に規定する市町村自転車活用推進計画を定めた市町村が作成した都市再生特別措置法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域内において行われる事業で総務省令で定めるものとする。

（固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲）

第十二条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 住宅 法附則第十五条の六第一項に規定する住宅
をいう。

二〇十三 略

二〇三〇 略

31 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める改修工事は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事であつ

て、当該工事 に要した費用の額（当該工事 の費用に充てるために国又は地方公共団体から補助金等（当該工事 を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合には、当該工事 に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額）が六十万円を超えるものとする。

32 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める熱損失防止改修等住宅は、同項に規定する熱損失防止改修等住宅（以下この項及び次項において「熱損失防止改修等住宅」という。）のうち次に掲げるものとする。

- 一 特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修等住宅
- 二 特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える熱損失防止改修等住宅

33 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額（同条第四項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用する前の額とする。）に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該熱損失防止改修等住宅の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

て、当該改修工事に要した費用の額（当該改修工事の費用に充てるために国又は地方公共団体から補助金等（当該改修工事を含む工事の費用に充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合には、当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した額）が五十万円を超えるものとする。

32 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める熱損失防止改修住宅は、同項に規定する熱損失防止改修住宅（以下この項及び次項において「熱損失防止改修住宅」という。）のうち次に掲げるものとする。

- 一 特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修住宅
- 二 特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える熱損失防止改修住宅

33 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額（同条第四項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用する前の額とする。）に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

34 略

35 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める熱損失防止改修等専有部分は、同項に規定する熱損失防止改修等専有部分（以下この項及び次項において「熱損失防止改修等専有部分」という。）のうち次に掲げるものとする。

- 一 特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修等専有部分
- 二 特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える熱損失防止改修等専有部分

36 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修等専有部分に係る専有部分税額（同条第五項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用する前の額とする。）に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該熱損失防止改修等専有部分の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

37 略

42 法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定める熱損失防止改修等住宅は、同項に規定する特定熱損失防止改修等住宅（以下この項及び次項において「特定熱損失防止改修等住宅」という。）のうち次に掲げるものとする。

34 略

35 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める熱損失防止改修等専有部分は、同項に規定する熱損失防止改修等専有部分（以下この項及び次項において「熱損失防止改修等専有部分」という。）のうち次に掲げるものとする。

- 一 特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修等専有部分
- 二 特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える熱損失防止改修等専有部分

36 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修等専有部分に係る専有部分税額（同条第五項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用する前の額とする。）に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該熱損失防止改修等専有部分の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

37 略

42 法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定める熱損失防止改修住宅は、同項に規定する特定熱損失防止改修住宅（以下この項及び次項において「特定熱損失防止改修住宅」という。）のうち次に掲げるものとする。

- 一 特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修等住宅
- 二 特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える特定熱損失防止改修等住宅

43 法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該特定熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該特定熱損失防止改修等住宅の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

44 略

45 法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定める特定熱損失防止改修等住宅専有部分は、同項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分（以下この項及び次項において「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」という。）のうち次に掲げるものとする。

- 一 特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修等住宅専有部分
- 二 特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える特定熱損失防止改修等住宅専有部分

46 法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分に係る専有部分

- 一 特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修住宅
- 二 特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える特定熱損失防止改修住宅

43 法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該特定熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該特定熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

44 略

45 法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定める特定熱損失防止改修住宅専有部分は、同項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分（以下この項及び次項において「特定熱損失防止改修住宅専有部分」という。）のうち次に掲げるものとする。

- 一 特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修住宅専有部分
- 二 特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える特定熱損失防止改修住宅専有部分

46 法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る専有部分

税額に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

47
～
49 略

（法附則第二十九条の五第一項の政令で定める事由等）

第十四条の五 略

2
～
7 略

8 法附則第二十九条の五第七項又は第八項の規定による徴収の猶予がされた場合における第六条の第十四第一項の規定の適用については、同項第四号中「若しくは第六百二十九条第五項」とあるのは、「第六百二十九条第五項 若しくは附則第二十九条の五第七項若しくは第八項」とする。

9
～
11 略

（前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等）

第十五条 法附則第十七条、第十八条、第十八条の三、第十九条、第十九

条の三、第十九条の四、第二十一条、第二十一条の二、第二十五条、第二十五条の三から第二十七条の二まで、第二十七条の四又は第二十七条

税額に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該特定熱損失防止改修住宅専有部分の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

47
～
49 略

（法附則第二十九条の五第一項の政令で定める事由等）

第十四条の五 略

2
～
7 略

8 法附則第二十九条の五第七項又は第八項の規定による徴収の猶予がされた場合における第六条の第十四第一項の規定の適用については、同項第四号中「若しくは第四百四十四条の二十九第一項」とあるのは、「第四百四十四条の二十九第一項若しくは附則第二十九条の五第七項若しくは第八項」とする。

9
～
11 略

（前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等）

第十五条 法附則第十七条、第十八条、第十八条の三、第十九条、第十九

条の三、第十九条の四、第二十一条、第二十一条の二、第二十五条、第二十五条の三から第二十七条の二まで、第二十七条の四又は第二十七条

の四の二の規定を適用する場合において、次に掲げる額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

一〇五 略

六 法附則第十八条第一項に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、百分の五（商業地等（法附則第十七条第四号に規定する商業地等をいう。第十四号において同じ。）に係る令和四年度分の固定資産税にあつては、百分の二・五）を乗じて得た額

七〇十三 略

十四 法附則第二十五条第一項に規定する当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、百分の五（商業地等に係る令和四年度分の都市計画税にあつては、百分の二・五）を乗じて得た額

一五〇二十 略

二〇五 略

（法附則第三十一条の三の二第一項の認定、申請又は確認の手續等）

第十五条の五 略

二〇六 略

七 法附則第三十一条の三の二第三項の規定又は同条第四項において準用する法第六百一条第三項若しくは第四項の規定による徴収の猶予がされた場合における第六条の十四の規定の適用については、同条第一項第四号中「又は第六百三条の二の二第二項」とあるのは、「第六百三条の二の二第二項又は附則第三十一条の三の二第四項」と、「若しくは第六百二十九条第五項」とあるのは、「第六百二十九条第五項 若

の四の二の規定を適用する場合において、次に掲げる額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

一〇五 略

六 法附則第十八条第一項に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、百分の五

を乗じて得た額

七〇十三 略

十四 法附則第二十五条第一項に規定する当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、百分の五

を乗じて得た額

一五〇二十 略

二〇五 略

（法附則第三十一条の三の二第一項の認定、申請又は確認の手續等）

第十五条の五 略

二〇六 略

七 法附則第三十一条の三の二第三項の規定又は同条第四項において準用する法第六百一条第三項若しくは第四項の規定による徴収の猶予がされた場合における第六条の十四の規定の適用については、同条第一項第四号中「又は第六百三条の二の二第二項」とあるのは、「第六百三条の二の二第二項又は附則第三十一条の三の二第四項」と、「若しくは第四百十四条の二十九第一項」とあるのは、「第四百十四条の二十九第一項若

しくは附則第三十一条の三の二第三項」と、同条第二項中「又は第六百二十九条第八項」とあるのは、「第六百二十九条第八項又は附則第三十一条の三の二第四項」とする。

(法附則第三十一条の三の三第一項の認定、申請又は確認の手續等)

第十六条の二 略

255 略

6 法附則第三十一条の三の三第二項の規定又は同条第三項において準用する法第六百一条第三項若しくは第四項の規定による徴収の猶予がされた場合における第六条の十四の規定の適用については、同条第一項第四号中「又は第六百三条の二の二第二項」とあるのは、「第六百三条の二の二第二項又は附則第三十一条の三の三第三項」と、「若しくは第六百二十九条第五項」「とあるのは、「第六百二十九条第五項 若しくは附則第三十一条の三の三第二項」と、同条第二項中「又は第六百二十九条第八項」とあるのは、「第六百二十九条第八項又は附則第三十一条の三の三第三項」とする。

(法附則第三十一条の三の四第一項の認定、申請又は確認の手續等)

第十六条の二の三 略

255 略

6 法附則第三十一条の三の四第二項、第四項又は第五項の規定による徴収の猶予がされた場合における第六条の十四の規定の適用については、同条第一項第四号中「若しくは第六百二十九条第五項」「とあるの

しくは附則第三十一条の三の二第三項」と、同条第二項中「又は第六百二十九条第八項」とあるのは、「第六百二十九条第八項又は附則第三十一条の三の二第四項」とする。

(法附則第三十一条の三の三第一項の認定、申請又は確認の手續等)

第十六条の二 略

255 略

6 法附則第三十一条の三の三第二項の規定又は同条第三項において準用する法第六百一条第三項若しくは第四項の規定による徴収の猶予がされた場合における第六条の十四の規定の適用については、同条第一項第四号中「又は第六百三条の二の二第二項」とあるのは、「第六百三条の二の二第二項又は附則第三十一条の三の三第三項」と、「若しくは第四百四十四条の二十九第一項」「とあるのは、「第四百四十四条の二十九第一項若しくは附則第三十一条の三の三第二項」と、同条第二項中「又は第六百二十九条第八項」とあるのは、「第六百二十九条第八項又は附則第三十一条の三の三第三項」とする。

(法附則第三十一条の三の四第一項の認定、申請又は確認の手續等)

第十六条の二の三 略

255 略

6 法附則第三十一条の三の四第二項、第四項又は第五項の規定による徴収の猶予がされた場合における第六条の十四の規定の適用については、同条第一項第四号中「若しくは第四百四十四条の二十九第一項」「とあるの

は「、第六百二十九条第五項 若しくは附則第三十一条の三の四第二項、第四項若しくは第五項」と、同条第二項中「又は第六百一条第八項 一」とあるのは「、第六百一条第八項」と、「の規定による」とあるのは「又は附則第三十一条の三の四第九項の規定による」とする。

(法附則第三十三条第一項の特定民間観光関連施設等)

第十六条の二の八 略

2 略

3 法附則第三十三条第三項に規定する産業高度化・事業革新促進事業で政令で定めるものは、沖繩振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二号)第四条各号(第九号を除く。)に掲げる業種に属する事業とする。

4 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十六条の二の十一 略

2 法附則第三十三条の二第二項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條の十	又は山林所得金額	略	若しくは山林所得金額又は
-------	----------	---	--------------

は「、第四百四十四条の二十九第一項若しくは附則第三十一条の三の四第二項、第四項若しくは第五項」と、同条第二項中「又は第四百四十四条の三十第二項」とあるのは「、第四百四十四条の三十第二項又は附則第三十条の三の四第九項 一」とする。

(法附則第三十三条第一項の特定民間観光関連施設等)

第十六条の二の八 略

2 略

3 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十六条の二の十一 略

2 法附則第三十三条の二第二項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條の十	又は山林所得金額	略	若しくは山林所得金額又は
-------	----------	---	--------------

一 第一項及び第三項	上場株式等に係る配当所得等の金額
------------	------------------

3 略

4 法附則第三十三条の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八条の五の第三項及び第一項	又は山林所得金額	略	若しくは山林所得金額又は上場株式等に係る配当所得等の金額
------------------	----------	---	------------------------------

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十六条の三 略

2 略

3 法附則第三十三条の三第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の十 一 第一項及び第三項	又は山林所得金額	略	若しくは山林所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額
---------------------	----------	---	----------------------------

一	上場株式等に係る配当所得等の金額
---	------------------

3 略

4 法附則第三十三条の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八条の五の二	又は山林所得金額	略	若しくは山林所得金額又は上場株式等に係る配当所得等の金額
-----------	----------	---	------------------------------

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十六条の三 略

2 略

3 法附則第三十三条の三第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の十 一	又は山林所得金額	略	若しくは山林所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額
------------	----------	---	----------------------------

4及び5 略

6 法附則第三十三条の三第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八条 の五の三第 一項及び第 三項	又は山林所得金額	略
	若しくは山林所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額	

(長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)
第十七条 略

2 法附則第三十四条第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の十 一第一項及 び第三項	又は山林所得金額	略
	若しくは山林所得金額又は長期譲渡所得の金額	

3 略

4 法附則第三十四条第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

4及び5 略

6 法附則第三十三条の三第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八条 の五の二	又は山林所得金額	略
	若しくは山林所得金額又は土地等に係る事業所得等の金額	

(長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)
第十七条 略

2 法附則第三十四条第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の十 一	又は山林所得金額	略
	若しくは山林所得金額又は長期譲渡所得の金額	

3 略

4 法附則第三十四条第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八条 の五の三第 一項及び第 三項	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は 長期譲渡所得の金額
-------------------------------	----------	---------------------------

(短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十七条の三 略

2及び3 略

4 法附則第三十五条第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の十 一第一項及 び第三項	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は 短期譲渡所得の金額
------------------------	----------	---------------------------

5〜7 略

8 法附則第三十五条第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八条 の五の三第	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は 短期譲渡所得の金額
----------------	----------	---------------------------

第四十八条 の五の二	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は 長期譲渡所得の金額
---------------	----------	---------------------------

(短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十七条の三 略

2及び3 略

4 法附則第三十五条第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の十 一	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は 短期譲渡所得の金額
------------	----------	---------------------------

5〜7 略

8 法附則第三十五条第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八条 の五の二	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は 短期譲渡所得の金額
---------------	----------	---------------------------

一 項 及 び 第 三 項	
---------------------------------	--

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十八条 略

2及び3 略

4 法附則第三十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七 条の 十 一 第 一 項 及 び 第 三 項	又は山林所得金額	略	若しくは山林所得金額又は一般株式等に係る譲渡所得等の金額
--	----------	---	------------------------------

5～7 略

8 法附則第三十五条の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四 十八 条 の 五 の 三 第 一 項 及 び 第 三 項	又は山林所得金額	略	若しくは山林所得金額又は一般株式等に係る譲渡所得等の金額
---	----------	---	------------------------------

一 項 及 び 第 三 項	
---------------------------------	--

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十八条 略

2及び3 略

4 法附則第三十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七 条の 十 一	又は山林所得金額	略	若しくは山林所得金額又は一般株式等に係る譲渡所得等の金額
--------------------	----------	---	------------------------------

5～7 略

8 法附則第三十五条の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四 十八 条 の 五 の 二 一	又は山林所得金額	略	若しくは山林所得金額又は一般株式等に係る譲渡所得等の金額
--	----------	---	------------------------------

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例)

第十八条の四 略

2及び3 略

4 前年中において法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者で租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所(国内にあるものに限る。)に特定口座を開設していたものが法第四十五条の二第一項又は第三項に規定する申告書(法附則

第三十五条の三第八項において準用する法第四

十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)
を提出する場合において、前年中に、第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得若しくは雑所得又は第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若しくは雑所得の基因となる上場株式等(法附則第三十五条の二の四第一項に規定する上場株式等をいう。第八項において同じ。)の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、当該申告書を提出する場合における附則第十八条の二第二項の規定の適用については、租税特別措置法施行令第二十五条の十の二第二項に規定する特定口座年間取引報告書若しくはその写し又は当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等に係る同条第一項に規定する電磁的記録印刷書面(以下この項及び第八項において「特

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例)

第十八条の四 略

2及び3 略

4 前年中において法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する法第二十四条第一項第一号の者で租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所(国内にあるものに限る。)に特定口座を開設していたものが法第四十五条の二第一項又は第三項に規定する申告書(法附則第三十

五条の二の六第八項又は第三十五条の三第八項において準用する法第四

十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)
を提出する場合において、前年中に、第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得若しくは雑所得又は第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若しくは雑所得の基因となる上場株式等(法附則第三十五条の二の四第一項に規定する上場株式等をいう。第八項において同じ。)の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、当該申告書を提出する場合における附則第十八条の二第二項の規定の適用については、租税特別措置法施行令第二十五条の十の二第二項に規定する特定口座年間取引報告書若しくはその写し又は当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等に係る同条第一項に規定する電磁的記録印刷書面(以下この項及び第八項において「特

定口座年間取引報告書等」という。) (二以上の特定口座を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る特定口座年間取引報告書等及びこれらの合計表(総務省令で定める事項を記載したものをいう。)。第八項において同じ。)の添付をもつて附則第十八条の二第二項に規定する明細書の添付に代えることができる。

5～7 略

8 前年中において法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する法第二百九十四条第一項第一号の者で租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所(国内にあるものに限る。)に特定口座を開設していたものが法第三百七条の二第一項又は第三項に規定する申告書(法附則第三十五条の三第十八項において準用する法第三百七条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出する場合において、前年中に、第五項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得若しくは雑所得又は第六項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若しくは雑所得の基因となる上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、当該申告書を提出する場合における附則第十八条の二第六項の規定の適用については、特定口座年間取引報告書等の添付をもつて同項に規定する明細書の添付に代えることができる。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十八条の五 略

定口座年間取引報告書等」という。) (二以上の特定口座を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る特定口座年間取引報告書等及びこれらの合計表(総務省令で定める事項を記載したものをいう。)。第八項において同じ。)の添付をもつて附則第十八条の二第二項に規定する明細書の添付に代えることができる。

5～7 略

8 前年中において法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する法第二百九十四条第一項第一号の者で租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所(国内にあるものに限る。)に特定口座を開設していたものが法第三百七条の二第一項又は第三項に規定する申告書(法附則第三十五条の二の六第十八項又は第三十五条の三第十八項において準用する法第三百七条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出する場合において、前年中に、第五項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得若しくは雑所得又は第六項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得若しくは雑所得の基因となる上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、当該申告書を提出する場合における附則第十八条の二第六項の規定の適用については、特定口座年間取引報告書等の添付をもつて同項に規定する明細書の添付に代えることができる。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十八条の五 略

2 略

3 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、上場株式等の譲渡をした年中の上場株式等（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する上場株式等をいう。第十二項において同じ。）の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は当該上場株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる上場株式等の譲渡に係る第一項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

4 法附則第三十五条の二の六第四項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一及び二 略

三 法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の二の六第四項の規定による控除を行った後、法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。

5 法附則第三十五条の二の六第五項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額

2 略

3 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、上場株式等の譲渡をした年中の上場株式等（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する上場株式等をいう。第十五項において同じ。）の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は当該上場株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる上場株式等の譲渡に係る第一項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

4 法附則第三十五条の二の六第五項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項及び第七項第二号において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一及び二 略

三 法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の二の六第五項の規定による控除を行った後、法第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。

5 法附則第三十五条の二の六第六項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額

とする。

6 法附則第三十五条の二の六第五項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額のうち、第三項に規定する特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

とする。

6 法附則第三十五条の二の六第六項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額のうち、第三項に規定する特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

7 法附則第三十五条の二の六第八項において読み替えて準用する法第四十五条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前年の法第三十二条第一項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額

二 法附則第三十五条の二の六第五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、道府県民税の賦課徴収について必要な事項

8 法附則第三十三条の三第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の四第一項に

規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

9| 法附則第三十五条の二の六第五項又は第八項の規定の適用がある場合における法附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三十五条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十二条第九項の規定の適用については、同項中「道府県民税に関する申告書」とあるのは、「道府県民税に関する申告書（附則第三十五条の二の六第八項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）」とする。

10| 法附則第三十五条の二の六第一項又は第五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第一項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

一 三 略

四 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される第七条の二の二第二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ

11| 法附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 三 略

四 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七条の二の二第二項、第七条の三の

7| 法附則第三十五条の二の六第一項又は第四項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第一項又は第四項の規定の適用後の金額とする。

一 三 略

四 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される第七条の二の二第二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一第一項及び第三項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ

8| 法附則第三十五条の二の六第四項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 三 略

四 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七条の二の二第二項、第七条の三の

四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一第一項及び第三項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ

9|

法附則第三十五条の二の六第四項の規定の適用がある場合における法第三十二条第三項及び第四十五条の二第二項第八号の規定の適用については、法第三十二条第三項中「所得税法第二条第一項第四十号」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十五条の十一の二第十九項第一号又は第二十五条の十二の二第二十三項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二条第一項第四十号」と、同号中「前各号に掲げるもののほか、」とあるのは「附則第三十五条の二の六第四項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他」とする。

四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ

12|

前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第五項又は第八項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三十二条第三項	所得税法第二条第一項第四十号	租税特別措置法施行令第二十五条の十一の二第十九項第一号又は第二十五条の十二の二第二十三項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二条第一項第四十号
同項の規定による道府県民税に関する申告書	同項の規定による道府県民税に関する申告書（附則第	

法第三十二 条第六項	同項ただし書	三十五條の二の六第八項に おいて準用する第四十五條 の二第四項の規定による申 告書を含む。)
法第三十二 条第八項	道府県民税に関する申告 書	同項第二号 第四十五條の二第一項第二 号 道府県民税に関する申告書 (附則第三十五條の二の六 第八項において準用する第 四十五條の二第四項の規定 による申告書を含む。)
法第三十二 条第十一項	第四十五條の二第一項の 規定による申告書	第四十五條の二第一項の規 定による申告書(附則第三 十五條の二の六第八項にお いて準用する第四十五條の 二第四項の規定による申告

10) 法附則第三十五条の二の六第九項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額

13) 法附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額

法第四十五条の二第一項	若しくは雑損失の金額の控除	若しくは雑損失の金額の控除、附則第三十五条の二の六第五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除
法第四十五条の二第一項第八号	前各号に掲げるもののほか、	附則第三十五条の二の六第五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他
法第四十五条の二第三項	雑損失の金額の控除	雑損失の金額の控除、附則第三十五条の二の六第五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除
第七条の十九第九項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（法附則第三十五条の二の六第八項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）

とする。

一 当該損失の金額が、事業所得又は雑所得の基因となる上場株式等の譲渡（法附則第三十五条の二の六第九項に規定する上場株式等の譲渡をいう。以下この項から第十二項まで及び第十五項において同じ。）をしたことにより生じたものである場合 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額

二 略

11 法附則第三十五条の二の六第九項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第十三項第二号及び第十五項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）の計算上生じた損失の金額のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

12 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、上場株式等の譲渡をした年中の上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は当該上場株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる上場株式等の譲渡に係る第十項各

とする。

一 当該損失の金額が、事業所得又は雑所得の基因となる上場株式等の譲渡（法附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等の譲渡をいう。以下この項から第十五項まで及び第十八項において同じ。）をしたことにより生じたものである場合 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として総務省令で定めるところにより計算した金額

二 略

14 法附則第三十五条の二の六第十二項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第十六項第二号及び第十八項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）の計算上生じた損失の金額のうち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

15 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、上場株式等の譲渡をした年中の上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額、当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額又は当該上場株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる上場株式等の譲渡に係る第十三項

号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

13 法附則第三十五条の二の六第十一項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第十二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一及び二 略

三 法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の二の六第十一項の規定による控除を行った後、法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。

14 法附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、第十項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

15 法附則第三十五条の二の六第十二項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額のうち、第十二項に規定する特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。

16 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第十六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項及び第十九項第二号において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一及び二 略

三 法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の二の六第十五項の規定による控除を行った後、法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。

17 法附則第三十五条の二の六第十六項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、第十三項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

18 法附則第三十五条の二の六第十六項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額のうち、第十五項に規定する特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

19 法附則第三十五条の二の六第十八項において読み替えて準用する法第三百十七条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある

一 前年の法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額

二 法附則第三十五条の二の六第十五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、市町村民税の賦課徴収について必要な事項

20

法附則第三十三条の三第五項、第三十四条第四項、第三十五条第五項、第三十五条の二第五項又は第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

21

法附則第三十五条の二の六第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合における法附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五条の二第八項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十三条第九項の規定の適用については、同項中「による申告書」とあるのは、「による申告書（附則第三十五条の二の六第十八項において準用する第三百七条の二第四項の規定による申告書を含む。）」とする。

22

法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある

場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第八項又は第十一項の規定の適用後の金額とする。

一 四 略

五 附則第十六条の二の十一第四項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の三第一項及び第三項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ

六 略

17 法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、附則第十六条の二の十一第四項の規定により読み替えて適用される法第三百十五條第一号に規定する租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、同号の規定にかかわらず、同法第三十七条の十二の二第一項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

18 法附則第三十五条の二の六第十一項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 四 略

五 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の三第一項

場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十一項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一 四 略

五 附則第十六条の二の十一第四項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二第一項及び第二項第二号ロ

六 略

23 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、附則第十六条の二の十一第四項の規定により読み替えて適用される法第三百十五條第一号に規定する租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額は、同号の規定にかかわらず、同法第三十七条の十二の二第一項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

24 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 四 略

五 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二

及び第三項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号

六略

19| 法附則第三十五条の二の六第十一項の規定の適用がある場合には、附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十五条第一号に規定する租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、同号の規定にかかわらず、同法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用後の金額とする。

20| 法附則第三十五条の二の六第十一項の規定の適用がある場合における法第三百十三條第三項及び第三百十七條の二第一項第八号の規定の適用については、法第三百十三條第三項中「所得税法第二条第一項第四十号」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十五条の十一の二第十九項第一号又は第二十五条の十二の二第二十三項第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第二条第一項第四十号」と、同号中「前各号に掲げるもののほか、」とあるのは「附則第三十五条の二の六第十一項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他」とする。

並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号

六略

25| 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十五条第一号に規定する租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、同号の規定にかかわらず、同法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用後の金額とする。

26| 第二十一項から前項までに定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第三百十 三条第三項	所得税法第二条第一項第 四十号	租税特別措置法施行令第二 十五条の十一の二第十九項
----------------	--------------------	------------------------------

<p>法第三百十 三条第八項</p>	<p>法第三百十 三条第六項</p>	<p>法第三百十 三条第六項</p>	<p>法第三百十 三条第六項</p>	<p>法第三百十 三条第六項</p>
<p>による申告書</p>	<p>同項第二号</p>	<p>を含む</p>	<p>同項ただし書</p>	<p>同項の規定による申告書</p>
<p>の二第四項の規定による申</p>	<p>第三百十七條の二第一項第 二号</p>	<p>及びその時まで提出され た附則第三十五條の二の六 第十八項において準用する 第三百十七條の二第四項の 規定による申告書を含む</p>	<p>第三百十七條の二第一項た だし書</p>	<p>第一号又は第二十五條の十 二の二第二十三項第一号の 規定により読み替えて適用 される所得税法第二條第一 項第四十号</p>

<p>法第三百十三 条第十一 項</p>	<p>第三百十七 条の二第一 項の規定に よる申告書</p>	<p>第三百十七 条の二第一 項の規定に よる申告書 (附則第三 十五條の二 の六第十八 項において 準用する第 三百十七 条の二第四 項の規定に よる申告書 を含む。)</p>
<p>法第三百十 七条の二第 一項</p>	<p>若しくは雑 損失の金額 の控除</p>	<p>若しくは雑 損失の金額 の控除、附 則第三十五 条の二の六 第十五項に 規定する上 場株式等に 係る譲渡損 失の金額の 控除</p>
<p>法第三百十 七条の二第 一項第八号</p>	<p>前各号に掲 げるものの ほか、</p>	<p>附則第三十 五條の二の 六第十五項 に規定する 上場株式等 に係る譲渡 損失の金額 の控除に關 する事項そ の他</p>
<p>法第三百十 七条の二第 三項</p>	<p>雑損失の金 額の控除</p>	<p>雑損失の金 額の控除、 附則第三十 五條の二の 六第十五項 に規定する 上場株式等 に係る譲渡 損失の金額 の控除</p>
<p>第四十八 条の九の二 第十項</p>	<p>による申告 書</p>	<p>による申告 書(法附則第 三十五條の 二の六第十 八項におい て準用する 法第三百十</p>

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十八条の六 略

2 3 14 略

15 法附則第三十五条の三第三項又は第五項の規定の適用がある場合には、第一号から第四号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第五号から第八号までに掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第三項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

一 3 略

四 附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七条の二の二第二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一第一項及び第三項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ 五 3 略

八 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七条の二の二第二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一第一項及び第三項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ

16 3 30 略

31 法附則第三十五条の三第十三項又は第十五項の規定の適用がある場合

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十八条の六 略

2 3 14 略

15 法附則第三十五条の三第三項又は第五項の規定の適用がある場合には、第一号から第四号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第五号から第八号までに掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第三項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

一 3 略

四 附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七条の二の二第二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一 並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ 五 3 略

八 附則第十八条の二第四項において準用する附則第十八条第四項の規定により読み替えて適用される第七条の二の二第二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一 並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロ

16 3 30 略

31 法附則第三十五条の三第十三項又は第十五項の規定の適用がある場合

七条の二第四項の規定による申告書を含む。

には、第一号から第六号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第七号から第十二号までに掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十三項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一〇四 略

五 附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の三第一項及び第三項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ

六〇十 略

十一 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の三第一項及び第三項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ

十二 略

32及び33 略

(先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十八条の七 略

2 略

3 法附則第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に

には、第一号から第六号までに掲げる規定に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第七号から第十二号までに掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十三項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一〇四 略

五 附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ

六〇十 略

十一 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロ

十二 略

32及び33 略

(先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十八条の七 略

2 略

3 法附則第三十五条の四第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に

掲げる字句とする。

第七條の十 一 第一項及 び第三項	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は 先物取引に係る雑所得等の 金額
-------------------------	----------	------------------------------------

4及び5 略

6 法附則第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八條 の五の三第 一項及び第 三項	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は 先物取引に係る雑所得等の 金額
-------------------------------	----------	------------------------------------

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第十八條の七の二 略

2～6 略

7 法附則第三十五条の四の二第一項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一～三 略

四 前条第三項の規定により読み替えて適用される第七條の二の二第二

掲げる字句とする。

第七條の十 一	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は 先物取引に係る雑所得等の 金額
------------	----------	------------------------------------

4及び5 略

6 法附則第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八條 の五の二	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は 先物取引に係る雑所得等の 金額
---------------	----------	------------------------------------

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第十八條の七の二 略

2～6 略

7 法附則第三十五条の四の二第一項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一～三 略

四 前条第三項の規定により読み替えて適用される第七條の二の二第二

分に限る。)、第三十六条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)、第四十九条の十二第一項(第一号に係る部分に限る。)、第四十九条の十三第一項(第二号に係る部分に限る。)、第四十九条の十五第一項(第一号に係る部分に限る。)、第五十一条の十六の三第二項及び第五十条の四十五第二項(第二号に係る部分に限る。)並びに附則第十一条第二十一項及び第二十二項並びに第十一条の二第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

2
略

分に限る。)、第三十六条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)、第四十九条の十二第一項(第一号に係る部分に限る。)、第四十九条の十三第一項(第二号に係る部分に限る。)、第四十九条の十五第一項(第一号に係る部分に限る。)、第五十一条の十六の三第二項及び第五十条の四十五第二項(第二号に係る部分に限る。)並びに附則第十一条第二十三項及び第二十四項並びに第十一条の二第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

2
略

第二条による改正（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号））

改 正 後	改 正 前
<p>（単年度損益に係る法人の外国税額の損金の額等算入）</p> <p>第二十条の二の十七 各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された内国法人に係る各事業年度の単年度損益の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人（以下この項において「連結申告法人」という。）以外の内国法人にあつては同法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（同条第十五項後段及び第十六項後段の規定によりその限度とされる金額並びに同条第十七項の規定の適用を受ける金額以外のものを除く。）に限り、連結申告法人にあつては同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額（同条第九項後段及び第十項後段の規定によりその限度とされる金額並びに同条第十一項の規定の適用を受ける金額以外のものを除く。）に限る。第二十一条の五第一項において同じ。）のうち、当該内国法人の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課されたものは、損金の額又は個別帰属損金額に算入する。</p> <p>2 略</p> <p>（非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定）</p>	<p>（単年度損益に係る法人の外国税額の損金の額等算入）</p> <p>第二十条の二の十七 各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された内国法人に係る各事業年度の単年度損益の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額</p> <p>当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課されたものは、損金の額又は個別帰属損金額に算入する。</p> <p>2 略</p> <p>（非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定）</p>

第二十條の二の二十六 法第七十二条の二第一項第一号、第三号又は第四号

に掲げる事業と同項第二号に掲げる事業とを併せて行う内国法人に係る法第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「減算した金額との合計額」とあるのは「減算した金額との合計額に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び法の施行地外に有する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十條の二の十九に規定する場所（以下この項及び次項において「外国の事務所又は事業所」という。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち第七十二条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額」と、同条第二項中「とする」とあるのは「に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者のうち第七十二条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額とする」とする。

2 略

3 事業税を課されない事業とその他の事業（法第七十二条の二第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事業に限る。以下この項において同じ。）とを併せて行う内国法人の資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十一第六項又は第七十二条の二十二第一

第二十條の二の二十六 法第七十二条の二第一項第一号又は第三号

に掲げる事業と同項第二号に掲げる事業とを併せて行う内国法人に係る法第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「減算した金額との合計額」とあるのは「減算した金額との合計額に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び法の施行地外に有する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十條の二の十九に規定する場所（以下この項及び次項において「外国の事務所又は事業所」という。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち第七十二条の二第一項第一号又は第三号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額」と、同条第二項中「とする」とあるのは「に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者のうち第七十二条の二第一項第一号又は第三号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額とする」とする。

2 略

3 事業税を課されない事業とその他の事業（法第七十二条の二第一項第一号及び第三号）に掲げる事業に限る。以下この項において同じ。）とを併せて行う内国法人の資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額（法第七十二条の二十一第六項又は第七十二条の二十二第一

項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。)に当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した金額とする。

4及び5 略

6 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業(事業税を課されない事業を除く。次項において同じ。)、同条第一項第三号に掲げる事業及び同項第四号に掲げる事業のうち二以上の事業を併せて行う内国法人のそれぞれの事業に係る資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額(法第七十二条の二十一第六項又は第七十二条の二十二第一項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とし、法第七十二条の二十一第七項の規定又は第三項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする。)を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうちそれぞれの事業に係る者の数で按分して計算した金額とする。

7及び8 略

第二十一条の二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。))を行う者に限る。以下この条において「ガス製造事業者」という。)

項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。)に当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した金額とする。

4及び5 略

6 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業(事業税を課されない事業を除く。次項において同じ。)と同条第一項第三号に掲げる事業とを併せて行う内国法人のそれぞれの事業に係る資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額(法第七十二条の二十一第六項又は第七十二条の二十二第一項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とし、法第七十二条の二十一第七項の規定又は第三項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする。)を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうちそれぞれの事業に係る者の数で按分して計算した金額とする。

7及び8 略

第二十一条の二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十項に規定するガス製造事業者()

以下この条において「ガス製造事業者」という。)又

である法人が、ガス製造事業者に該当しないこととなり、かつ、
当該法人がその該当しないこととなった日を含む事業年度開始の日の前日を含む事業年度においてガス供給業のうち同法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもの（以下この条において「対象ガス供給業」という。）を行っていた場合において、当該法人の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定するときは、当該法人が、当該法人の当該該当しないこととなった日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を同項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

（法第七十二条の二十四の二第一項の収入金額の範囲）

は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。以下この条において「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）である法人が、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者のいずれにも該当しないこととなり、かつ、当該法人がその該当しないこととなった日を含む事業年度開始の日の前日を含む事業年度においてガス供給業のうちガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもの（以下この条において「特定ガス供給業」という。）を行っていた場合において、当該法人の特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定するときは、当該法人が、当該法人の当該該当しないこととなった日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を同項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

（法第七十二条の二十四の二第一項の収入金額の範囲）

第二十二條 法第七十二條の二十四の二第一項に規定する政令で定める収入金額は、次に掲げるものとする。

一～四 略

五 電気供給業又はガス供給業（法第七十二條の二第一項第二号に規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業をいう。以下この条において同じ。）を行う法人がその事業に必要な施設を設けるため、電気又はガスの需要者その他その施設により便益を受ける者から収納する金額

六 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十八條の四十第二項第一号の交付金

七及び八 略

九 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第三十六條の賦課金
十～十二 略

（法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額）

第三十五條の四の七 道府県は、毎年度、法第七十二條の七十六の規定により同条に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同条に規定する各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から当該年度七月までの間に収入した

第二十二條 法第七十二條の二十四の二第一項に規定する政令で定める収入金額は、次に掲げるものとする。

一～四 略

五 電気供給業又はガス供給業（法第七十二條の二第一項第二号に規定するガス供給業をいう。以下この条において同じ。）を行う法人がその事業に必要な施設を設けるため、電気又はガスの需要者その他その施設により便益を受ける者から収納する金額

六 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十八條の四十第二項の交付金

七及び八 略

九 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第三十六條の賦課金
十～十二 略

（法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額）

第三十五條の四の七 道府県は、毎年度、法第七十二條の七十六の規定により同条に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同条に規定する各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から当該年度七月までの間に収入した

2
6
略

略

法人の行う事業に対する事業税の額（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以下この表において同じ。）の百分の七・七に相当する額

一 当該道府県が当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合（次号に掲げる場合を除く。）

～ 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額から当該期間内に歳出予算から支出した法人の行う事業に対する事業税の還付金の額（次号及び次項第一号において「還付金支出額」という。）を控除した額

二 当該道府県が超過税率課税道府県（法第七十二条の二十四の七第九項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する道府県をいう。次項において同じ。）である場合 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（還付金支出額がある場合には、当該還付金支出額を控除した額）から当該額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額に相当する額を控除した額

2
6
略

略

法人の行う事業に対する事業税の額（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以下この表において同じ。）の百分の七・七に相当する額

一 当該道府県が当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合（次号に掲げる場合を除く。）

～ 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額から当該期間内に歳出予算から支出した法人の行う事業に対する事業税の還付金の額（次号及び次項第一号において「還付金支出額」という。）を控除した額

二 当該道府県が超過税率課税道府県（法第七十二条の二十四の七第八項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する道府県をいう。次項において同じ。）である場合 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（還付金支出額がある場合には、当該還付金支出額を控除した額）から当該額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額に相当する額を控除した額

(都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第五十七条の二の七 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	<p>前年度三月から当該年度七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額(次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以下この表において同じ。)の百分の七・七に相当する額</p> <p>一 都が当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額から当該期間内に歳出予算から支出した税の額から当該期間内に歳出予算から支出した法人の行う事業に対する事業税の還付金の額(次号及び次項第一号において「還付金支出額」という。)を控除した額</p> <p>二 都が法第七十二条の二十四の七第九項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する場合 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額(還付金支出額がある場合に</p>

(都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第五十七条の二の七 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同項に規定する各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち各市町村に係る額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	<p>前年度三月から当該年度七月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額(次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以下この表において同じ。)の百分の七・七に相当する額</p> <p>一 都が当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額から当該期間内に歳出予算から支出した税の額から当該期間内に歳出予算から支出した法人の行う事業に対する事業税の還付金の額(次号及び次項第一号において「還付金支出額」という。)を控除した額</p> <p>二 都が法第七十二条の二十四の七第八項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する場合 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額(還付金支出額がある場合に</p>

は、当該還付金支出額を控除した額）から当該額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額に相当する額を控除した額

略

- 2 都は、法第七十二条の二十四の七第九項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、毎年度、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を上回る場合には第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の七・七に相当する額を翌年度八月の交付時期に交付すべき額から減額し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る場合には同号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の七・七に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算するものとする。
- 一及び二 略
- 3 略

附 則

（法人の事業税の課税標準の特例）

第六条の二 略

2及び3 略

- 4 法附則第九条第十三項に規定する政令で定める事項は、租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第一項に規定する事項とする。

- 5 法附則第九条第十三項に規定する政令で定める場合は、同項の規定の適用を受ける事業年度に係る法第七十二条の二十五第八項若しくは第十一項、第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の二十八第一

は、当該還付金支出額を控除した額）から当該額に前年度の標準税率超過率を乗じて得た額に相当する額を控除した額

略

- 2 都は、法第七十二条の二十四の七第八項の規定により標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、毎年度、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を上回る場合には第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の七・七に相当する額を翌年度八月の交付時期に交付すべき額から減額し、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る場合には同号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の七・七に相当する額を当該交付時期に交付すべき額に加算するものとする。
- 一及び二 略
- 3 略

附 則

（法人の事業税の課税標準の特例）

第六条の二 略

2及び3 略

項の規定による申告書に、経済産業大臣の法附則第九条第十三項の法人がインターネットを利用する方法により前項に規定する事項を公表していることについて届出があつた旨を証する書類の写しの添付がある場合とする。

- 6| 法附則第九条第十六項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、これらの規定に規定する雇用者給与等支給額に、法第七十二条の二第一項第一号イ若しくは第三号イに掲げる法人又は同項第四号に掲げる事業を行う法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所（法第七十二条第五号ただし書に規定する外国法人にあつては、恒久的施設。以下この項において同じ。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち事業税を課されない事業及び法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業以外の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じて計算した金額とする。

7| 11| 略

- 12| 法附則第九条第二十三項に規定する政令で定める収入金額は、特定吸収分割会社（同項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（同条第二十三項に規定する特定吸収分割承継会社をいう。以下この項において同じ。）が同条第二十三項に規定する当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の

- 4| 法附則第九条第十六項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、これらの規定に規定する雇用者給与等支給額に、法第七十二条の二第一項第一号イ又は第三号イに掲げる法人

の法の施行地内に有する事務所又は事業所（法第七十二条第五号ただし書に規定する外国法人にあつては、恒久的施設。以下この項において同じ。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち事業税を課されない事業及び法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業以外の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じて計算した金額とする。

5| 9| 略

全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち同項に規定する総務省令で定めるもの（以下この項において「特定取引」という。）を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は当該特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

第三条による改正（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号））

改 正 後	改 正 前
<p>地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第六条の十四第一項第四号中「、第五十五条の四第一項」、「第七十二条の三十九の四第一項」及び「、第三百二十一条の十一の三第一項」を削る。</p> <p>（中略）</p> <p>第八条の六第一項中「（連結事業年度に該当する期間を除く。）」を削り、「予定申告法人（以下この条）」を「予定申告法人（次項及び第四項）」に、「当該道府県民税の申告書に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）開始の日から六月を経過した日」を「六月経過日（法第五十三条第一項に規定する六月経過日をいう。次項第一号及び第六項において同じ。）」に改め、「合計額（」の下に「これらの法人税割額のうち同条第四十三項の規定により加算された金額がある場合には当該加算された金額を控除した額とし、」を加え、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に、「場合には、」を「場合に」に、「控除した額」に「六」を「控除した額とする。」に当該事業年度開始の日から当該前日までの期間（次項及び第三項において「中間期</p>	<p>地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第六条の十四第一項第四号中「、第五十五条の四第一項」、「第七十二条の三十九の四第一項」及び「、第三百二十一条の十一の三第一項」を削る。</p> <p>（中略）</p> <p>第八条の六第一項中「（連結事業年度に該当する期間を除く。）」を削り、「予定申告法人（以下この条）」を「予定申告法人（次項及び第四項）」に、「当該道府県民税の申告書に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）開始の日から六月を経過した日」を「六月経過日（法第五十三条第一項に規定する六月経過日をいう。次項第一号及び第六項において同じ。）」に</p> <p>、 「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に、「に六」を「に当該事業</p> <p>年度開始の日から当該前日までの期間（次項及び第三項において「中間期</p>

間」という。)の月数」に改め、同条第二項中「適格合併(一)を「前項の場合において、予定申告法人が次の各号に掲げる期間内に行われた適格合併(一)に、「予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には」を「合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。))から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。))であるときは」に改め、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、」を削り、同項第一号中「(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。))から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。))及び「中に適格合併がなされた場合」を削り、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、「終了した」の下に「当該適格合併に係る」を加え、「又は各連結事業年度」を削り、「当該事業年度開始の日以後六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「その課税標準」を「当該法人税割額のうち法第五十三条第四十三項(同条第四十七項において準用する場合を含む。))の規定により加算された金額がある場合には当該加算された金額を控除した額とし、当該法人税割額の課税標準」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に、「第九項若しくは」を「第九項又は」に、「場合又は個別帰属法人税額のうち個別帰属特別控除戻税額等がある場合には、」を「場合には」に改め、「又は個別帰属特別控除戻税額等」を削り、「控除した額」を「控除した額とす

間」という。)の月数」に改め、同条第二項中「適格合併(一)を「前項の場合において、予定申告法人が次の各号に掲げる期間内に行われた適格合併(一)に、「予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には」を「合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。))から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。))であるときは」に改め、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、」を削り、同項第一号中「(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。))から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。))及び「中に適格合併がなされた場合」を削り、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、「終了した」の下に「当該適格合併に係る」を加え、「又は各連結事業年度」を削り、「当該事業年度開始の日以後六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、「又は連結事業年度」を削り、
第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の四第五項を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に、「第九項若しくは」を「第九項又は」に改め、「又は個別帰属法人税額のうち個別帰属特別控除戻税額等がある場合には、」を「場合には」に改め、「又は個別帰属特別控除戻税額等」及び

る。」に改め、「又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三
条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該
被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）

「を削り、同項第二号中「
当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内に適格合
併がなされた場合」を「中間期間」に、「当該事業年度開始の日から六月
の期間」を「当該合併法人の中間期間」に改め

、同条第三項
中「予定申告法人」を「合併法人」に、「ときは、その」を「ときは、」
に改め、「かかわらず、」の下に「当該適格合併に係る」を加え、「六を
」を「中間期間の月数を」に改め、同条第六項中「（連結事業年度に該当
する期間を除く。）」を削り、「当該前事業年度終了の日の翌日から六月
を経過した日」を「六月経過日」に改め、同条第七項を削る。

第八条の八の見出し中「第五十三条第二項」を「第五十三条第二項前段
」に改め、同条中「第八条の六第七項の規定は法第五十三条第二項」を「
第八条の六の規定は、法第五十三条第二項前段」に、「前連結事業年度」
を「前事業年度」に改め、「第八条の六第一項から第六項までの規定は
法第五十三条第二項に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する
事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法
人税割額の計算について、それぞれ」を削り、同条に後段として次のよう
に加える。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

「又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三
条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該
被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）」（次号及び次項にお
いて「確定法人税割額の算定期間」という。）」を削り、同項第二号中「

当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内に適格合
併がなされた場合」を「中間期間」に、「当該事業年度開始の日から六月
の期間」を「当該合併法人の中間期間」に改め、「当該確定法人税割額」
の下に「の計算の基礎となつた法人税額の課税標準」を加え、同条第三項

中「予定申告法人」を「合併法人」に、「ときは、その」を「ときは、」
に改め、「かかわらず、」の下に「当該適格合併に係る」を加え、「六を
」を「中間期間の月数を」に改め、同条第六項中「（連結事業年度に該当
する期間を除く。）」を削り、「当該前事業年度終了の日の翌日から六月
を経過した日」を「六月経過日」に改め、同条第七項を削る。

第八条の八の見出し中「第五十三条第二項」を「第五十三条第二項前段
」に改め、同条中「第八条の六第七項の規定は法第五十三条第二項」を「
第八条の六の規定は、法第五十三条第二項前段」に、「前連結事業年度」
を「前事業年度」に改め、「第八条の六第一項から第六項までの規定は
法第五十三条第二項に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する
事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法
人税割額の計算について、それぞれ」を削り、同条に後段として次のよう
に加える。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項		に規定する予定申告法人 (次項及び第四項において「予定申告法人」という。)	の法人
法第五十三条第一項に	同項に		
同条第四十三項	法第五十三条第四十三項		
略			

(中略)

第二十四条の四の三第一項中「この項及び第三項」を「この条」に改め、同項の表第二項の項中「第七十二条の二十五第三項の特別の事情の内容」の下に「、同項各号」を加え、「連結所得の金額」を「法人税法第二編第一章第一節第十一款第一目の規定その他通算法人(同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。次項において同じ。)に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」に改め、「理由」の下に「、法第七十二条の二十五第五項各号」を加え、同項の次に次のように加える。

略

第二十四条の四の三第一項の表第四項の項中「、若しくは同項」を「法人」に、「、若しくは法第七十二条の二十五第五項」を「法人又は当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係がある通算法人(同条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。)」に改め、同表第六項の項を削り、同条に次の一項を加える。

4 法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十

第一項		に規定する予定申告法人 (次項及び第四項において「予定申告法人」という。)	の法人
法第五十三条第一項に	同項に		
略			

(中略)

第二十四条の四の三第一項の表第二項の項中「第七十二条の二十五第三項の特別の事情の内容」の下に「、同項各号」を加え、「連結所得の金額」を「法人税法第二編第一章第一節第十一款第一目の規定その他通算法人(同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。次項において同じ。)に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」に改め、「理由」の下に「、法第七十二条の二十五第五項各号」を加え、同項の次に次のように加える。

略

第二十四条の四の三第一項の表第四項の項中「、若しくは同項」を「法人」に、「、若しくは法第七十二条の二十五第五項」を「法人又は当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係がある通算法人(同条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。)」に改め、同表第六項の項を削る。

二条の二十九第一項の法人について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認（以下この項において「通算承認」という。）が効力を失った場合には、その効力を失った日以後に終了する事業年度については、当該通算承認が効力を失う前に受けていた法第七十二条の二十五第五項の規定による提出期限の延長の処分は、その効力を失うものとする。

(中略)

第四十八条の十中「第八条の六第一項から第六項までの規定は」を「第八条の六の規定は、」に改め、「（連結事業年度に該当する期間を除く。

）」及び「、第八条の六第七項の規定は法第三百二十一条の八第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について、それぞれ」を削り、「第五十三条第一項前段」とあるのは「第三百二十一条の八第一項前段」と、「道府県民税」とあるのは「市町村民税」と、同条第二項第一号中「第五十三条第四項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」とを「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、「第五十三条第四項の八第一項」と、同条第二項第一号中「第五十三条第四十三項」とあるのは「第三百二十一条の八第四十三項」とに、「道府県」を「道府県に」に、「市町村」とを「市町村に」と、「関係道府県」とあるのは「関係市町村」とに改め、「、同条第七項中「第五十三条第一項前段」とあるのは「第三百二十一条の八第一項前段」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、「第五十三条第四項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」とを削る。

(中略)

第四十八条の十中「第八条の六第一項から第六項までの規定は」を「第八条の六の規定は、」に改め、「（連結事業年度に該当する期間を除く。

）」及び「、第八条の六第七項の規定は法第三百二十一条の八第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について、それぞれ」を削り、「第五十三条第一項前段」とあるのは「第三百二十一条の八第一項前段」と、「道府県民税」とあるのは「市町村民税」と、同条第二項第一号中「第五十三条第四項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」とを「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、「第五十三条第四項の八第一項」と、同条第二項第一号中「第五十三条第四十三項」とあるのは「第三百二十一条の八第四十三項」とに、「道府県」を「道府県に」に、「市町村」とを「市町村に」と、「関係道府県」とあるのは「関係市町村」とに改め、「、同条第七項中「第五十三条第一項前段」とあるのは「第三百二十一条の八第一項前段」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、「第五十三条第四項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」とを削る。

第四十八条の十の三の見出し中「第三百二十一条の八第二項」を「第三百二十一条の八第二項前段」に改め、同条中「第八条の六第七項の規定は法第三百二十一条の八第二項に規定する前連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について、第八条の六第一項から第六項までの規定は法第三百二十一条の八第二項」を「第八条の六の規定は、法第三百二十一条の八第二項前段」に、「当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度」を「前事業年度」に改め、「、それぞれ」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる第八条の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	に規定する予定申告法人 (次項及び第四項において「予定申告法人」という。)	の法人
	法第五十三条第一項に 同条第四十三項	同項に 法第三百二十一条の八第 四十三項
第二項第一号	第五十三条第四十三項	第三百二十一条の八第四 十三項
略		
略		

(中略)

第四十八条の十の三の見出し中「第三百二十一条の八第二項」を「第三百二十一条の八第二項前段」に改め、同条中「第八条の六第七項の規定は法第三百二十一条の八第二項に規定する前連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について、第八条の六第一項から第六項までの規定は法第三百二十一条の八第二項」を「第八条の六の規定は、法第三百二十一条の八第二項前段」に、「当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度」を「前事業年度」に改め、「、それぞれ」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる第八条の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	に規定する予定申告法人 (次項及び第四項において「予定申告法人」という。)	の法人
	法第五十三条第一項に	同項に
略		
略		

(中略)

第四十八条の十一の見出しを「(法第三百二十一条の八第三項の欠損金額の範囲)」に改め、同条中「第三百二十一条の八第五項に」を「第三百二十一条の八第三項に」に改め、「又は同法第五十八条第一項の災害損失欠損金額」を削り、「法第五十三条第五項」を「第五十三条第三項の」に、「法第三百二十一条の八第五項」を、「第三百二十一条の八第三項の」に改め、「法第五十三条第七項」とあるのは「法第三百二十一条の八第七項」とを削る。

(中略)

附則第三条の二の二第一項中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項ただし書中「若しくは法人税法第八十一条の二十四第一項の規定により延長された法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項に規定する申告書の提出期限」及び「若しくは法第五十三条第四項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「いう。以下この条を」という。次項に改め、同条第二項中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則第五条の二の次に次の一条を加える。

(法附則第八条第一項の中小企業者等の範囲)

第五条の二の三 法附則第八条第一項に規定する中小企業者等には、租税特別措置法施行令第二十七条の四第二項の規定により租税特別措置法第四十二条の四第四項に規定する中小企業者に該当するものとされる同令第二十七条の四第二項の通算子法人を含むものとする。

附則第五条の三を次のように改める。

第五条の三 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十

第四十八条の十一の見出しを「(法第三百二十一条の八第三項の欠損金額の範囲)」に改め、同条中「第三百二十一条の八第五項に」を「第三百二十一条の八第三項に」に改め、「又は同法第五十八条第一項の災害損失欠損金額」を削り、「法第五十三条第五項」を「第五十三条第三項の」に、「法第三百二十一条の八第五項」を、「第三百二十一条の八第三項の」に改め、「法第五十三条第七項」とあるのは「法第三百二十一条の八第七項」とを削る。

(中略)

附則第三条の二の二第一項中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項ただし書中「若しくは法人税法第八十一条の二十四第一項の規定により延長された法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項に規定する申告書の提出期限」及び「若しくは法第五十三条第四項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「いう。以下この条を」という。次項に改め、同条第二項中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則第五条の三を次のように改める。

(法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例)

号) 附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項、所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号) 附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の十第六項若しくは第四十二条の十一第六項又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号) 附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第八条の六第一項及び第二項第一号(一)これらの規定を第八条の八及び第四十八条の十の三において準用する場合を含む。</p>	<p>又は第六十三条第一項</p>	<p>(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号。以下「平成八年租税特別措置法改正法」という。) 附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六</p>
---	-------------------	--

第五条の三 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号) 附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項、所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号) 附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の十第六項若しくは第四十二条の十一第六項又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号) 附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第八条の六第一項及び第二項第一号、第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八條の十九の三、第八條の二</p>	<p>又は第六十三条第一項</p>	<p>(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号。以下「平成八年租税特別措置法改正法」という。) 附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正</p>
---	-------------------	---

十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十第一項並びに第八条の二十三

十二条の三第一項又は第八項を含む。)若しくは第六十三条第一項(平成八年租税特別措置法改正法附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。)、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)附則第六十六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の第十一項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若

十第一項並びに第八条の二十三

前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む。)若しくは第六十三条第一項(平成八年租税特別措置法改正法附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。)、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)附則第六十六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の第十一項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)附則第八十九条、第九十

第四十八條の 十一の十	第八條の十七	しは第九十二條の規定によりその例によることとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法第四十二條の六第六項、第四十二條の七第六項、第四十二條の十第六項若しくは第四十二條の十一第六項
第四十八條の 十一の二	第八條の十三	附則第五條の三の規定により読み替えて適用される第八條の十三
第四十八條の 十一の十	第八條の十六の六	附則第五條の三の規定により読み替えて適用される第八條の十六の六
第四十八條の 十一の十三	第八條の十七	附則第五條の三の規定により読み替えて適用される第八條の十七

第四十八條の 十一の十	第八條の十六の六	附則第五條の三の規定により読み替えて適用される第八條の十六の六
第四十八條の 十一の二	第八條の十三	附則第五條の三の規定により読み替えて適用される第八條の十三
第四十八條の 十一の十	第八條の十七	附則第五條の三の規定により読み替えて適用される第八條の十七
第四十八條の 十一の十三	第八條の十七	附則第五條の三の規定により読み替えて適用される第八條の十七

第四十八条の 十一の十八	第八条の十九の三	附則第五条の三の規定に より読み替えて適用され る第八条の十九の三
第四十八条の 十一の二十二 第一項	第八条の二十第一項	附則第五条の三の規定に より読み替えて適用され る第八条の二十第一項
第四十八条の 十一の二十五	第八条の二十三	附則第五条の三の規定に より読み替えて適用され る第八条の二十三

附則第五条の三の前に次の見出し及び一条を加える。

(法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例)

第五条の二の四 当分の間、第八条の六第一項（第四十八条の十において準用する場合を含む。）に規定する予定申告法人の同項（第四十八条の十において準用する場合を含む。）に規定する六月経過日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の課税標準となる法人税割額のうち租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）の規定（次項から第四項までにおいて「特別税額加算規定」という。）により加算された金額がある場合における第八条の六第一項及び第四十八条の十の規定の適用については、同項中「第四十二条の十四第一項」とあるのは「第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を

第四十八条の 十一の十八	第八条の十九の三	附則第五条の三の規定に より読み替えて適用され る第八条の十七
第四十八条の 十一の二十二 第一項	第八条の二十第一項	附則第五条の三の規定に より読み替えて適用され る第八条の二十第一項
第四十八条の 十一の二十五	第八条の二十三	附則第五条の三の規定に より読み替えて適用され る第八条の二十三

含む。）、第四十二条の十四第一項」と、同条中「第八条の六の規定」とあるのは「附則第五条の二の四第一項の規定により読み替えて適用される第八条の六第一項及び同条第二項から第六項までの規定」とする。

2| 当分の間、第八条の六第一項（第八条の八及び第四十八条の十の三において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の法人の第八条の六第一項に規定する六月経過日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の課税標準となる法人税額のうち特別税額加算規定により加算された金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「第四十二条の十四第一項」とあるのは、「第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項」とする。

3| 当分の間、第八条の六第二項第一号（第四十八条の十において準用する場合を含む。）の被合併法人の同号（第四十八条の十において準用する場合を含む。）に規定する最も新しい事業年度に係る法人税割額の課税標準となる法人税額のうち特別税額加算規定により加算された金額がある場合における同号及び第四十八条の十の規定の適用については、同条中「第四十二条の十四第一項」とあるのは「第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項」と、同条中「第八条の六の規定」とあるのは「第八条の六第一項及び第三項から第六項まで並びに附則第五条の二の四第三項の規定により読み替えて適用される第八条の六第二項の規定」とする。

4 当分の間、第八条の六第二項第一号（第八条の八及び第四十八条の十の三において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の被合併法人の同号に規定する最も新しい事業年度に係る法人税割額の課税標準となる法人税額のうち特別税額加算規定により加算された金額がある場合における同号の規定の適用については、同号中「第四十二条の十四第一項」とあるのは、「第四十二条の四第八項第六号若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項」とする。

5 当分の間、租税特別措置法第四十二条の四第四項に規定する中小企業者等（以下この項において「中小企業者等」という。）の各事業年度（当該各事業年度又は当該中小企業者等に係る同条第八項第三号イの他の通算法人の同項第二号に規定する他の事業年度において同項第五号に規定する当初申告税額控除可能分配額（同項第三号の中小企業者等税額控除限度額に係るものに限る。）がある場合の当該各事業年度に限る。）の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同条第八項第六号ロ又は第七号の規定により加算された金額がある場合における第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十第一項及び第八条の二十三並びに第四十八条の十一の二、第四十八条の十一の十、第四十八条の十一の十三、第四十八条の十一の十八、第四十八条の十一の二十二第一項及び第四十八条の十一の二十五の規定の適用については、第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十第一項及び第八条の二十三中「第四十二条の十四第一項」とあるのは「第四十二条

の四第八項第六号ロ若しくは第七号、第四十二条の十四第一項」と、第四十八条の十一の二中「第八条の十三」とあるのは「附則第五条の二の四第五項の規定により読み替えて適用される第八条の十三」と、第四十八条の十一の十中「第八条の十六の六」とあるのは「附則第五条の二の四第五項の規定により読み替えて適用される第八条の十六の六」と、第四十八条の十一の十三中「第八条の十七」とあるのは「附則第五条の二の四第五項の規定により読み替えて適用される第八条の十七」と、第四十八条の十一の十八中「第八条の十九の三」とあるのは「附則第五条の二の四第五項の規定により読み替えて適用される第八条の十九の三」と、第四十八条の十一の二十二第一項中「第八条の二十第一項」とあるのは「附則第五条の二の四第五項の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項」と、第四十八条の十一の二十五中「第八条の二十三」とあるのは「附則第五条の二の四第五項の規定により読み替えて適用される第八条の二十三」とする。

6| 前条の規定は、前項に規定する中小企業者等について準用する。

7| 当分の間、租税特別措置法第四十二条の十二の五第二項に規定する中小企業者等の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同法第四十二条の四第十八項において準用する同条第八項第六号ロ又は第七号の規定により加算された金額がある場合における第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十第一項及び第八条の二十三並びに第四十八条の十一の二、第四十八条の十一の十、第四十八条の十一の十三、第四十八条の十一の十八、第四十八条の十一の二十二第一項及び第四十

八条の十一の二十五の規定の適用については、第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十第一項及び第八条の二十三中「第四十二条の十四第一項」とあるのは「第四十二条の四第十八項において準用する同条第八項第六号ロ若しくは第七号又は同法第四十二条の十四第一項」と、「又は第六十三条第一項」とあるのは「若しくは第六十三条第一項」と、第四十八条の十一の二中「第八条の十三」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の十三」と、第四十八条の十一の十中「第八条の十六の六」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の十六の六」と、第四十八条の十一の十三中「第八条の十七」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の十七」と、第四十八条の十一の十八中「第八条の十九の三」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の十九の三」と、第四十八条の十一の二十二第一項中「第八条の二十第一項」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項」と、第四十八条の十一の二十五中「第八条の二十三」とあるのは「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の二十三」とする。

(中略)

附則第十八条の八中「第五十六条の八十九第二項」を「第五十六条の八十九」に、「同項第二号中」を「同条第一項中「百十万円」とあるのは「百二十五万円」と、同条第二項第二号中」に、「法」を「法」に改める。

(中略)

附則第十八条の八中「第五十六条の八十九第二項」を「第五十六条の八十九」に、「同項第二号中」を「同条第一項中「百十万円」とあるのは「百二十五万円」と、同条第二項第二号中」に、「法」を「法」に改める。

附則第二十八条第五号中「。次条において「震災特例法」という。」を削る。

(後略)

附 則

(道府県民税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、この政令による改正後の地方税法施行令(以下「新令」という。)の規定中法人の道府県民税に関する部分は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等改正法第三条の規定(所得税法等改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。第十一項において同じ。))による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。)第二条第十二号の七に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度(以下同じ。))が施行日前に開始した事業年度を除く。第四十一項において「施行日以後事業年度」という。)分の法人の道府県民税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。第十一項及び第十四項において「施行日前事業年度」という。)分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)(連結子

(後略)

附 則

(道府県民税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、この政令による改正後の地方税法施行令(以下「新令」という。)の規定中法人の道府県民税に関する部分は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等改正法第三条の規定(所得税法等改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。第四項において同じ。))による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。)第二条第十二号の七に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度(以下同じ。))が施行日前に開始した事業年度を除く。第三十四項において「施行日以後事業年度」という。)分の法人の道府県民税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。第四項及び第七項において「施行日前事業年度」という。)分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)(連結子

法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。
（分の法人の道府県民税については、この政令による改正前の地方税法施行令（次条第二項及び附則第五条第二項において「旧令」という。）の規定中法人の道府県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

3 | 新令第八条の六第一項に規定する予定申告法人（第五項及び第八項において「予定申告法人」という。）の施行日以後に開始する同条第一項の事業年度において、当該事業年度の前事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合における同項及び同条第六項の規定の適用については、同条第一項中「これらの法人税割額のうち同条第四十三項の規定により加算された金額がある場合には当該加算された金額を控除した額とし、これらの」とあるのは「これらの」と、「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この項及び第六項において「旧法」という。）第二十三条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。）」と、「租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除取戻税額等（旧法第二十三条第一項第四号の四（旧法附則第八条の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる個別帰属特別控除取戻税額等をいう。以下この項において同じ。）」と、「当該加算された金額に」とあるのは、「当該個別帰属特別控除取戻税額等に」と、「控除した額とする。」とあるのは「控除した額」と、同条第六項中「法第五十三条第一項」とあるの

法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。
（分の法人の道府県民税については、この政令による改正前の地方税法施行令（次条第二項及び附則第五条第二項において「旧令」という。）の規定中法人の道府県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

は「旧法第五十三条第四項」と、「申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）」とあるのは「申告書」と、「法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の人において準用する場合を含む。）」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第八十一条の二十四第一項」とする。

4 | 新令第八条の六第一項（新令第八条の人において準用する場合に限る。以下この項及び第六項において同じ。）の法人の施行日以後に開始する新令第八条の六第一項の事業年度において、当該事業年度の前事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合における同項及び同条第六項（新令第八条の人において準用する場合に限る。）の規定の適用については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「同条第四十三項」とあるのは、「法第五十三条第四十三項」と読み替えるものとする。

5 | 新令第八条の六第一項の場合において、予定申告法人が同条第二項各号に掲げる期間内に行われた適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この項及び次項並びに附則第五条第五項及び第六項において同じ。）（法人を設立するものを除く。）に係る合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項及び次項並びに附則第五条第五項及び第六項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項及び次項並びに附則第五条第五項及び第六項において同

じ。)又は法人を設立する適格合併に係る合併法人であるとき(その予定申告法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了したこれらの適格合併に係る被合併法人の各事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。))のうち最も新しい事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合に限る。)における新令第八条の六第二項第一号の規定の適用については、同号中「当該法人税割額のうち」に法第五十三条第四十三項(同条第四十七項において準用する場合を含む。)の規定により加算された金額がある場合には当該加算された金額を控除した額とし、当該法人税割額の課税標準となる法人税額」とあるのは「その課税標準となる個別帰属法人税額(地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下この号において「旧法」という。))第二十三条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。以下この号において同じ。)」と、「租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除戻税額等(旧法第二十三条第一項第四号の四(旧法附則第八条の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に掲げる個別帰属特別控除戻税額等をいう。以下この号において同じ。)」と、「当該加算された金額に」とあるのは、「当該個別帰属特別控除戻税額等に」と、「控除した額とする。」とあるのは「控除した額」と、「法人税額の課税標準の算定期間」とあるのは「個別帰属法人税額に係る連結法人税額(旧法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。))の課税標準の算定期間(

当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。」とする。

- 6| 新令第八条の六第一項の場合において、同項の法人が同条第二項各号（新令第八条の八において準用する場合に限る。）に掲げる期間内に行われた適格合併（法人を設立するものを除く。）に係る合併法人又は法人を設立する適格合併に係る合併法人であるとき（その法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了したこれらの適格合併に係る被合併法人の各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合に限る。）における同項第一号（新令第八条の八において準用する場合に限る。）の規定の適用については、前項の規定を準用する。

- 7| 前二項の場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

- 8| 予定申告法人の新令第八条の六第一項に規定する六月経過日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の課税標準となる法人税額のうちに所得税法等改正法附則第十四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる所得税法等改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項若しくは第四十二条の十二の四第五項、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第四十七条の規定によりその例によることとされる同法第

七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項の規定（次項及び附則第五条において「経過税額加算規定」という。）により加算された金額がある場合における新令第八条の六第一項の規定の適用については、同項中「又は第六十三条第一項」とあるのは、「、第六十三条第一項、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項若しくは第四十二条の十二の四第五項、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第四十七条の規定によりその例によることとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項」とする。

9 | 新令第八条の六第二項第一号の被合併法人の同号に規定する最も新しい事業年度に係る法人税割額の課税標準となる法人税額のうちに経過税額加算規定により加算された金額がある場合における同号の規定の適用については、同号中「又は第六十三条第一項」とあるのは、「、第六十三条第一項、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項若しくは第四十二条の十二の四第五項、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項

の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第四十七条の規定によりその例によることとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項」とする。

10| 四年新法第五十三条第五項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第八条の十六（次項又は第十二項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「前十年内事業年度」と」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度」と」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する事業年度又は連結事業年度開始」とする。

11| 施行日前事業年度において生じた欠損金額（所得税法等改正法第三条の規定による改正後の法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この条及び附則第五条において同じ。）（次項の欠損金額を除く。）に係る控除対象通算適用前欠損調整額（四年新法第五十三条第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額をいう。次項において同じ

3| 四年新法第五十三条第五項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第八条の十六（次項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「前十年内事業年度」と」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度」と」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する事業年度又は連結事業年度開始」とする。

4| 施行日前事業年度において生じた欠損金額（所得税法等改正法第三条の規定による改正後の法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この条及び附則第五条において同じ。）（次項の欠損金額を除く。）に係る控除対象通算適用前欠損調整額（四年新法第五十三条第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額をいう。次項において同じ

。) についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

四年新法	第一欄	第五十三 条第三項	第二欄	、同法	第三欄	、所得税 法等の一 部を改正 する法律 (令和二 年法律第 八号) 附 則第二十 条第五項 の規定に より読み 替えられ た法人税 法(第五 項及び第 六項にお いて「読 み替え後 の法人税 法	第四欄
------	-----	--------------	-----	-----	-----	--	-----

。) についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

四年新法	第一欄	第五十三 条第三項	第二欄	、同法	第三欄	、所得税 法等の一 部を改正 する法律 (令和二 年法律第 八号) 附 則第二十 条第五項 の規定に より読み 替えられ た法人税 法(第五 項及び第 六項にお いて「読 み替え後 の法人税 法	第四欄
------	-----	--------------	-----	-----	-----	--	-----

第五十三 条第五項	(この項	「という 。」 (地方税 法施行令 の一部を 改正する 政令(令 和二年政 令第二百 六十四号 。以下こ の項及び 次項にお いて「地 方税法施 行令改正 令」とい う。)附 則第三条 第十一項 の規定に より読み 替えられ
--------------	------	--

第五十三 条第五項	(この項	「という 。」 (地方税 法施行令 の一部を 改正する 政令(令 和二年政 令第二百 六十四号 。以下こ の項及び 次項にお いて「地 方税法施 行令改正 令」とい う。)附 則第三条 第四項 の規定に より読み 替えられ
--------------	------	---

第五十三 条第六項	第三項の規定は	に同法	第三項の規定	(同法)	ついて同法	
						たこの項
	地方税法 施行令改 正令附則	法に法人税	地方税法 施行令改 正令附則 第三條第 十一項の 規定によ り読み替 えられた 第三項の 規定	法(法人税)	替え後の 法人税法	ついて読

第五十三 条第六項	第三項の規定は	に同法	第三項の規定	(同法)	ついて同法	
						たこの項
	地方税法 施行令改 正令附則	法に法人税	地方税法 施行令改 正令附則 第三條第 四項の 規定によ り読み替 えられた 第三項の 規定	法(法人税)	替え後の 法人税法	ついて読

場合（ 地方税法施行令改正 令附則第三 条第十 一項の規 定により	場合（地 方税法施 行令改正 令附則第 三條第十 一項の規 定により	法人税法 の法人税 法	読替え後 の法人税 法	た 替えられ より読み の規定に 第十一項 額（同条 第十一項 の規定に より読み 替えられ た	通算適用 前欠損金 額（同条 第十一項 の規定に より読み 替えられ た	通算適用 前欠損金 額（同条 第十一項 の規定に より読み 替えられ た	規定は 第三項の 規定は	規定によ り読み替 えられた 第三項の 規定は
--	--	-------------------	-------------------	--	---	---	--------------------	-------------------------------------

場合（ 地方税法施行令改正 令附則第 三條第四 項の規 定により	場合（地 方税法施 行令改正 令附則第 三條第四 項の規 定により	法人税法 の法人税 法	読替え後 の法人税 法	た 替えられ より読み の規定に 第四項 額（同条 第四項 の規定に より読み 替えられ た	通算適用 前欠損金 額（同条 第四項 の規定に より読み 替えられ た	通算適用 前欠損金 額（同条 第四項 の規定に より読み 替えられ た	規定は 第三項の 規定は	規定によ り読み替 えられた 第三項の 規定は
---	---	-------------------	-------------------	--	--	--	--------------------	-------------------------------------

	新令		
	第八條の 第十二項		
	同條第二項	につき	
第五項の 第二十條 。附則 「という 等改正法 所得税法 において「 この條に 号。以下 法律第八 令和二年 る法律（ を改正す 等の一部 所得税法 れた	所得税法 等の一部 を改正す る法律（ 令和二年 法律第八 号。以下 この條に において「 所得税法 等改正法 「という 。附則 第二十條 第五項の	につ き同 條第十 一項の 規定 により 読み替 えら れた	読み替 えら れた

	新令		
	第八條の 第十二項		
	同條第二項	につき	
第五項の 第二十條 。附則 「という 等改正法 所得税法 において「 この條に 号。以下 法律第八 令和二年 る法律（ を改正す 等の一部 所得税法 れた	所得税法 等の一部 を改正す る法律（ 令和二年 法律第八 号。以下 この條に において「 所得税法 等改正法 「という 。附則 第二十條 第五項の	につ き同 條第四 項の 規定 により 読み替 えら れた	読み替 えら れた

	第八條の 十二第二 項
	確定申告書が提出されている 場合（法人税法第五十七條第 二項
七條第四 項若しく は第九項 又は法人 税法第五 十七條第 五項	確定申告 書又は当 該法人の 連結確定 申告書（ 所得税法 等改正法 第三條の 規定（所 得税法等 改正法附 則第一條 第五号ロ に掲げる 改正規定 に限る。

	第八條の 十二第二 項
	確定申告書が提出されている 場合（法人税法第五十七條第 二項
七條第四 項若しく は第九項 又は法人 税法第五 十七條第 五項	確定申告 書又は当 該法人の 連結確定 申告書（ 所得税法 等改正法 第三條の 規定（所 得税法等 改正法附 則第一條 第五号ロ に掲げる 改正規定 に限る。

）による
改正前の
法人税法
（以下こ
の項にお
いて「四
年旧法人
税法」と
いう。）
第二条第
三十二号
に規定す
る連結確
定申告書
をいう。
以下この
項におい
て同じ。
）（当該
法人が四
年旧法人
税法第二
条第十二

）による
改正前の
法人税法
（以下こ
の項にお
いて「四
年旧法人
税法」と
いう。）
第二条第
三十二号
に規定す
る連結確
定申告書
をいう。
以下この
項におい
て同じ。
）（当該
法人が四
年旧法人
税法第二
条第十二

号の七に
規定する
連結子法
人である
事業年度
にあつて
は、当該
法人との
間と同条
第十二号
の七の七
に規定す
る連結完
全支配関
係がある
同条第十
二号の六
の七に規
定する連
結親法人
の連結確
定申告書
。以下こ

号の七に
規定する
連結子法
人である
事業年度
にあつて
は、当該
法人との
間と同条
第十二号
の七の七
に規定す
る連結完
全支配関
係がある
同条第十
二号の六
の七に規
定する連
結親法人
の連結確
定申告書
。以下こ

合併等事業年度	同法	の項において同じ。 ）が提出されている場合（読替え後の法人税法第五十七條第二項又は所得税法等改正法附則第二十條第一項
	法人税法	
合併等事業年度又は所得税法等改正法附則第二十條第一項の最		

合併等事業年度	同法	の項において同じ。 ）が提出されている場合（読替え後の法人税法第五十七條第二項又は所得税法等改正法附則第二十條第一項
	法人税法	
合併等事業年度又は所得税法等改正法附則第二十條第一項の最		

		第八條の 第十四第一 項				
法第五十三條第三項に		同項の		確定申告書が提出されている 場合)		
正する政	一部を改	地方税法	項の	読替え後 の法人税 法第五十 七條第八 項の	合) ている場 提出され 申告書が 連結確定 申告書が 該法人の 書又は当 確定申告 業年度	終の連結 事業年度 終了の日 の翌日の 属する事 業年度

		第八條の 第十四第一 項				
法第五十三條第三項に		同項の		確定申告書が提出されている 場合)		
正する政	一部を改	地方税法	項の	読替え後 の法人税 法第五十 七條第八 項の	合) ている場 提出され 申告書が 連結確定 申告書が 該法人の 書又は当 確定申告 業年度	終の連結 事業年度 終了の日 の翌日の 属する事 業年度

項 第十四第二	第八條の 法人について法		
同条第四項	法人について法		
法第五十三 条第四	法人につ いて読替 え後の法	三項に 第十三条第 五 「と いう 」 え後の法 て「読替 え後の法 」 以下この 節におい れた法（ み替えら により読 項の規定 条第十一 附則第三 第十四号） 第二百六 二年政令 令（令和	

項 第十四第二	第八條の 法人について法		
同条第四項	法人について法		
法第五十三 条第四	法人につ いて読替 え後の法	三項に 第十三条第 五 「と いう 」 え後の法 て「読替 え後の法 」 以下この 節におい れた法（ み替えら により読 項の規定 条第四項 附則第三 第十四号） 第二百六 二年政令 令（令和	

						第八條の 十五	第八條の 十五
で同項		「合併法人等十年前事業年度 開始日	事業年度（当該	開始した事業年度	同項の規定に	法人税法	第八條の 十五
で読替え	日	前事業 年度等開始	事業年度 又は連結 事業年度 （当該	開始した 事業年度 又は連結 事業年度	読替え後 の法第五 十三條第 五項の規 定に	法 の法人税	読替え後 の法人税
		人等十年					項

						第八條の 十五	第八條の 十五
で同項		「合併法人等十年前事業年度 開始日	事業年度（当該	開始した事業年度	同項の規定に	法人税法	第八條の 十五
で読替え	日	前事業 年度等開始	事業年度 又は連結 事業年度 （当該	開始した 事業年度 又は連結 事業年度	読替え後 の法第五 十三條第 五項の規 定に	法 の法人税	読替え後 の法人税
		人等十年					項

前十年内事業年度ごと	合併法人等十年前事業年度開始日の	後の法第五十三條第五項
法第五十三條第五項の適格合併の日	合併法人等十年前事業年度等開始日	の
前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結		

前十年内事業年度ごと	合併法人等十年前事業年度開始日の	後の法第五十三條第五項
法第五十三條第五項の適格合併の日	合併法人等十年前事業年度等開始日	の
前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結		

第八條の				
法人税法	項の規定 人の事業年度とみなして、同 該前日までの期間を当該法 該設立日の一年前の日)から れたものである場合には、当 等が当該設立日以後に設立さ 度開始の日(当該被合併法人 設立日の前日の属する事業年 ときは、被合併法人等の当該 始日が当該設立日以後である 合併法人等十年前事業年度開 年度である場合において、被 の日をいう。)の属する事業 、同項の法人の合併等事業年 度が設立日(当該法人の設立 の日をいう。)の属する事業 、同項の法人の合併等事業年 度が設立日(当該法人の設立 の日をいう。)の属する事業 年度である場合において、被 合併法人等十年前事業年度開 始日が当該設立日以後である ときは、被合併法人等の当該 設立日の前日の属する事業年 度開始の日(当該被合併法人 等が当該設立日以後に設立さ れたものである場合には、当 該設立日の一年前の日)から 当該前日までの期間を当該法 人の事業年度とみなして、同 項の規定	事業年度開始の日から	事業年度 ごと	
読替え後		から 開始の日 事業年度 又は連結 事業年度 事業年度 開始の日 から	事業年度 ごと	事業年度 ごと

第八條の				
法人税法	項の規定 人の事業年度とみなして、同 該前日までの期間を当該法 該設立日の一年前の日)から れたものである場合には、当 等が当該設立日以後に設立さ 度開始の日(当該被合併法人 設立日の前日の属する事業年 ときは、被合併法人等の当該 始日が当該設立日以後である 合併法人等十年前事業年度開 年度である場合において、被 の日をいう。)の属する事業 、同項の法人の合併等事業年 度が設立日(当該法人の設立 の日をいう。)の属する事業 年度である場合において、被 合併法人等十年前事業年度開 始日が当該設立日以後である ときは、被合併法人等の当該 設立日の前日の属する事業年 度開始の日(当該被合併法人 等が当該設立日以後に設立さ れたものである場合には、当 該設立日の一年前の日)から 当該前日までの期間を当該法 人の事業年度とみなして、同 項の規定	事業年度開始の日から	事業年度 ごと	
読替え後		から 開始の日 事業年度 又は連結 事業年度 事業年度 開始の日 から	事業年度 ごと	事業年度 ごと

四年新法		第一欄			十六の二
条第三項		第二欄			
同法第五十七條第一項	十年	第三欄	前項	係る法	の法人税 法
所得税法 等の一部 を改正す る法律（ 平成二十 七年法律	九年	第四欄	同条第十 一項の規 定により 読み替え られた前 項	係る読替 え後の法	

12) 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る控除対象通算適用前欠損調整額についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

四年新法		第一欄			十六の二
条第三項		第二欄			
同法第五十七條第一項	十年	第三欄	前項	係る法	の法人税 法
所得税法 等の一部 を改正す る法律（ 平成二十 七年法律	九年	第四欄	同条第四 項の規 定により 読み替え られた前 項	係る読替 え後の法	

5) 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る控除対象通算適用前欠損調整額についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

<p>(同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。)で、同法</p>		第九号)	附則第二	第十七条第	一項の規	定により	なお従前	の例によ	ることと	される場	合におけ	る同法第	二条の規	定による	改正前の	法人税法	第五十七	条第一項	で、所得	税法等の	一部を改	正する法	律(令和	二年法律

<p>(同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。)で、同法</p>		第九号)	附則第二	第十七条第	一項の規	定により	なお従前	の例によ	ることと	される場	合におけ	る同法第	二条の規	定による	改正前の	法人税法	第五十七	条第一項	で、所得	税法等の	一部を改	正する法	律(令和	二年法律

		第五十三 条第五項		
(この項)		前十年内事業年度	十年以内	
政令(令 改正する の一部を 法施行令 (地方税	事業年度	前九年内 事業年度	九年内	第八号) 附則第二 十条第十 項の規定 により読 み替えら れた法人 税法(第 五項及び 第六項に おいて「 読替え後 の法人税 法」とい う。)

		第五十三 条第五項		
(この項)		前十年内事業年度	十年以内	
政令(令 改正する の一部を 法施行令 (地方税	事業年度	前九年内 事業年度	九年内	第八号) 附則第二 十条第十 項の規定 により読 み替えら れた法人 税法(次 項及び 第六項に おいて「 読替え後 の法人税 法」とい う。)

第三項の規定	(同法)	ついて同法	
地方税法	法 (法人税)	法人税法 替え後の	和二年政 令第二百 六十四号 。以下こ の項及び 次項にお いて「地 方税法施 行令改正 令」とい う。附 則第三条 第十二項 の規定に より読み 替えられ たこの項 について読

第三項の規定	(同法)	ついて同法	
地方税法	法 (法人税)	法人税法 替え後の	和二年政 令第二百 六十四号 。以下こ の項及び 次項にお いて「地 方税法施 行令改正 令」とい う。附 則第三条 第五項 の規定に より読み 替えられ たこの項 について読

		第五十三 条第六項			
通算適用前欠損金額（		第三項の規定は		に同法	
前欠損金	通算適用 規定は	第三項の えられた り読み替 規定によ 十二項の 第三條第 正令附則	地方税法 施行令改 正令附則	法	に法人税 規定 第三項の えられた り読み替 規定によ 十二項の 第三條第 正令附則

		第五十三 条第六項			
通算適用前欠損金額（		第三項の規定は		に同法	
前欠損金	通算適用 規定は	第三項の えられた り読み替 規定によ 五項の 第三條第 正令附則	地方税法 施行令改 正令附則	法	に法人税 規定 第三項の えられた り読み替 規定によ 五項の 第三條第 正令附則

	法人税法	場合（	につき
額（同条第十二項の規定により読み替えられた	法 の法人税 読替え後 た	場合（地 方税法施 行令改正 令附則第 三条第十 二項の規 定により 読み替え られた	につき同 条第十二 項の規定 により読 み替えら

	法人税法	場合（	につき
額（同条第五項の規定により読み替えられた	法 の法人税 読替え後 た	場合（地 方税法施 行令改正 令附則第 三条第五 項の規 定により 読み替え られた	につき同 条第五項 の規定 により読 み替えら

	新令		
	項 第十二第一	第八條の	
		法第五十三條第三項に	
			れた
三項に	第十三條第	。第五	「という
		え後の法	て「読替
		節におい	以下この
		れた法（	み替えら
		により読	項の規定
		條第十二	附則第三
		第十四号）	第二百六
		二年政令	令（令和
		正する政	一部を改
		施行令の	地方税法

	新令		
	項 第十二第一	第八條の	
		法第五十三條第三項に	
			れた
三項に	第十三條第	。第五	「という
		え後の法	て「読替
		節におい	以下この
		れた法（	み替えら
		により読	項の規定
		條第五項	附則第三
		第十四号）	第二百六
		二年政令	令（令和
		正する政	一部を改
		施行令の	地方税法

法人税法第五十七条第一項

所得税法
等の一部
を改正す
る法律（
平成二十
七年法律
第九号）
附則第二
十七条第
一項の規
定により
なお従前
の例によ
ることと
される場
合におけ
る同法第
二条の規
定による
改正前の
法人税法
（以下こ
の節にお

法人税法第五十七条第一項

所得税法
等の一部
を改正す
る法律（
平成二十
七年法律
第九号）
附則第二
十七条第
一項の規
定により
なお従前
の例によ
ることと
される場
合におけ
る同法第
二条の規
定による
改正前の
法人税法
（以下こ
の節にお

同条第二項	
同条第二項若しくは第六項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」と	いて「平成二十七年旧法人税法」という。）第五十七條第一項

同条第二項	
同条第二項若しくは第六項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」と	いて「平成二十七年旧法人税法」という。）第五十七條第一項

	いう。 附則第二 十条第七 項
法人税法第五十七条第四項、 第五項又は第九項	平成二十 七年旧法 人税法第 五十七条 第四項若 しくは第 五項又は 令和二年 所得税法 等改正法 附則第二 十条第十 項の規定 により読 み替えら れた法人 税法（以 下の節

	いう。 附則第二 十条第七 項
法人税法第五十七条第四項、 第五項又は第九項	平成二十 七年旧法 人税法第 五十七条 第四項若 しくは第 五項又は 令和二年 所得税法 等改正法 附則第二 十条第十 項の規定 により読 み替えら れた法人 税法（第 八条の十 四及び第

		第八條の 十二第二 項		
の法人の		法人税法第五十七條第一項	法第五十三條第三項に	
に規定す	第二條第 三十六号	第一項	平成二十 七年旧法 人税法第 五十七條 第一項	項 七條第九 項 第五十 七條第九 項 「第五十 七條第九 項 という。 人税法」 え後の法 て「読替 におい

		第八條の 十二第二 項		
の法人の		法人税法第五十七條第一項	法第五十三條第三項に	
に規定す	第二條第 三十六号	第一項	平成二十 七年旧法 人税法第 五十七條 第一項	項 七條第九 項 第五十 七條第九 項 「第五十 七條第九 項 という。 人税法」 え後の法 て「読替 五] におい 八條の十

	確定申告書が提出されている 青色申告書である
確定申告書が提出されている 場合（法人税法第五十七条第 二項	確定申告書又は当該法人の 連結確定申告書（令和二年 所得税法等改正法第三条の 規定（令和二年所得税法等 改正法附則第一条第五号ロ に掲げる改正規定に限る。 ）による改正前の

	確定申告書が提出されている 青色申告書である
確定申告書が提出されている 場合（法人税法第五十七条第 二項	確定申告書又は当該法人の 連結確定申告書（令和二年 所得税法等改正法第三条の 規定（令和二年所得税法等 改正法附則第一条第五号ロ に掲げる改正規定に限る。 ）による改正前の

法人税法
（以下こ
の項にお
いて「四
年旧法人
税法」と
いう。）
第二条第
三十二号
に規定す
る連結確
定申告書
をいう。
以下この
項におい
て同じ。
）（当該
法人が四
年旧法人
税法第二
条第十二
号の七に
規定する

法人税法
（以下こ
の項にお
いて「四
年旧法人
税法」と
いう。）
第二条第
三十二号
に規定す
る連結確
定申告書
をいう。
以下この
項におい
て同じ。
）（当該
法人が四
年旧法人
税法第二
条第十二
号の七に
規定する

連結子法人である事業年度にあつては、当該法人との間に同条第十二号の七の七の規定する連結完了全支配関係がある同条第十二号の六の七に規定する連結親法人の連結確定申告書。以下この項において同じ

連結子法人である事業年度にあつては、当該法人との間に同条第十二号の七の七の規定する連結完了全支配関係がある同条第十二号の六の七に規定する連結親法人の連結確定申告書。以下この項において同じ

<p>等事業年度 同法第五十七条第二項の合併</p>	<p>(同法)</p>	<p>。が提 出されて いる場合 (平成二 十七年旧 法人税法 第五十七 条第二項 若しくは 第六項又 は令和二 年所得税 法等改正 法附則第 二十条第 七項</p>	<p>法 (法人税 平成二十 七年旧法 人税法第 五十七條 第二項の</p>
--------------------------------	-------------	---	--

<p>等事業年度 同法第五十七条第二項の合併</p>	<p>(同法)</p>	<p>。が提 出されて いる場合 (平成二 十七年旧 法人税法 第五十七 条第二項 若しくは 第六項又 は令和二 年所得税 法等改正 法附則第 二十条第 七項</p>	<p>法 (法人税 平成二十 七年旧法 人税法第 五十七條 第二項の</p>
--------------------------------	-------------	---	--

確定申告書が提出されている 場合)	
確定申告書又は当該法人の連結確定申告書が提出されている場	合併等事業年度又は同条第六項若しくは令和二年所得税法等改正法附則第二十条第七項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度

確定申告書が提出されている 場合)	
確定申告書又は当該法人の連結確定申告書が提出されている場	合併等事業年度又は同条第六項若しくは令和二年所得税法等改正法附則第二十条第七項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度

		第八條の 十四第一 項		第八條の 十四第二 項		第八條の 十五		法人税法	前十年内事業年度	が同項	同条第四項	法人について法	法第五十三條第三項に	同項の	第八條の 十四第一 項	読替え後 の法人税 法第五十 七條第八 項の	合)
読替え後	事業年度	前九年内	第五項	五十三條	後の法第	が読替え	項										

		第八條の 十四第一 項		第八條の 十四第二 項		第八條の 十五		法人税法	前十年内事業年度	が同項	同条第四項	法人について法	法第五十三條第三項に	同項の	第八條の 十四第一 項	読替え後 の法人税 法第五十 七條第八 項の	合)
読替え後	事業年度	前九年内	第五項	五十三條	後の法第	が読替え	項										

				<p style="text-align: center;">第八條の 十六</p>			
前十年内事業年度で同項	開始日 「合併法人等十年前事業年度	事業年度（当該	十年以内に開始した事業年度	同項の規定に			
前九年内	日 前事業年度等開始	事業年度 又は連結 事業年度 （当該	九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度	読替後の法第五十三條第五項の規定に	法	の法人税	

				<p style="text-align: center;">第八條の 十六</p>			
前十年内事業年度で同項	開始日 「合併法人等十年前事業年度	事業年度（当該	十年以内に開始した事業年度	同項の規定に			
前九年内	日 前事業年度等開始	事業年度 又は連結 事業年度 （当該	九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度	読替後の法第五十三條第五項の規定に	法	の法人税	

前十年内事業年度ごと	「被合併法人等十年前事業年度開始日」	当該被合併法人等十年前事業年度開始日	合併法人等十年前事業年度の開始日	「被合併法人等九年前事業年度開始日」	「被合併法人等九年前事業年度開始日」	第五項	第五十三條	後の法第	で読替え	事業年度
項の適格	法第五十三條第五	の	の	の	の	の	の	の	の	の

前十年内事業年度ごと	「被合併法人等十年前事業年度開始日」	当該被合併法人等十年前事業年度開始日	合併法人等十年前事業年度の開始日	「被合併法人等九年前事業年度開始日」	「被合併法人等九年前事業年度開始日」	第五項	第五十三條	後の法第	で読替え	事業年度
項の適格	法第五十三條第五	の	の	の	の	の	の	の	の	の

年度である場合において、被 の日をいう。)の属する事業 度が設立日(当該法人の設立 、同項の法人の合併等事業年 度が設立日(当該法人の設立	事業年度開始の日から	合併の日 前九年以 内に開始 し、又は 同項の残 余財産確 定の日の 翌日前九 年以内に 開始した 事業年度 又は連結 事業年度 ごと	事業年度 又は連結 事業年度 開始の日 から	第五十三 条第五項	て、読替 え後の法
			事業年度 又は連結 事業年度 開始の日 から	第五十三 条第五項	

年度である場合において、被 の日をいう。)の属する事業 度が設立日(当該法人の設立 、同項の法人の合併等事業年 度が設立日(当該法人の設立	事業年度開始の日から	合併の日 前九年以 内に開始 し、又は 同項の残 余財産確 定の日の 翌日前九 年以内に 開始した 事業年度 又は連結 事業年度 ごと	事業年度 又は連結 事業年度 開始の日 から	第五十三 条第五項	て、読替 え後の法
			事業年度 又は連結 事業年度 開始の日 から	第五十三 条第五項	

13

四年新法第五十三条第七項の法人に同項の法人の同項に規定する合併

		第八條の十六の二	
前項	係る法	法人税法	合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定
項	係る読替え後の法	法の法人税	の規定
	同条第十		
	二項の規		
	定により		
	読み替え		
	られた前		

6

四年新法第五十三条第七項の法人に同項の法人の同項に規定する合併

		第八條の十六の二	
前項	係る法	法人税法	合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定
項	係る読替え後の法	法の法人税	の規定
	同条第五		
	項の規		
	定により		
	読み替え		
	られた前		

等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第八条の十六の五（次項又は第十五項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「前十年内事業年度」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する事業年度又は連結事業年度開始」とする。

14| 施行日前事業年度において生じた欠損金額（次項の欠損金額を除く。）に係る控除対象合併等前欠損調整額（四年新法第五十三条第九項に規定する控除対象合併等前欠損調整額をいう。次項において同じ。）についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
四年新法	第五十三 条第七項	同条第六項又は同法	所得税法 等の一部 を改正す る法律（

等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第八条の十六の五（次項又は第八項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「前十年内事業年度」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する事業年度又は連結事業年度開始」とする。

7| 施行日前事業年度において生じた欠損金額（次項の欠損金額を除く。）に係る控除対象合併等前欠損調整額（四年新法第五十三条第九項に規定する控除対象合併等前欠損調整額をいう。次項において同じ。）についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
四年新法	第五十三 条第七項	同条第六項又は同法	所得税法 等の一部 を改正す る法律（

(この項)	、同法	
(地方税)	税法 後の法人	、読替え 法人税法 六項又は 十七条第 五項。第 五項とい う 法人税法 替え後の いて「読 の項にお (以下こ 法人税法 えられた り読み替 規定によ 第五項の 第二十條 号)附則 法律第八 令和二年

(この項)	、同法	
(地方税)	税法 後の法人	、読替え 法人税法 六項又は 十七条第 五項。第 五項とい う 法人税法 替え後の いて「読 の項にお (以下こ 法人税法 えられた り読み替 規定によ 第五項の 第二十條 号)附則 法律第八 令和二年

<p>ついて同法</p>	
<p>法人税法 替え後の ついて読</p>	<p>法施行令 の一部を 改正する 政令（令 和二年政 令第二百 六十四号 以下こ の条にお いて「地 方税法施 行令改正 令」とい う。）附 則第三条 第十四項 の規定に より読み 替えられ たこの項</p>

<p>ついて同法</p>	
<p>法人税法 替え後の ついて読</p>	<p>法施行令 の一部を 改正する 政令（令 和二年政 令第二百 六十四号 以下こ の条にお いて「地 方税法施 行令改正 令」とい う。）附 則第三条 第七項 の規定に より読み 替えられ たこの項</p>

第五十三 条第十項	第八項	第五十三 条第八項	、前項	次項
地方税法 施行令改 正令附則	地方税法 施行令改 正令附則	地方税法 施行令改 正令附則	、地方税 法施行令 改正令附 則第三條 第十四項 の規定に より読み 替えられ た前項	地方税法 施行令改 正令附則 第三條第 十四項の 規定によ り読み替 えられた 次項

第五十三 条第十項	第八項	第五十三 条第八項	、前項	次項
地方税法 施行令改 正令附則	地方税法 施行令改 正令附則	地方税法 施行令改 正令附則	、地方税 法施行令 改正令附 則第三條 第七項 の規定に より読み 替えられ た前項	地方税法 施行令改 正令附則 第三條第 七項の 規定によ り読み替 えられた 次項

	新令	
	第八條の 十六の三 第一項	
	同条第二項	
第八項	規定によ り読み替 えられた	所得税法 等の一部 を改正す る法律（ 令和二年 法律第八 号。以下 この条に おいて「 所得税法 等改正法 」という 。附則 第二十条 第五項の 規定によ り読み替 えられた 法人税法

	新令	
	第八條の 十六の三 第一項	
	同条第二項	
第八項	規定によ り読み替 えられた	所得税法 等の一部 を改正す る法律（ 令和二年 法律第八 号。以下 この条に おいて「 所得税法 等改正法 」という 。附則 第二十条 第五項の 規定によ り読み替 えられた 法人税法

	<p>法人税法第五十七条第四項、 第五項又は第九項</p>
<p>(以下この条及び次条において「読替後の法人税法」という。第五十七條第二項又は所得税法等改正法附則第二十條第一項</p>	<p>読替後の法人税法第五十七條第四項若しくは第九項又は法人税法第五</p>

	<p>法人税法第五十七条第四項、 第五項又は第九項</p>
<p>(以下この条及び次条において「読替後の法人税法」という。第五十七條第二項又は所得税法等改正法附則第二十條第一項</p>	<p>読替後の法人税法第五十七條第四項若しくは第九項又は法人税法第五</p>

<p>第八條の 十六の三 第二項</p>		<p>事業年度（ 五項</p>	<p>事業年度 について 被合併法 人等の確 定申告書 が提出さ れ、かつ 、その後 において 連続して 当該被合 併法人等 の確定申 告書又は 当該被合 併法人の 連結確定 申告書（ 所得税法 等改正法 第三條の</p>
<p>第八條の 十六の三 第二項</p>		<p>事業年度（ 五項</p>	<p>事業年度 について 被合併法 人等の確 定申告書 が提出さ れ、かつ 、その後 において 連続して 当該被合 併法人等 の確定申 告書又は 当該被合 併法人の 連結確定 申告書（ 所得税法 等改正法 第三條の</p>

規定（所得税法等
改正法附
則第一条
第五号ロ
に掲げる
改正規定
に限る。
）による
改正前の
法人税法
（以下こ
の項にお
いて「四
年旧法人
税法」と
いう。）
第二条第
三十二号
に規定す
る連結確
定申告書
をいう。

規定（所得税法等
改正法附
則第一条
第五号ロ
に掲げる
改正規定
に限る。
）による
改正前の
法人税法
（以下こ
の項にお
いて「四
年旧法人
税法」と
いう。）
第二条第
三十二号
に規定す
る連結確
定申告書
をいう。

以下この
項におい
て同じ。
）（当該
被合併法
人等が四
年旧法人
税法第二
条第十二
号の七に
規定する
連結子法
人である
事業年度
にあつて
は、当該
被合併法
人等との
間と同条
第十二号
の七の七
に規定す
る連結完

以下この
項におい
て同じ。
）（当該
被合併法
人等が四
年旧法人
税法第二
条第十二
号の七に
規定する
連結子法
人である
事業年度
にあつて
は、当該
被合併法
人等との
間と同条
第十二号
の七の七
に規定す
る連結完

より	同項	
は所得税	より、又 項	全支配関係がある 同条第十 二号の六 の七に規 定する連 結親法人 の連結確 定申告書 。以下こ の項にお いて同じ 。が提 出されて いる場合 （

より	同項	
は所得税	より、又 項	全支配関係がある 同条第十 二号の六 の七に規 定する連 結親法人 の連結確 定申告書 。以下こ の項にお いて同じ 。が提 出されて いる場合 （

が提出されている場合	事業年度	又は当該	同法	法 等 改 正
				法 附 則 第 二 十 条 第 一 項 の 規 定 に よ り
又 は 当 該	事 業 年 度	若 し く は	法 人 税 法	法 附 則 第 二 十 条 第 一 項 の 規 定 に よ り
被 合 併 法	又 は 所 得	当 該		一 項 の 規 定 に よ り
人 の 連 結	税 法 等 改 正 法 附 則 第 二 十 条 第 一 項 の 規 定 に よ り			法 附 則 第 二 十 条 第 一 項 の 規 定 に よ り

が提出されている場合	事業年度	又は当該	同法	法 等 改 正
				法 附 則 第 二 十 条 第 一 項 の 規 定 に よ り
又 は 当 該	事 業 年 度	若 し く は	法 人 税 法	法 附 則 第 二 十 条 第 一 項 の 規 定 に よ り
被 合 併 法	又 は 所 得	当 該		一 項 の 規 定 に よ り
人 の 連 結	税 法 等 改 正 法 附 則 第 二 十 条 第 一 項 の 規 定 に よ り			法 附 則 第 二 十 条 第 一 項 の 規 定 に よ り

	第八条の 十六の四	合併等前欠損金額（同項）	確定申告 書が提出 されてい る場合）
	第八条の 十六の四	合併等前欠損金額（同項）	確定申告 書が提出 されてい る場合）

合併等前
 欠損金額
 （地方税
 法施行令
 の一部を
 改正する
 政令（令
 和二年政
 令第二百
 六十四号
 ）附則第
 三条第十
 四項の規
 定により
 読み替え
 られた法
 （以下こ
 の節にお
 いて「読

合併等前
 欠損金額
 （読替え
 後の法

				第八條の 十六の五			
同項に	開始日 「合併法人等十年前事業年度	事業年度（当該	開始した事業年度				
読替え後	日 度等開始 前事業年 人等十年 「合併法	（当該 事業年度 又は連結 事業年度	開始した 事業年度 又は連結 事業年度	の規定に	第五十三 条第七項		

				第八條の 十六の五			
同項に	開始日 「合併法人等十年前事業年度	事業年度（当該	開始した事業年度				
読替え後	日 度等開始 前事業年 人等十年 「合併法	（当該 事業年度 又は連結 事業年度	開始した 事業年度 又は連結 事業年度	の規定に	第五十三 条第七項	「 読む の法」と いう。」	八條の十 六の七に おいて「 読替え後

前十年内事業年度ごと	合併法人等十年前事業年度開始日の	の法第五十三條第七項に
法第五十三條第七項の適格合併の日	合併法人等十年前事業年度等開始日	の
前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結		

前十年内事業年度ごと	合併法人等十年前事業年度開始日の	の法第五十三條第七項に
法第五十三條第七項の適格合併の日	合併法人等十年前事業年度等開始日	の
前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結		

第八條の			
法人について法	項の規定 人の事業年度とみなして、同 該前日までの期間を当該法 該設立日の一年前の日)から 等が当該設立日以後に設立さ れたものである場合には、当 該設立日の一年前の日)から 当該前日までの期間を当該法 人の事業年度とみなして、同 項の規定	事業年度開始の日から	事業年度 ごと
法人につ		、同項の法人の合併等事業年 度が設立日(当該法人の設立 の日をいう。)の属する事業 年度である場合において、被 合併法人等十年前事業年度開 始日が当該設立日以後である ときは、被合併法人等の当該 設立日の前日の属する事業年 度開始の日(当該被合併法人 等が当該設立日以後に設立さ れたものである場合には、当 該設立日の一年前の日)から 当該前日までの期間を当該法 人の事業年度とみなして、同 項の規定	事業年度 又は連結 事業年度 開始の日 から て、読替 え後の法 第五十三 条第七項 の規定

第八條の			
法人について法	項の規定 人の事業年度とみなして、同 該前日までの期間を当該法 該設立日の一年前の日)から 等が当該設立日以後に設立さ れたものである場合には、当 該設立日の一年前の日)から 当該前日までの期間を当該法 人の事業年度とみなして、同 項の規定	事業年度開始の日から	事業年度 ごと
法人につ		、同項の法人の合併等事業年 度が設立日(当該法人の設立 の日をいう。)の属する事業 年度である場合において、被 合併法人等十年前事業年度開 始日が当該設立日以後である ときは、被合併法人等の当該 設立日の前日の属する事業年 度開始の日(当該被合併法人 等が当該設立日以後に設立さ れたものである場合には、当 該設立日の一年前の日)から 当該前日までの期間を当該法 人の事業年度とみなして、同 項の規定	事業年度 又は連結 事業年度 開始の日 から て、読替 え後の法 第五十三 条第七項 の規定

			十六の七			
			同条第九項			いて読替 え後の法
			法第五十三 条第九項			法第五十三 条第九項
			同法第五十七 条第一項			同法第五十七 条第一項
			前十年以内			前十年以内
			前十年内事業 年度			前十年内 事業年度
			十年以内			十年以内
			第五十三 条第七項			第五十三 条第七項
			第四欄			第四欄
			第一欄			第一欄
			四年新法			四年新法

15| 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る控除対象合併等前欠損調整額についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

			十六の七			
			同条第九項			いて読替 え後の法
			法第五十三 条第九項			法第五十三 条第九項
			同法第五十七 条第一項			同法第五十七 条第一項
			前十年以内			前十年以内
			前十年内事業 年度			前十年内 事業年度
			十年以内			十年以内
			第五十三 条第七項			第五十三 条第七項
			第四欄			第四欄
			第一欄			第一欄
			四年新法			四年新法

8| 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る控除対象合併等前欠損調整額についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

<p>同条第六項又は同法第五十八 条第一項</p>	
<p>等の一部 を改正す</p>	<p>定により なお従前 の例によ ることと される場 合におけ る同法第 二条の規 定による 改正前の 法人税法 (以下こ の項にお いて「平 成二十七 年旧法人 税法」と いう。)</p>

<p>同条第六項又は同法第五十八 条第一項</p>	
<p>等の一部 を改正す</p>	<p>定により なお従前 の例によ ることと される場 合におけ る同法第 二条の規 定による 改正前の 法人税法 (以下こ の項にお いて「平 成二十七 年旧法人 税法」と いう。)</p>

同条第二項	、同法	
平成二十	税法 後の法人	、読替え 後の法人 六項 十七条第 。第五 「という 法人税法 替え後の いて「読 の項にお （以下こ 法人税法 えられた り読み替 規定によ 第十項の 第二十条 号）附則 法律第八 令和二年 る法律（

同条第二項	、同法	
平成二十	税法 後の法人	、読替え 後の法人 六項 十七条第 。第五 「という 法人税法 替え後の いて「読 の項にお （以下こ 法人税法 えられた り読み替 規定によ 第十項の 第二十条 号）附則 法律第八 令和二年 る法律（

<p>七年旧法 人税法第 五十七條 第二項</p>	<p>(この項 (地方税 法施行令 の一部を 改正する 政令(令 和二年政 令第二百 六十四号 。以下こ の条にお いて「地 方税法施 行令改正 令」とい う。) 附 則第三條 第十五項 の規定に より読み</p>
<p>七年旧法 人税法第 五十七條 第二項</p>	<p>(この項 (地方税 法施行令 の一部を 改正する 政令(令 和二年政 令第二百 六十四号 。以下こ の条にお いて「地 方税法施 行令改正 令」とい う。) 附 則第三條 第八項 の規定に より読み</p>

第五十三 条第八項	、前項	次項	ついで同法	替えられ
				たこの項
				ついで読
				替え後の
				法人税法
				地方税法
				施行令改
				正令附則
				第三条第
				十五項の
				規定によ
				り読み替
				えられた
				次項
				、地方税
				法施行令
				改正令附
				則第三条
				第十五項
				の規定に
				より読み
				替えられ
				た前項

第五十三 条第八項	、前項	次項	ついで同法	替えられ
				たこの項
				ついで読
				替え後の
				法人税法
				地方税法
				施行令改
				正令附則
				第三条第
				八項の
				規定によ
				り読み替
				えられた
				次項
				、地方税
				法施行令
				改正令附
				則第三条
				第八項
				の規定に
				より読み
				替えられ
				た前項

	新令		
	第八條の 十六の三 第一項	第五十三 條第十項	
	法第五十三條第七項に規定す る法人税法第五十七條第一項	第八項	十年
第九 年	地方税法 施行令改 正令附則 第三條第 十五項の 規定によ り読み替 えられた 第八項	地方税法 施行令改 正令附則 第三條第 十五項の 規定によ り読み替 えられた 第八項	第九 年

	新令		
	第八條の 十六の三 第一項	第五十三 條第十項	
	法第五十三條第七項に規定す る法人税法第五十七條第一項	第八項	十年
第九 年	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和 二年政令 第二百六 十四号） 附則第三 條第八項 の規定 により読 み替えら	地方税法 施行令改 正令附則 第三條第 八項の 規定によ り読み替 えられた 第八項	第九 年

れた法（
以下この
節におい
て「読替
え後の法
」という
。第五
十三条第
七項に規
定する所
得税法等
の一部を
改正する
法律（平
成二十七
年法律第
九号）附
則第二十
七条第一
項の規定
によりな
お従前の
例による

れた法（
以下この
節におい
て「読替
え後の法
」という
。第五
十三条第
七項に規
定する所
得税法等
の一部を
改正する
法律（平
成二十七
年法律第
九号）附
則第二十
七条第一
項の規定
によりな
お従前の
例による

同条第二項	
得税法等 項又は所 同条第二 項	こととさ れる場合 における 同法第二 条の規定 による改 正前の法 人税法（ 以下この 条及び次 条に おいて「 平成二十 七年旧法 人税法」 という。 ）第五十 七条第一 項

同条第二項	
得税法等 項又は所 同条第二 項	こととさ れる場合 における 同法第二 条の規定 による改 正前の法 人税法（ 以下この 条及び第 八条の十 六の四に おいて「 平成二十 七年旧法 人税法」 という。 ）第五十 七条第一 項

	<p>法人税法第五十七条第四項、 第五項又は第九項</p>
<p>の一部を 改正する 法律（令 和二年法 律第八号 。以下こ の条にお いて「令 和二年所 得税法等 改正法」 という。 ）附則第 二十条第 七項</p>	<p>平成二十 七年旧法 人税法第 五十七条 第四項若 しくは第 五項又は 令和二年</p>

	<p>法人税法第五十七条第四項、 第五項又は第九項</p>
<p>の一部を 改正する 法律（令 和二年法 律第八号 。以下こ の条にお いて「令 和二年所 得税法等 改正法」 という。 ）附則第 二十条第 七項</p>	<p>平成二十 七年旧法 人税法第 五十七条 第四項若 しくは第 五項又は 令和二年</p>

		第八條の 十六の三 第二項																		
法人税法第五十七條第一項		法第五十三條第七項に																		
七年旧法	平成二十 七項に	十三條第 七項に	讀替之後 の法第五 十三條第 七項に	項	七條第九	）第五十	という。	人税法」	之後の法	て「讀替	條におい	税法（次	れた法人	み替えら	により読	項の規定	十條第十	附則第二	等改正法	所得税法

		第八條の 十六の三 第二項																		
法人税法第五十七條第一項		法第五十三條第七項に																		
七年旧法	平成二十 七項に	十三條第 七項に	讀替之後 の法第五 十三條第 七項に	項	七條第九	）第五十	という。	人税法」	之後の法	て「讀替	條におい	税法（次	れた法人	み替えら	により読	項の規定	十條第十	附則第二	等改正法	所得税法

は当該被
合併法人
の連結確
定申告書
(令和二
年所得税
法等改正
法第三条
の規定)
令和二年
所得税法
等改正法
附則第一
条第五号
ロに掲げ
る改正規
定に限る
。)によ
る改正前
の法人税
法(以下
この項に
おいて「

は当該被
合併法人
の連結確
定申告書
(令和二
年所得税
法等改正
法第三条
の規定)
令和二年
所得税法
等改正法
附則第一
条第五号
ロに掲げ
る改正規
定に限る
。)によ
る改正前
の法人税
法(以下
この項に
おいて「

四年旧法
人税法」
という。
）第二条
第三十二
号に規定
する連結
確定申告
書をいう
。以下こ
の項にお
いて同じ
。 （当
該被合併
法人等が
四年旧法
人税法第
二条第十
二号の七
に規定す
る連結子
法人であ
る事業年

四年旧法
人税法」
という。
）第二条
第三十二
号に規定
する連結
確定申告
書をいう
。以下こ
の項にお
いて同じ
。 （当
該被合併
法人等が
四年旧法
人税法第
二条第十
二号の七
に規定す
る連結子
法人であ
る事業年

度にあつては、当該被合併法人等との間に同条第十二号の七の規定する連結完全支配関係がある同条第十二号の六の七に規定する連結親法人の連結確定申告書。以下この項において同じ。）が提出され

度にあつては、当該被合併法人等との間に同条第十二号の七の規定する連結完全支配関係がある同条第十二号の六の七に規定する連結親法人の連結確定申告書。以下この項において同じ。）が提出され

		第八條の 十六の四										
法人税法	(同項)	前十年内事業年度	が提出されている場合									
読替え後 第七項	後の法第 五十三條	事業年度	前九年内	又は当該 被合併法 人等の連 結確定申 告書が提 出されて いる場合	事業年度	の属する	日の翌日	度終了の	結事業年	最終の連	第七項の	第二十條

		第八條の 十六の四										
法人税法	(同項)	前十年内事業年度	が提出されている場合									
読替え後 第七項	後の法第 五十三條	事業年度	前九年内	又は当該 被合併法 人等の連 結確定申 告書が提 出されて いる場合	事業年度	の属する	日の翌日	度終了の	結事業年	最終の連	第七項の	第二十條

		第八條の 十六の五			
「合併法人等十年前事業年度	事業年度（当該	十年以内に開始した事業年度	同項の規定に	同条第二項	
「合併法 （当該 事業年度 又は連結 事業年度	事業年度 又は連結 事業年度	度 結事業年 度又は連 た事業年 に開始し 九年以内	定に 七項の規 十三條第 の法第五 読替え後	第二項 五十七條 人税法第 七年旧法 平成二十	法 の法人税

		第八條の 十六の五			
「合併法人等十年前事業年度	事業年度（当該	十年以内に開始した事業年度	同項の規定に	同条第二項	
「合併法 （当該 事業年度 又は連結 事業年度	事業年度 又は連結 事業年度	度 結事業年 度又は連 た事業年 に開始し 九年以内	定に 七項の規 十三條第 の法第五 読替え後	第二項 五十七條 人税法第 七年旧法 平成二十	法 の法人税

開始日	前十年内事業年度で同項	「被合併法人等十年前事業年度開始日	当該被合併法人等十年前事業年度開始日	合併法人等十年前事業年度開始日
人等九年 前事業年 度等開始 日	前九年内 事業年度 で読替え 後の法第 五十三條 第七項	「被合併 法人等九 年前事業 年度開始 日	当該被合 併法人等 九年前事 業年度開 始日	合併法人 等九年前 事業年度

開始日	前十年内事業年度で同項	「被合併法人等十年前事業年度開始日	当該被合併法人等十年前事業年度開始日	合併法人等十年前事業年度開始日
人等九年 前事業年 度等開始 日	前九年内 事業年度 で読替え 後の法第 五十三條 第七項	「被合併 法人等九 年前事業 年度開始 日	当該被合 併法人等 九年前事 業年度開 始日	合併法人 等九年前 事業年度

事業年度開始の日から	前十年内事業年度ごと	の	等開始日	法第五十	項の適格	合併の日	前九年以	内に開始	し、又は	同項の残	余財産確	定の日の	翌日前九	年以内に	開始した	事業年度	又は連結	事業年度	ごと
				三条第七	項の適格	合併の日	前九年以	内に開始	し、又は	同項の残	余財産確	定の日の	翌日前九	年以内に	開始した	事業年度	又は連結	事業年度	ごと

事業年度開始の日から	前十年内事業年度ごと	の	等開始日	法第五十	項の適格	合併の日	前九年以	内に開始	し、又は	同項の残	余財産確	定の日の	翌日前九	年以内に	開始した	事業年度	又は連結	事業年度	ごと
				三条第七	項の適格	合併の日	前九年以	内に開始	し、又は	同項の残	余財産確	定の日の	翌日前九	年以内に	開始した	事業年度	又は連結	事業年度	ごと

16|
略

		第八條の十六の七		
同条第九項	法人について法	項の規定 人の事業年度とみなして、同	、同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定	から
項 三条第九	法第五十 え後の法 いて読替	法人につ	て、読替 え後の法 第五十三 条第七項 の規定	

9|
略

		第八條の十六の七		
同条第九項	法人について法	項の規定 人の事業年度とみなして、同	、同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときは、被合併法人等の当該設立日の前日の属する事業年度開始の日（当該被合併法人等が当該設立日以後に設立されたものである場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定	から
項 三条第九	法第五十 え後の法 いて読替	法人につ	て、読替 え後の法 第五十三 条第七項 の規定	

17] 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る四年新法第五十三条第十八項に規定する加算対象被配賦欠損調整額についての同条第十七項及び新令第八条の十九の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新令第八条の十九の二		略	
ついて法		ついて地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第十七項の規定により読み替えられた法	
同条第十八項		法第五十三条第十八項	

18] 略

19] 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る四年新法第五十三条第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
四年新法第五十三	第五十三	同法第五十七条第一項	所得税法等の一部
項	条第十九		を改正す

10] 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る四年新法第五十三条第十八項に規定する加算対象被配賦欠損調整額についての同条第十七項及び新令第八条の十九の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新令第八条の十九の二		略	
ついて法		ついて地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第十項の規定により読み替えられた法	
同条第十八項		法第五十三条第十八項	

11] 略

12] 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る四年新法第五十三条第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
四年新法第五十三	第五十三	同法第五十七条第一項	所得税法等の一部
項	条第十九		を改正す

る法律（
平成二十
七年法律
第九号）
附則第二
十七条第
一項の規
定により
なお従前
の例によ
ることと
される場
合におけ
る同法第
二条の規
定による
改正前の
法人税法
（第二十
一項及び
第二十二
項におい
て「平成

る法律（
平成二十
七年法律
第九号）
附則第二
十七条第
一項の規
定により
なお従前
の例によ
ることと
される場
合におけ
る同法第
二条の規
定による
改正前の
法人税法
（第二十
一項及び
第二十二
項におい
て「平成

	第五十三 条第二十 一項
	(この項
二十七年 旧法人税 法」とい う。)第 五十七 条 第一項	(地方税 法施行令 の一部を 改正する 政令(令 和二年政 令第二百 六十四号 。以下こ の項及び 次項にお いて「地 方税法施 行令改正 令」とい う。)附 則第三条

	第五十三 条第二十 一項
	(この項
二十七年 旧法人税 法」とい う。)第 五十七 条 第一項	(地方税 法施行令 の一部を 改正する 政令(令 和二年政 令第二百 六十四号 。以下こ の項及び 次項にお いて「地 方税法施 行令改正 令」とい う。)附 則第三条

<p>と、し、 と、し、地 方税法施 行令改正 令附則第 三条第十 九項の規 定により 読み替え られた</p>	<p>第十九項 の規定に より読み 替えられ たこの項</p>
<p>おける第十九項</p>	<p>おける同 条第十九 項の規定 により読</p>

<p>と、し、 と、し、地 方税法施 行令改正 令附則第 三条第十 二項の規 定により 読み替え られた</p>	<p>第十二項 の規定に より読み 替えられ たこの項</p>
<p>おける第十九項</p>	<p>おける同 条第十二 項の規定 により読</p>

				第五十三 条第二十 二項			
法人税法第五十七条第一項		配賦欠損金控除額（		第十九項の規定は			
人税法第 七年旧法 平成二十	えられた り読み替 規定によ 十九項の （同条第 金控除額 配賦欠損	の規定は 第十九項 えられた り読み替 規定によ 十九項の 第三条第 正令附則 施行令改 地方税法	配賦欠損 金控除額 （同条第 十九項の 規定によ り読み替 えられた 第十九項 の規定は	第九項	れた第十 九項	み替えら れた第十 九項	

				第五十三 条第二十 二項			
法人税法第五十七条第一項		配賦欠損金控除額（		第十九項の規定は			
人税法第 七年旧法 平成二十	えられた り読み替 規定によ 十二項の （同条第 金控除額 配賦欠損	の規定は 第十九項 えられた り読み替 規定によ 十二項の 第三条第 正令附則 施行令改 地方税法	配賦欠損 金控除額 （同条第 十二項の 規定によ り読み替 えられた 第十九項 の規定は	第九項	れた第十 九項	み替えら れた第十 九項	

新令										
第十九の四 第一項	第八条の									
	法第五十三条第十九項に									
二年政令	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和

新令										
第十九の四 第一項	第八条の									
	法第五十三条第十九項に									
二年政令	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和

						第八條の 十九の六		十九の五	
合併法人等十年前事業年度開	で同項	開始日	「合併法人等十年前事業年度	事業年度（当該	開始した事業年度				
合併法人	項	日	「合併法人等十年前事業年度等開始	（当該	開始した	事業年度	又は連結	事業年度	の法第五
	第二十一					又は連結	事業年度	二十一項	十三條第
	後の法第					事業年度		の規定に	
	五十三條								
	で読替え								

						第八條の 十九の六		十九の五	
合併法人等十年前事業年度開	で同項	開始日	「合併法人等十年前事業年度	事業年度（当該	開始した事業年度				
合併法人	項	日	「合併法人等十年前事業年度等開始	（当該	開始した	事業年度	又は連結	事業年度	の法第五
	第二十一					又は連結	事業年度	二十一項	十三條第
	後の法第					事業年度		の規定に	
	五十三條								
	で読替え								

属する事業年度開始		前十年内事業年度ごと	始日の	等十年前
				事業年度
業年度又	属する事	年度ごと	の	等開始日
	連結事業	年度又は		事業年度
	した事業	内に開始		した事業
	前十年以	内の開始		前十年以
	日の翌日	の翌日		日の翌日
	産確定の	産確定の		産確定の
	又は同項	又は同項		又は同項
	開始し、	開始し、		開始し、
	年以内に	年以内に		年以内に
	の前十	の前十		の前十
	適格合併	適格合併		適格合併
	十一項の	十一項の		十一項の
	第三条第二	第三条第二		第三条第二
	法第五十	法第五十		法第五十

属する事業年度開始		前十年内事業年度ごと	始日の	等十年前
				事業年度
業年度又	属する事	年度ごと	の	等開始日
	連結事業	年度又は		事業年度
	した事業	内に開始		した事業
	前十年以	内の開始		前十年以
	日の翌日	の翌日		日の翌日
	産確定の	産確定の		産確定の
	又は同項	又は同項		又は同項
	開始し、	開始し、		開始し、
	年以内に	年以内に		年以内に
	の前十	の前十		の前十
	適格合併	適格合併		適格合併
	十一項の	十一項の		十一項の
	第三条第二	第三条第二		第三条第二
	法第五十	法第五十		法第五十

20) 略	同項の規定	は連結事業年度開始	読替後の法第五十三條第二十一項の規定

21) 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下この項及び附則第五条において「平成二十七年改正法」という。）附則第七條第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十七年改正法附則第一條第九号の二に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成二十七年旧法」という。）第五十三條第十二項第一号に規定する法人税額について所得税法等改正法第十六條の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条及び附則第五条において「四年新措置法」という。）第四十二條の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を同号に規定する加算された金額とみなして平成二十七年旧法第五十三條第十二項の規定を適用し、当該金額を平成二十七年改正法附則第七條第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百二十五号。附則第五条において「平成三十年改正令」とい

13) 略	同項の規定	は連結事業年度開始	読替後の法第五十三條第二十一項の規定

14) 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下この項及び附則第五条において「平成二十七年改正法」という。）附則第七條第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十七年改正法附則第一條第九号の二に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成二十七年旧法」という。）第五十三條第十二項第一号に規定する法人税額について所得税法等改正法第十六條の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この条及び附則第五条において「四年新措置法」という。）第四十二條の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を同号に規定する加算された金額とみなして平成二十七年旧法第五十三條第十二項の規定を適用し、当該金額を平成二十七年改正法附則第七條第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号。附則第五条において「平成二十八年改正令」とい

う。〕第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下この条において「平成三十年旧令」という。）第八条の二十第一項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用する。

22| 及び 23| 略

24| 改正法附則第五条第四項において準用する四年新法第五十三条第三項の規定の適用がある場合における四年新法第五十三条第三十項並びに附則第八条第三項及び第四項並びに附則第八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	略
<p>附則第八条第三項及び第四項</p>	<p>並びに第五十三条第三項</p> <p>並びに第五十三条第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）</p>

25| 改正法附則第五条第四項において準用する四年新法第五十三条第三項に規定する政令で定める額は、新令第八条の十三（新令附則第五条の二の四第五項及び第七項並びに附則第五条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。第三十一項において同じ。）に規定する金額とする。

う。〕第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下この条において「平成二十八年旧令」という。）第八条の二十第一項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用する。

15| 及び 16| 略

17| 改正法附則第五条第四項において準用する四年新法第五十三条第三項の規定の適用がある場合における四年新法第五十三条第三十項及び附則第八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	略
---	---

18| 改正法附則第五条第四項において準用する四年新法第五十三条第三項に規定する政令で定める額は、新令第八条の十三（新令附則第五条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十四項において同じ。）に規定する金額とする。

26| 及び27| 略

28| 平成二十七年旧法第五十三条第五項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第五十三条第五項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成三十年旧令 第八条の十三第一項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用する。

29| 略

30| 改正法附則第五条第五項において準用する四年新法第五十三条第三項の規定の適用がある場合における四年新法第五十三条第三項並びに附則第八条第三項及び第四項並びに附則第八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

31 33 略	附則第八条第三項及び第四項	並びに第五十三条第三項	並びに第五十三条第三項 (地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号) 附則第五条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)
	略	略	略

19| 及び20| 略

21| 平成二十七年旧法第五十三条第五項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第五十三条第五項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成二十八年旧令 第八条の十三第一項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用する。

22| 略

23| 改正法附則第五条第五項において準用する四年新法第五十三条第三項の規定の適用がある場合における四年新法第五十三条第三項及び附則第八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

24 26 略	略	略	略
	略	略	略

34 平成二十七年旧法第五十三条第九項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の第十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第五十三条第九項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成三十年旧令 第八条の十七第一項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用する。

35 略

36 改正法附則第五条第六項において準用する四年新法第五十三条第二十六項の規定の適用がある場合における四年新法第五十三条第三十項並びに附則第八条第三項及び第四項並びに附則第八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	略	
附則第八条第三項及び第四項	及び第二十六項並びに第二百九十二条第一項第四号イ	及び第二十六項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第六項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）並びに第二百九十二条第一項第四号イ
略	略	略

37 改正法附則第五条第六項において準用する四年新法第五十三条第二十

27 平成二十七年旧法第五十三条第九項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の第十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第五十三条第九項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成二十八年旧令 第八条の十七第一項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用する。

28 略

29 改正法附則第五条第六項において準用する四年新法第五十三条第二十六項の規定の適用がある場合における四年新法第五十三条第三十項及び附則第八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	略	
略	略	略

30 改正法附則第五条第六項において準用する四年新法第五十三条第二十

六項に規定する政令で定める額は、新令第八条の二十三（新令附則第五条の二の四第五項及び第七項並びに附則第五条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する金額とする。

38]及び39] 略

40] 平成二十七年旧法第五十三条第十五項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第五十三条第十五項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成三十年旧令 第八条の二十三第一項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用する。

41] 法人の施行日以後事業年度開始の日前三年以内に開始した連結事業年度がある場合における新令第九条の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項		略	
規定により計算した	規定又は旧令第四十八条の十三第八項の規定により計算した	前三年内事業年度	前三年内事業年度等
第五十三條第三十八項の規定	規定又は旧法第五十三条第二十六項の規定	第五十三條第三十八項の規定	第五十三條第三十八項の規定又は旧法第五十三条第二十六項の規定
又は同令第九十七條第	若しくは同令第九十七		

六項に規定する政令で定める額は、新令第八条の二十三（新令附則第五条の三）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する金額とする。

31]及び32] 略

33] 平成二十七年旧法第五十三条第十五項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第五十三条第十五項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成二十八年旧令第八条の二十三第一項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用する。

34] 法人の施行日以後事業年度開始の日前三年以内に開始した連結事業年度がある場合における新令第九条の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項		略	
規定により計算した	規定又は旧令第四十八条の十三第八項の規定により計算した	前三年内事業年度	前三年内事業年度等
第五十三條第三十八項の規定	規定又は旧法第五十三条第二十六項の規定	第五十三條第三十八項の規定	第五十三條第三十八項の規定又は旧法第五十三条第二十六項の規定
又は同令第九十七條第	若しくは同令第九十七		

この項の規定に	のもの	第三百二十一条の八第三十八項の規定	除く。)(以下	四項
地方税法施行令改正令附	又は連結事業年度のもの	第六項の規定 第三百二十一条の八第二十八項の規定又は旧法第三十八項の規定又は旧法第三十二一条の八第二十八項の規定	条第四項 除く。)(若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和二年政令第二百七号)第一条の規定による改正前の法人税法施行令(以下この項及び第十四項第二号イにおいて「四年旧法人税法施行令」という。)(第五百十五条の三十二第五項に規定する国税の個別控除余裕額(四年旧法人税法施行令第五十五条の三十三第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。)(以下	条第四項

この項の規定に	のもの	第三百二十一条の八第三十八項の規定	除く。)(以下	四項
地方税法施行令改正令附	又は連結事業年度のもの	第六項の規定 第三百二十一条の八第二十八項の規定又は旧法第三十八項の規定又は旧法第三十二一条の八第二十八項の規定	条第四項 除く。)(若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和二年政令第二百七号)第一条の規定による改正前の法人税法施行令(以下この項及び第十四項第二号イにおいて「四年旧法人税法施行令」という。)(第五百十五条の三十二第五項に規定する国税の個別控除余裕額(四年旧法人税法施行令第五十五条の三十三第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。)(以下	条第四項

第八項第一号				第八項	
とする	を除くもの	をいい	合併前三年内事業年度	各事業年度の	以後 第二項
とし、これらの連結事業年度のうちに当該被合併法人又は当該被合併法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税	又は連結事業年度を除くもの	い	合併前三年内事業年度等	各事業年度又は各連結事業年度の	又は連結事業年度以後 地方税法施行令改正令附則第三条第四十一項の規定により読み替えられた第二項
					則第三条第四十一項の規定により読み替えられたこの項の規定又は旧令第九条の七第八項の規定に

第八項第一号				第八項	
とする	を除くもの	をいい	合併前三年内事業年度	各事業年度の	以後 第二項
とし、これらの連結事業年度のうちに当該被合併法人又は当該被合併法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税	又は連結事業年度を除くもの	い	合併前三年内事業年度等	各事業年度又は各連結事業年度の	又は連結事業年度以後 地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第二項
					則第三条第三十四項の規定により読み替えられたこの項の規定又は旧令第九条の七第八項の規定に

				第九項		
合併前三年内事業年度の 控除限度超過額	合併前三年内事業年度の 控除限度超過額	第二項	以後の 第二項	前項	略	前項後段
合併前三年内事業年度等の 控除限度超過額	合併前三年内事業年度等の 控除限度超過額	項	より読み替えられた第二 項	同条第四十一項の規定に より読み替えられた第二 項	又は連結事業年度以後の 前項	地方税法施行令改正令附 則第三条第四十一項の規 定により読み替えられた 前項
				第九項		標準である連結所得の計 算上損金に算入した連結 事業年度があるときは、 当該損金に算入した連結 事業年度以前の連結事業 年度又は事業年度を除く ものとする
				第九項		地方税法施行令改正令附 則第三条第四十一項の規 定により読み替えられた 前項後段

				第九項		
合併前三年内事業年度の 控除限度超過額	合併前三年内事業年度の 控除限度超過額	第二項	以後の 第二項	前項	略	前項後段
合併前三年内事業年度等の 控除限度超過額	合併前三年内事業年度等の 控除限度超過額	項	より読み替えられた第二 項	同条第三十四項の規定に より読み替えられた第二 項	又は連結事業年度以後の 前項	地方税法施行令改正令附 則第三条第三十四項の規 定により読み替えられた 前項
				第九項		標準である連結所得の計 算上損金に算入した連結 事業年度があるときは、 当該損金に算入した連結 事業年度以前の連結事業 年度又は事業年度を除く ものとする
				第九項		地方税法施行令改正令附 則第三条第三十四項の規 定により読み替えられた 前項後段

第十一項	第八項	略	の控除限度超過額と の区分	分割等前三年内事業年度の 控除限度超過額	分割等前三年内事業年度の 控除限度超過額	第二項	以後の	第八項	第十項	略	の控除限度超過額と の区分	の区分

第十一項	第八項	略	の控除限度超過額と の区分	分割等前三年内事業年度の 控除限度超過額	分割等前三年内事業年度の 控除限度超過額	第二項	以後の	第八項	第十項	略	の控除限度超過額と の区分	の区分

第十二項										
第十項各号		分割等前三年内事業年度	第七項	以後	第八項	定める事業年度	第九項各号	合併前三年内事業年度	第七項	以後
項各号	同条第四十一項の規定により読み替えられた第十項各号	等 分割等前三年内事業年度	項 より読み替えられた第七項	又は連結事業年度以後	第八項 地方税法施行令改正令附則第三条第四十一項の規定により読み替えられた第八項	事業年度 定める事業年度又は連結事業年度	項各号 より読み替えられた第九項各号	合併前三年内事業年度等	項 同条第四十一項の規定により読み替えられた第七項	又は連結事業年度以後

第十二項										
第十項各号		分割等前三年内事業年度	第七項	以後	第八項	定める事業年度	第九項各号	合併前三年内事業年度	第七項	以後
項各号	同条第三十四項の規定により読み替えられた第十項各号	等 分割等前三年内事業年度	項 より読み替えられた第七項	又は連結事業年度以後	第八項 地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第八項	事業年度 定める事業年度又は連結事業年度	項各号 より読み替えられた第九項各号	合併前三年内事業年度等	項 同条第三十四項の規定により読み替えられた第七項	又は連結事業年度以後

										第十三項		
第九項	事業年度と	被合併法人等三年前事業年度開始日	被合併法人等前三年内事業年度	被合併法人等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度	合併前三年内事業年度	日	法人三年前事業年度開始日	各事業年度	事業年度開始の日	第八項	定める事業年度
より読み替えられた第九	度と	事業年度又は連結事業年度	被合併法人等三年前事業年度等開始日	被合併法人等前三年内事業年度等	分割等前三年内事業年度等	合併前三年内事業年度等	始日	法人三年前事業年度等開始日	各事業年度又は各連結事業年度	事業年度又は連結事業年度開始の日	第八項	定める事業年度又は連結事業年度
										地方税法施行令改正令附則第三条第四十一項の規定により読み替えられた第八項		

										第十三項		
第九項	事業年度と	被合併法人等三年前事業年度開始日	被合併法人等前三年内事業年度	被合併法人等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度	合併前三年内事業年度	日	法人三年前事業年度開始日	各事業年度	事業年度開始の日	第八項	定める事業年度
より読み替えられた第九	度と	事業年度又は連結事業年度	被合併法人等三年前事業年度等開始日	被合併法人等前三年内事業年度等	分割等前三年内事業年度等	合併前三年内事業年度等	始日	法人三年前事業年度等開始日	各事業年度又は各連結事業年度	事業年度又は連結事業年度開始の日	第八項	定める事業年度又は連結事業年度
										地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第八項		

第十七項	が第八項	各事業年度	第八項	第十五項	略	第十四項第二号	分割等前三年内事業年度	略	項
						第七項後段	等		
第二項	以後					地方税法施行令改正令附則第三條第四十一項の規定により読み替えられた第七項後段	地方税法施行令改正令附則第三條第四十一項の規定により読み替えられた第七項後段		
項	同条第四十一項の規定により読み替えられた第二項	又は連結事業年度以後	が地方税法施行令改正令附則第三條第四十一項の規定により読み替えられた第八項	各事業年度又は各連結事業年度	地方税法施行令改正令附則第三條第四十一項の規定により読み替えられた第八項	地方税法施行令改正令附則第三條第四十一項の規定により読み替えられた第七項後段	地方税法施行令改正令附則第三條第四十一項の規定により読み替えられた第七項後段		

第十七項	が第八項	各事業年度	第八項	第十五項	略	第十四項第二号	分割等前三年内事業年度	略	項
						第七項後段	等		
第二項	以後					地方税法施行令改正令附則第三條第三十四項の規定により読み替えられた第七項後段	地方税法施行令改正令附則第三條第三十四項の規定により読み替えられた第七項後段		
項	同条第三十四項の規定により読み替えられた第二項	又は連結事業年度以後	が地方税法施行令改正令附則第三條第三十四項の規定により読み替えられた第八項	各事業年度又は各連結事業年度	地方税法施行令改正令附則第三條第三十四項の規定により読み替えられた第八項	地方税法施行令改正令附則第三條第三十四項の規定により読み替えられた第七項後段	地方税法施行令改正令附則第三條第三十四項の規定により読み替えられた第七項後段		

第二十一項			第二十項			分割等前三年内事業年度		
第十九項	以後の	前項	開始した各事業年度	前項	以後	各事業年度の	、第八項	分割等前三年内事業年度
同条第四十一項の規定により読み替えられた第十	又は連結事業年度以後の	地方税法施行令改正令附則第三条第四十一項の規定により読み替えられた前項	各連結事業年度	又は連結事業年度以後	地方税法施行令改正令附則第三条第四十一項の規定により読み替えられた前項	業年度の	、同条第四十一項の規定により読み替えられた第八項	等

第二十一項			第二十項			分割等前三年内事業年度		
第十九項	以後の	前項	開始した各事業年度	前項	以後	各事業年度の	、第八項	分割等前三年内事業年度
同条第三十四項の規定により読み替えられた第十	又は連結事業年度以後の	地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた前項	各連結事業年度	又は連結事業年度以後	地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた前項	業年度の	、同条第三十四項の規定により読み替えられた第八項	等

				第二十二項					
				第二十項		略			
定める事業年度の区分	分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額	分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額	第十九項	以後の	第二十項	合併前三年内事業年度の区分	合併前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額	合併前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額	九項
定める事業年度又は連結等の区分	分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額	分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額	九項	同条第四十一項の規定により読み替えられた第十	又は連結事業年度以後の第二十項	地方税法施行令改正令附則第三条第四十一項の規定により読み替えられた第二十項	合併前三年内事業年度等の区分	合併前三年内事業年度又は連結事業年度	九項

				第二十二項					
				第二十項		略			
定める事業年度の区分	分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額	分割等前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額	第十九項	以後の	第二十項	合併前三年内事業年度の区分	合併前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額	合併前三年内事業年度の控除未済外国法人税等額	九項
定める事業年度又は連結等の区分	分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額	分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額	九項	同条第三十四項の規定により読み替えられた第十	又は連結事業年度以後の第二十項	地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第二十項	合併前三年内事業年度等の区分	合併前三年内事業年度又は連結事業年度	九項

第二十五項		第二十三項	
第二十項	略	略	
地方税法施行令改正令附	前二項 地方税法施行令改正令附 則第三條第四十一項の規 定により読み替えられた 前二項	事業年度又は連結事業年 度開始の日 各事業年度又は各連結事 業年度 所得等申告法人三年前事 業年度等開始日 合併前三年内事業年度等 分割等前三年内事業年度 等 被合併法人等前三年内事 業年度等 被合併法人等三年前事業 年度等開始日 又は連結事業年度とみな し	事業年度

第二十五項		第二十三項	
第二十項	略	略	
地方税法施行令改正令附	前二項 地方税法施行令改正令附 則第三條第三十四項の規 定により読み替えられた 前二項	事業年度又は連結事業年 度開始の日 各事業年度又は各連結事 業年度 所得等申告法人三年前事 業年度等開始日 合併前三年内事業年度等 分割等前三年内事業年度 等 被合併法人等前三年内事 業年度等 被合併法人等三年前事業 年度等開始日 又は連結事業年度とみな し	事業年度

第二十九項						第二十七項	
第二項	各事業年度の	、第二十項	分割等前三年内事業年度	第十九項	以後	が第二十項	各事業年度
地方税法施行令改正令附則第三条第四十一項の規定により読み替えられた	各事業年度又は各連結事業年度の	、同条第四十一項の規定により読み替えられた第二十項	等 分割等前三年内事業年度	九項 同条第四十一項の規定により読み替えられた第十	又は連結事業年度以後	が地方税法施行令改正令附則第三条第四十一項の規定により読み替えられた第二十項	第二十項 各事業年度又は各連結事業年度
							則第三条第四十一項の規定により読み替えられた第二十項

第二十九項						第二十七項	
第二項	各事業年度の	、第二十項	分割等前三年内事業年度	第十九項	以後	が第二十項	各事業年度
地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた	各事業年度又は各連結事業年度の	、同条第三十四項の規定により読み替えられた第二十項	等 分割等前三年内事業年度	九項 同条第三十四項の規定により読み替えられた第十	又は連結事業年度以後	が地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第二十項	第二十項 各事業年度又は各連結事業年度
							則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第二十項

	以後の各事業年度	第二項
	又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度	

(市町村民税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。第四十一項において「施行日以後事業年度」という。）分の法人の市町村民税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。第十一項及び第十四項において「施行日前事業年度」という。）分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市町村民税については、旧令の規定中法人の市町村民税に関する部分は、なおその効力を有する。

3 新令第八条の六第一項（新令第四十八条の十において準用する場合に限る。次項及び第六項を除き、以下この条において同じ。）に規定する予定申告法人（第五項及び第八項において「予定申告法人」という。）の施行日以後に開始する新令第八条の六第一項の事業年度において、当該事業年度の前事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合における

	以後の各事業年度	第二項
	又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度	

(市町村民税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。第三十四項において「施行日以後事業年度」という。）分の法人の市町村民税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。第四項及び第七項において「施行日前事業年度」という。）分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市町村民税については、旧令の規定中法人の市町村民税に関する部分は、なおその効力を有する。

新令第四十八条の十の規定の適用については、同条中「第八条の六の規定」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第三項の規定により読み替えられた第八条の六第一項及び第六項並びに同条第二項から第五項までの規定」と、「第三百二十一条の八第一項に」とあるのは「第三百二十一条の八第一項に」と、「第二十三条第一項第四号の二」とあるのは「第二百九十二条第一項第四号の二」と、「第二十三条第一項第四号の四」とあるのは「第二百九十二条第一項第四号の四」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第四項」と、「第三百二十一条の八第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」とする。

4 新令第八条の六第一項（新令第四十八条の十の三において準用する場合に限る。以下この項及び第六項において同じ。）の法人の施行日以後に開始する新令第八条の六第一項の事業年度において、当該事業年度の前事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合における同項及び同条第六項（新令第四十八条の十の三において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新令第八条の六第一項中「これらの法人税割額のうち法第三百二十一条の八第四十三項の規定により加算された金額がある場合には当該加算された金額を控除した額とし、これらの」とあるのは「これらの」と、「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この項及び第六項において「旧法」という。）第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。）」と、「租税特別措置

法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除戻税額等（旧法第二百九十二条第一項第四号の四（旧法附則第八条の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる個別帰属特別控除戻税額等をいう。以下この項において同じ。）」と、「当該加算された金額に」とあるのは「、当該個別帰属特別控除戻税額等に」と、「控除した額とする。」とあるのは「控除した額」と、同条第六項中「法第三百二十一条の八第一項」とあるのは「旧法第三百二十一条の八第四項」と、「申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）」とあるのは「申告書」と、「法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第八十一条の二十四第一項」とする。

5 新令第八条の六第一項の場合において、予定申告法人が同条第二項各号（新令第四十八条の十において準用する場合に限る。）に掲げる期間内に行われた適格合併（法人を設立するものを除く。）に係る合併法人又は法人を設立する適格合併に係る合併法人であるとき（その予定申告法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了したこれらの適格合併に係る被合併法人の各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度の期間が連結事業年度に該当する場

合に限る。)における新令第四十八条の十の規定の適用については、同条中「第八条の六の規定」とあるのは「第八条の六第一項及び第三項から第六項まで並びに地方税法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第二百六十四号)附則第三条第五項の規定により読み替えられた第八条の六第二項の規定」と、「第五十三条第四十三項」とあるのは「第三百二十一條の八第四十三項」と「あるのは「第二十三條第一項第四号の二」とあるのは「第二百九十二條第一項第四号の二」と、「第二十三條第一項第四号の四」とあるのは「第二百九十二條第一項第四号の四」と、「第五十三條第四項」とあるのは「第三百二十一條の八第四項」ととする。

6 新令第八条の六第一項の場合において、同項の法人が同条第二項各号(新令第四十八条の十の三において準用する場合に限る。)に掲げる期間内に行われた適格合併(法人を設立するものを除く。)に係る合併法人又は法人を設立する適格合併に係る合併法人であるとき(その法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了したこれらの適格合併に係る被合併法人の各事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。)(のうち最も新しい事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合に限る。)(における同項第一号(新令第四十八条の十の三において準用する場合に限る。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条中「当該法人税割額のうち法第三百二十一條の八第四十三項(同条第四十七項において準用する場合を含む。)(の規定により加算された金額がある場合には当該加算された金額を控除した額とし、当該法人税割額の課税標準となる法人税額」とあるのは「その課税標準となる個別帰

属法人税額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この号において「旧法」という。）第二百九十二条第一項第四号の二に掲げる個別帰属法人税額をいう。以下この号において同じ。）」と、「租税特別措置法第四十二条の第十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除取戻税額等（旧法第二百九十二条第一項第四号の四（旧法附則第八条の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる個別帰属特別控除取戻税額等をいう。以下この号において同じ。）」と、「当該加算された金額に」とあるのは、「当該個別帰属特別控除取戻税額等に」と、「控除した額とする。」とあるのは「控除した額」と、「法人税額の課税標準の算定期間」とあるのは「個別帰属法人税額に係る連結法人税額（旧法第二百二十一条の八第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）」とする。

7 | 前二項の場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

8 | 予定申告法人の新令第八条の六第一項に規定する六月経過日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の課税標準となる法人税額のうち経過税額加算規定により加算された金額がある場合における新令第四十八条の十の規定の適用については、同条中「第八条の六の規定」とあるのは、「地方税法施

行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第八項の規定により読み替えられた第八条の六第一項及び同条第二項から第六項までの規定」とする。

9| 新令第八条の六第二項第一号（新令第四十八条の十において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の被合併法人の同号に規定する最も新しい事業年度に係る法人税割額の課税標準となる法人税額のうち経過税額加算規定により加算された金額がある場合における新令第四十八条の十の規定の適用については、同条中「第八条の六の規定」とあるのは、「第八条の六第一項及び第三項から第六項まで並びに地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第九項の規定により読み替えられた第八条の六第二項の規定」とする。

10| 四年新法第三百二十一条の八第五項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の五（次項又は第十二項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条中「第八条の十六」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第十項の規定により読み替えられた第八条の十六」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該」とする。

11| 施行日前事業年度において生じた欠損金額（次項の欠損金額を除く。）に係る控除対象通算適用前欠損調整額（四年新法第三百二十一条の八

3| 四年新法第三百二十一条の八第五項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の五（次項又は第五項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条中「第八条の十六」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第三項の規定により読み替えられた第八条の十六」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該」とする。

4| 施行日前事業年度において生じた欠損金額（次項の欠損金額を除く。）に係る控除対象通算適用前欠損調整額（四年新法第三百二十一条の八

第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額をいう。次項において同じ。）についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
四年新法	第三百二 十一条の 八第三項	、同法	、所得税 法等の一 部を改正 する法律 (令和二 年法律第 八号)附 則第二十 条第五項 の規定に より読み 替えられ た法人税 法(第五 項及び第 六項にお いて「読 み替え後

第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額をいう。次項において同じ。）についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
四年新法	第三百二 十一条の 八第三項	、同法	、所得税 法等の一 部を改正 する法律 (令和二 年法律第 八号)附 則第二十 条第五項 の規定に より読み 替えられ た法人税 法(第五 項及び第 六項にお いて「読 み替え後

	<p>第三百二十一 八第五項</p>
	<p>(この項)</p>
<p>法人税法 「という 。」</p>	<p>(地方税 法施行令 の一部を 改正する 政令(令 和二年政 令第二百 六十四号 。以下こ の項及び 次項にお いて「地 方税法施 行令改正 令」とい う。附 則第五 条第十 一項の 規定に より読み</p>

	<p>第三百二十一 八第五項</p>
	<p>(この項)</p>
<p>法人税法 「という 。」</p>	<p>(地方税 法施行令 の一部を 改正する 政令(令 和二年政 令第二百 六十四号 。以下こ の項及び 次項にお いて「地 方税法施 行令改正 令」とい う。附 則第五 条第四 項の 規定に より読み</p>

第八十六項 十一條の 第三百二	第三項の規定は	に同法	第三項の規定	(同法)	ついて同法	替えられ たこの項	替えられ たこの項	ついて読 替え後の 法人税法	法人税法 (法人税 法)	地方税法 施行令改 正令附則 第五條第	地方税法 施行令改 正令附則 第五條第	規定によ り読み替 えられた 第三項の 規定	に法人税 法	地方税法 施行令改 正令附則 第五條第

第八十六項 十一條の 第三百二	第三項の規定は	に同法	第三項の規定	(同法)	ついて同法	替えられ たこの項	替えられ たこの項	ついて読 替え後の 法人税法	法人税法 (法人税 法)	地方税法 施行令改 正令附則 第五條第	地方税法 施行令改 正令附則 第五條第	規定によ り読み替 えられた 第三項の 規定	に法人税 法	地方税法 施行令改 正令附則 第五條第

	通算適用前欠損金額（	法人税法	場合（
十一項の規定により読み替えられた第三項の規定は	通算適用前欠損金額（同条第十一項の規定により読み替えられた	読替後の法人税法	場合（地方税法施行令改正令附則第十五条第十一項の規

	通算適用前欠損金額（	法人税法	場合（
四項の規定により読み替えられた第三項の規定は	通算適用前欠損金額（同条第四項の規定により読み替えられた	読替後の法人税法	場合（地方税法施行令改正令附則第十五条第四項の規

	新令		
	第四十八 条の十一		
	第八條の十二の	につき	
四十八條 三から第 の十一の 四十八條 條及び第 以下この 十四号。 第二百六 二年政令 令（令和 正する政 一部を改 施行令の 地方税法 れた	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和 二年政令 第二百六 十四号。 以下この 條及び第 四十八條 の十一の 三から第 四十八條	につ き同 條第十 一項の 規定 により 読み替 えられ た	定により 読み替 えられ た

	新令		
	第四十八 条の十一		
	第八條の十二の	につき	
四十八條 三から第 の十一の 四十八條 條及び第 以下この 十四号。 第二百六 二年政令 令（令和 正する政 一部を改 施行令の 地方税法 れた	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和 二年政令 第二百六 十四号。 以下この 條及び第 四十八條 の十一の 三から第 四十八條	につ き同 條第四 項の 規定 により 読み替 えられ た	定により 読み替 えられ た

の十一の六までに おいて「 地方税法 施行令改 正令」と いう。） 附則第三 条第十一 項の規定 により読 み替えら れた第八 条の十二 の	において、 、地方税 法施行令 改正令附 則第三條 第十一項 の規定に より読み
の十一の六までに おいて「 地方税法 施行令改 正令」と いう。） 附則第三 条第四項 の規定 により読 み替えら れた第八 条の十二 の	において、 、地方税 法施行令 改正令附 則第三條 第四項 の規定に より読み

	<p>第四十八 条の十一 の三第一 項</p> <p>第八條の十四第一項</p>	<p>同項の</p>
<p>替えられ た</p>	<p>地方税法 施行令改 正令附則 第三條第 十一項の 規定によ り読み替 えられた 第八條の 十四第一 項</p>	<p>所得税法 等の一部 を改正す る法律（ 令和二年 法律第八 号）附則 第二十條 第五項の 規定によ</p>

	<p>第四十八 条の十一 の三第一 項</p> <p>第八條の十四第一項</p>	<p>同項の</p>
<p>替えられ た</p>	<p>地方税法 施行令改 正令附則 第三條第 四項の 規定によ り読み替 えられた 第八條の 十四第一 項</p>	<p>所得税法 等の一部 を改正す る法律（ 令和二年 法律第八 号）附則 第二十條 第五項の 規定によ</p>

	通算適用前欠損金額（法
り読み替 えられた 法人税法 （第四十 八条の十 一の六に おいて「 読替え後 の法人税 法」とい う。）第 五十七條 第八項の 通算適用 前欠損金 額（地方 税法施行 令改正令 附則第五 条第十一 項の規定 により読 み替えら	通算適用 前欠損金 額（地方 税法施行 令改正令 附則第五 条第十一 項の規定 により読 み替えら

	通算適用前欠損金額（法
り読み替 えられた 法人税法 （第四十 八条の十 一の六に おいて「 読替え後 の法人税 法」とい う。）第 五十七條 第八項の 通算適用 前欠損金 額（地方 税法施行 令改正令 附則第五 条第四項	通算適用 前欠損金 額（地方 税法施行 令改正令 附則第五 条第四項

		第四十八 条の十一 の三第二 項		
法人について法		第八條の十四第二項		
え後の法	法人につ	項	第十四第二	第八條の
いて読替	てられた	り読み替	規定によ	十一項の
			第三條第	正令附則
			施行令改	地方税法
			う。	「法」とい
				替え後の
				いて「読
				の五にお
				條の十一
				第四十八
				次項及び
				れた法（

		第四十八 条の十一 の三第二 項		
法人について法		第八條の十四第二項		
え後の法	法人につ	項	第十四第二	第八條の
いて読替	てられた	り読み替	規定によ	四項の
			第三條第	正令附則
			施行令改	地方税法
			う。	「法」とい
				法
				替え後の
				いて「読
				次項にお
				れた法（

準用する。

準用する。
。この場
合におい
て、地方
税法施行
令改正令
附則第三
条第十一
項の規定
により読
み替えら
れた第八
条の十四
第二項中
「第五十
三条第四
項の」と
あるのは
、「第三
百二十一
条の第八
四項の」
と読み替

準用する。

準用する。
。この場
合におい
て、地方
税法施行
令改正令
附則第三
条第四項
の規定
により読
み替えら
れた第八
条の十四
第二項中
「第五十
三条第四
項の」と
あるのは
、「第三
百二十一
条の第八
四項の」
と読み替

	第四十八 条の十一 の四		第四十八 条の十一 の五
開始した事業年度	第八條の十五	第八條の十六	
開始した	地方税法 施行令改 正令附則 第三條第 十一項の 規定によ り読み替 えられた 第八條の 十六	地方税法 施行令改 正令附則 第三條第 十一項の 規定によ り読み替 えられた 第八條の 十六	えるもの とする。

	第四十八 条の十一 の四		第四十八 条の十一 の五
開始した事業年度	第八條の十五	第八條の十六	
開始した	地方税法 施行令改 正令附則 第三條第 四項の 規定によ り読み替 えられた 第八條の 十六	地方税法 施行令改 正令附則 第三條第 四項の 規定によ り読み替 えられた 第八條の 十六	えるもの とする。

	事業年度（当該	で同項	の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。
事業年度又は連結事業年度	事業年度又は連結事業年度（当該	で読替後の法第三百二十一条の八第五項	の日。この場 合において、地方 税法施行 令改正令 附則第三

	事業年度（当該	で同項	の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。
事業年度又は連結事業年度	事業年度又は連結事業年度（当該	で読替後の法第三百二十一条の八第五項	の日。この場 合において、地方 税法施行 令改正令 附則第三

条第十一
項の規定
により読
み替えら
れた第八
条の十六
中「第五
十三条第
五項の適
格合併」
とあるの
は「第三
百二十一
条の八第
五項の適
格合併」
と、「第
五十三
条第五
項の規
定」と
あるの
は「第
三百
二十一
条

条第四項
の規定
により読
み替えら
れた第八
条の十六
中「第五
十三条第
五項の適
格合併」
とあるの
は「第三
百二十一
条の八第
五項の適
格合併」
と、「第
五十三
条第五
項の規
定」と
あるの
は「第
三百
二十一
条

12	平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る控除対象通算適用前欠損調整額についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。								
		第四十八 条の十一 の六	第八條の十六の二	地方税法 施行令改 正令附則 第三條第 十一項の 規定によ り読み替 えられた 第八條の 十六の二	の八第五 項の規定 「と読み 替えるも のとする 。」	法人税法 の法人税 法	読替え後 の法人税 法	の八第五 項の規定 「と読み 替えるも のとする 。」	地方税法 施行令改 正令附則 第三條第 十一項の 規定によ り読み替 えられた 第八條の 十六の二

5	平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る控除対象通算適用前欠損調整額についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。								
		第四十八 条の十一 の六	第八條の十六の二	地方税法 施行令改 正令附則 第三條第 四項の 規定によ り読み替 えられた 第八條の 十六の二	の八第五 項の規定 「と読み 替えるも のとする 。」	法人税法 の法人税 法	読替え後 の法人税 法	の八第五 項の規定 「と読み 替えるも のとする 。」	地方税法 施行令改 正令附則 第三條第 四項の 規定によ り読み替 えられた 第八條の 十六の二

	四年新法	第一欄
	第三百二 十一条の 八第三項	第二欄
	十年 同法第五十七條第一項	第三欄
法人税法 改正前の 定による 二条の規 る同法第 合におけ される場 ることと の例によ なお従前 定により 一項の規 十七條第 附則第二 第九号) 七年法律 平成二十 る法律(を 改正す 等の一部 所得税法	九年	第四欄

	四年新法	第一欄
	第三百二 十一条の 八第三項	第二欄
	十年 同法第五十七條第一項	第三欄
法人税法 改正前の 定による 二条の規 る同法第 合におけ される場 ることと の例によ なお従前 定により 一項の規 十七條第 附則第二 第九号) 七年法律 平成二十 る法律(を 改正す 等の一部 所得税法	九年	第四欄

	<p>(同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。)で、同法</p>	<p>第五十七 条第一項 で、所得 税法等の 一部を改 正する法 律(令和 二年法律 第八号) 附則第二 十条第十 項の規定 により読 み替えら れた法人 税法(第 五項及び 第六項に おいて「 読替え後 の法人税 法」とい う。)</p>
--	---	--

	<p>(同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。)で、同法</p>	<p>第五十七 条第一項 で、所得 税法等の 一部を改 正する法 律(令和 二年法律 第八号) 附則第二 十条第十 項の規定 により読 み替えら れた法人 税法(次 項及び 第六項に おいて「 読替え後 の法人税 法」とい う。)</p>
--	---	---

		第三百二 十一条の 八第五項	
		十年以内	前十年内事業年度
		(この項)	(地方税 法施行令 の一部を 改正する 政令(令 和二年政 令第二百 六十四号 。以下こ の項及び 次項にお いて「地 方税法施 行令改正 令」とい う。附 則第五条 第十二項 の規定に より読み
		九年内	前九年内 事業年度

		第三百二 十一条の 八第五項	
		十年以内	前十年内事業年度
		(この項)	(地方税 法施行令 の一部を 改正する 政令(令 和二年政 令第二百 六十四号 。以下こ の項及び 次項にお いて「地 方税法施 行令改正 令」とい う。附 則第五条 第五項 の規定に より読み
		九年内	前九年内 事業年度

第三百二十一 八第六項	第三項の規定は	に同法	第三項の規定	(同法)	ついて同法	替えられ たこの項
第五條第 正令附則	地方税法 施行令改	法 に法人税	地方税法 施行令改 正令附則 第五條第 十二項の 規定によ り読み替 えられた 第三項の 規定	法 (法人税)	替え後の 法人税法	ついて読 たこの項

第三百二十一 八第六項	第三項の規定は	に同法	第三項の規定	(同法)	ついて同法	替えられ たこの項
第五條第 正令附則	地方税法 施行令改	法 に法人税	地方税法 施行令改 正令附則 第五條第 五項の 規定によ り読み替 えられた 第三項の 規定	法 (法人税)	替え後の 法人税法	ついて読 たこの項

場合（ 方税法施行令改正 令附則第 五条第十 二項の規	場合（地 方税法施 行令改正 令附則第 五条第十 二項の規	法人税法 の法人税 法	読替え後 の法人税 法	た 替えられ より読み の規定に 第十二項 額（同条 第十二項 の規定に より読み 替えられ た	通算適用 前欠損金 額（同条 第十二項 の規定に より読み 替えられ た	通算適用 前欠損金 額（同条 第十二項 の規定に より読み 替えられ た	規定は 第三項の 規定は	十二項の 規定によ り読み替 えられた 第三項の 規定は
---	--	-------------------	-------------------	--	---	---	--------------------	---

場合（ 方税法施行令改正 令附則第 五条第五 項の規	場合（地 方税法施 行令改正 令附則第 五条第五 項の規	法人税法 の法人税 法	読替え後 の法人税 法	た 替えられ より読み の規定に 第五項 額（同条 第五項 の規定に より読み 替えられ た	通算適用 前欠損金 額（同条 第五項 の規定に より読み 替えられ た	通算適用 前欠損金 額（同条 第五項 の規定に より読み 替えられ た	規定は 第三項の 規定は	五項の 規定によ り読み替 えられた 第三項の 規定は
--	---	-------------------	-------------------	--	--	--	--------------------	--

	新令		
	第四十八 条の十一		
	第八條の十二の規定は、法	につき	
四十八條 三から第 の十一の 四十八條 條及び第 以下この 十四号。 第二百六 二年政令 令（令和 正する政 一部を改 施行令の 地方税法 れた		につ 同 第十二 項の規 により 読み替 えら れた	定により 読み替 えら れた

	新令		
	第四十八 条の十一		
	第八條の十二の規定は、法	につき	
四十八條 三から第 の十一の 四十八條 條及び第 以下この 十四号。 第二百六 二年政令 令（令和 正する政 一部を改 施行令の 地方税法 れた		につ 同 第五項 の規 により 読み替 えら れた	定により 読み替 えら れた

の十一の
六までに
おいて「
地方税法
施行令改
正令」と
いう。）
附則第三
条第十二
項の規定
により読
み替えら
れた第八
条の十二
の規定は
、地方税
法施行令
改正令附
則第五條
第十二項
の規定に
より読み
替えられ

の十一の
六までに
おいて「
地方税法
施行令改
正令」と
いう。）
附則第三
条第五項
の規定
により読
み替えら
れた第八
条の十二
の規定は
、地方税
法施行令
改正令附
則第五條
第五項
の規定に
より読み
替えられ

	同項の
十二項の規定により読み替えられた第八条の十四第一	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第十項の規定により読み替えられた法人税法（第四十条）の十一の六に

	同項の
五項の規定により読み替えられた第八条の十四第一	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第十項の規定により読み替えられた法人税法（第四十条）の十一の六に

				第四十八 条の十一 の三第二 項			
法人について法		第八條の十四第二項	通算適用前欠損金額（法				
法人につ	項	第十四第二 第八條の えられた り読み替 規定によ 十二項の 第三條第 正令附則 施行令改 地方税法	額（読替 前欠損金 通算適用 第八項の 五十七條 う。）第	え後の法	の法人税 法」とい う。）第	読替え後 の法人税	において「

				第四十八 条の十一 の三第二 項			
法人について法		第八條の十四第二項	通算適用前欠損金額（法				
法人につ	項	第十四第二 第八條の えられた り読み替 規定によ 五項の 第三條第 正令附則 施行令改 地方税法	額（読替 前欠損金 通算適用 第八項の 五十七條 う。）第	え後の法	の法人税 法」とい う。）第	読替え後 の法人税	において「

	準用する。	
条の八第 百二十一 、「第三 あるのは 項の」と 三条第四 「第五十 第二項中 条の十四 れた第八 み替えら により読 項の規定 条第十二 附則第三 令改正令 税法施行 て、地方 合におい 。この場 準用する	準用する。 。この場 合におい て、地方 税法施行 令改正令 附則第三 条第十二 項の規定 により読 み替えら れた第八 条の十四 第二項中 「第五十 三条第四 項の」と あるのは 、「第三 百二十一 条の八第	いて読替 え後の法

	準用する。	
条の八第 百二十一 、「第三 あるのは 項の」と 三条第四 「第五十 第二項中 条の十四 れた第八 み替えら により読 項の規定 条第五項 附則第三 令改正令 税法施行 て、地方 合におい 。この場 準用する	準用する。 。この場 合におい て、地方 税法施行 令改正令 附則第三 条第五項 項の規定 により読 み替えら れた第八 条の十四 第二項中 「第五十 三条第四 項の」と あるのは 、「第三 百二十一 条の八第	いて読替 え後の法

	<p>第四十八 条の十一 の四</p>	
	<p>第八条の十五</p>	<p>「第五十三 条第四項</p>
<p>四項の「 と読み替 えるもの とする。」</p>	<p>地方税法 施行令改 正令附則 第三条第 十二項の 規定によ り読み替 えられた 第八条の 十五</p>	<p>「読替え 後の法第 五十三 条第五項に 「とある 」のは「読 替え後の 法第三百 二十一条</p>

	<p>第四十八 条の十一 の四</p>	
	<p>第八条の十五</p>	<p>「第五十三 条第四項</p>
<p>四項の「 と読み替 えるもの とする。」</p>	<p>地方税法 施行令改 正令附則 第三条第 五項の 規定によ り読み替 えられた 第八条の 十五</p>	<p>「読替え 後の法第 五十三 条第五項に 「とある 」のは「読 替え後の 法第三百 二十一条</p>

同項に規定する前十年内事業年度		の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。	及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。
事業年度 （当該 読替え後 の法第三 百二十一 条の八第 五項に規 定する前 九年内事 業年度	の日	の日	について 準用する 。この場 合におい て、地方 税法施行 令改正令 附則第三 条第十二 項の規定

同項に規定する前十年内事業年度		の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。	及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。
事業年度 （当該 読替え後 の法第三 百二十一 条の八第 五項に規 定する前 九年内事 業年度	の日	の日	について 準用する 。この場 合におい て、地方 税法施行 令改正令 附則第三 条第五項 の規定

により読
み替えら
れた第八
条の十六
中「第五
十三条第
五項の適
格合併」
とあるの
は「第三
百二十一
条の第八
五項の適
格合併」
と、「第
五十三
条第五項
の規定」と
あるのは
「第三百
二十一
条の第八
五項の規
定」

により読
み替えら
れた第八
条の十六
中「第五
十三条第
五項の適
格合併」
とあるの
は「第三
百二十一
条の第八
五項の適
格合併」
と、「第
五十三
条第五項
の規定」と
あるのは
「第三百
二十一
条の第八
五項の規
定」

13			
四年新法第三百二十一条の八第七項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の九（次項又は第十五項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条中「第八条の十六の五」とあるのは「 <u>地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）</u> <u>附則第三条第十三項</u> の規定により読		第四十八条の十一の六	第八条の十六の二
法人税法		地方税法	「と読み替えるものとする。
法の	読み替え後の法人税法	地方税法施行令改正令附則第三条第十二項の規定により読み替えられた第八条の十六の二	

6			
四年新法第三百二十一条の八第七項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の九（次項又は第八項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条中「第八条の十六の五」とあるのは「 <u>地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）</u> <u>附則第三条第六項</u> の規定により読		第四十八条の十一の六	第八条の十六の二
法人税法		地方税法	「と読み替えるものとする。
法の	読み替え後の法人税法	地方税法施行令改正令附則第三条第五項の規定により読み替えられた第八条の十六の二	

み替えられた第八条の十六の五」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該）」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該）」とする。

14) 施行日前事業年度において生じた欠損金額（次項の欠損金額を除く。）に係る控除対象合併等前欠損調整額（四年新法第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象合併等前欠損調整額をいう。次項において同じ。）についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
四年新法	第三百二十一条の八第七項	同条第六項又は同法	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第五項の規定により読み替えられた法人税法

み替えられた第八条の十六の五」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該）」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該）」とする。

7) 施行日前事業年度において生じた欠損金額（次項の欠損金額を除く。）に係る控除対象合併等前欠損調整額（四年新法第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象合併等前欠損調整額をいう。次項において同じ。）についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
四年新法	第三百二十一条の八第七項	同条第六項又は同法	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第五項の規定により読み替えられた法人税法

<p style="text-align: center;">次項</p>	<p style="text-align: center;">ついて同法</p>	
<p>次項 えられた り読み替 規定によ 十四項の 第五条第 正令附則 施行令改 地方税法</p>	<p>法人税法 替え後の ついて読</p>	<p>いて「地 方税法施 行令改正 令」とい う。～附 則第五条 第十四項 の規定に より読み 替えられ たこの項</p>

<p style="text-align: center;">次項</p>	<p style="text-align: center;">ついて同法</p>	
<p>次項 えられた り読み替 規定によ 七項の 第五条第 正令附則 施行令改 地方税法</p>	<p>法人税法 替え後の ついて読</p>	<p>いて「地 方税法施 行令改正 令」とい う。～附 則第五条 第七項 の規定に より読み 替えられ たこの項</p>

新令			
第四十八 条の十一 の七	第三百二 十一条の 八第十項	第三百二 十一条の 八第八項	、前項
第八條の十六の三の	第八項		
地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和	第八項 えられた り読み替 規定によ 第十四項の 第五條第 正令附則 施行令改 地方税法 地方税法 施行令改 正令附則 第五條第 第十四項の 規定によ り読み替 えられた 第八項	、地方税 法施行令 改正令附 則第五條 第十四項 の規定に より読み 替えられ た前項	

新令			
第四十八 条の十一 の七	第三百二 十一条の 八第十項	第三百二 十一条の 八第八項	、前項
第八條の十六の三の	第八項		
地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和	第八項 えられた り読み替 規定によ 七項の 第五條第 正令附則 施行令改 地方税法 地方税法 施行令改 正令附則 第五條第 七項の 規定によ り読み替 えられた 第八項	、地方税 法施行令 改正令附 則第五條 第七項 の規定に より読み 替えられ た前項	

二年政令
第二百六
十四号。
以下この
条から第
四十八条
の十一の
九まで及
び第四十
八条の十
一の十一
において
「地方税
法施行令
改正令」
という。
（附則第
三条第十
四項の規
定により
読み替え
られた第
八条の十

二年政令
第二百六
十四号。
以下この
条から第
四十八条
の十一の
九まで及
び第四十
八条の十
一の十一
において
「地方税
法施行令
改正令」
という。
（附則第
三条第七
項の規
定により
読み替え
られた第
八条の十

の九

開始した事業年度	事業年度(当該)	で同項
開始した事業年度又は連結事業年度	事業年度又は連結事業年度(当該)	で同項 で地方税法施行令改正令附則第五条第十四項の規定により読み

の九

開始した事業年度	事業年度(当該)	で同項
開始した事業年度又は連結事業年度	事業年度又は連結事業年度(当該)	で同項 で地方税法施行令改正令附則第五条第七項の規定により読み

<p>及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。</p>	<p>の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。</p>	
<p>附則第三 令改正令 税法施行 て、地方</p>	<p>の日</p>	<p>替えられた法（第四十八条の十一において「読替え後の法」という。）第三百二十八条の八第七項</p>

<p>及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。</p>	<p>の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。</p>	
<p>附則第三 令改正令 税法施行 て、地方</p>	<p>の日</p>	<p>替えられた法（第四十八条の十一において「読替え後の法」という。）第三百二十八条の八第七項</p>

条第十四
項の規定
により読
み替えら
れた第八
条の十六
の五中「
第五十三
条第七項
の適格合
併」とあ
るのは「
第三百二
十一条の
八第七項
の適格合
併」と、
「第五十
三条第七
項の規定
」とある
のは「第
三百二十

条第七項
の規定
により読
み替えら
れた第八
条の十六
の五中「
第五十三
条第七項
の適格合
併」とあ
るのは「
第三百二
十一条の
八第七項
の適格合
併」と、
「第五十
三条第七
項の規定
」とある
のは「第
三百二十

		第四十八 条の十一	
準用する。		法人について法	第八條の十六の七
て、地方	合におい 。この場 準用する	法人につ いて読替 え後の法	第一条の八 第七項の 規定」と 読み替え るものと する。
		第八條の 十六の七	地方税法 施行令改 正令附則 第三条第 十四項の 規定によ り読み替 えられた

		第四十八 条の十一	
準用する。		法人について法	第八條の十六の七
て、地方	合におい 。この場 準用する	法人につ いて読替 え後の法	第一条の八 第七項の 規定」と 読み替え るものと する。
		第八條の 十六の七	地方税法 施行令改 正令附則 第三条第 七項の 規定によ り読み替 えられた

令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄		第四欄
四年新法	第三百二 十一條の 八第七項	十年以内	前十年内事業年度	九年内 前九年内 事業年度
		同法第五十七條第一項		所得税法 等の一部 を改正す る法律（ 平成二十 七年法律 第九号） 附則第二 十七條第 一項の規 定により なお従前 の例によ ることと される場 合におけ る同法第

令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄		第四欄
四年新法	第三百二 十一條の 八第七項	十年以内	前十年内事業年度	九年内 前九年内 事業年度
		同法第五十七條第一項		所得税法 等の一部 を改正す る法律（ 平成二十 七年法律 第九号） 附則第二 十七條第 一項の規 定により なお従前 の例によ ることと される場 合におけ る同法第

	<p>同条第六項又は同法第五十八 条第一項</p>
<p>二条の規 定による 改正前の 法人税法 (以下こ の項にお いて「平 成二十七 年旧法人 税法」と いう。)</p>	<p>所得税法 等の一部 を改正す る法律(平 成二十七 年旧法人 税法)と いう。 第五十七 条第一項</p>

	<p>同条第六項又は同法第五十八 条第一項</p>
<p>二条の規 定による 改正前の 法人税法 (以下こ の項にお いて「平 成二十七 年旧法人 税法」と いう。)</p>	<p>所得税法 等の一部 を改正す る法律(平 成二十七 年旧法人 税法)と いう。 第五十七 条第一項</p>

<p>同条第二項</p>	<p>、同法</p>	
<p>（この項 （地方税 法施行令 の一部を</p>	<p>、読替え 後の法人 税法</p>	<p>り読み替 えられた 法人税法 （以下こ の項にお いて「読 替え後の 法人税法 」という 。第五 十七條第 六項</p>

<p>同条第二項</p>	<p>、同法</p>	
<p>（この項 （地方税 法施行令 の一部を</p>	<p>、読替え 後の法人 税法</p>	<p>り読み替 えられた 法人税法 （以下こ の項にお いて「読 替え後の 法人税法 」という 。第五 十七條第 六項</p>

次項	ついて同法	
施行令改	地方税法 法人税法 替え後の ついて読	改正する 政令（令 和二年政 令第二百 六十四号 。以下こ の条にお いて「地 方税法施 行令改正 令」とい う。）附 則第五条 第十五項 の規定に より読み 替えられ たこの項

次項	ついて同法	
施行令改	地方税法 法人税法 替え後の ついて読	改正する 政令（令 和二年政 令第二百 六十四号 。以下こ の条にお いて「地 方税法施 行令改正 令」とい う。）附 則第五条 第八項 の規定に より読み 替えられ たこの項

第三百二 十一条の 八第十項	第三百二 十一条の 八第八項	
第八項	十年	、前項
地方税法 施行令改 正令附則 第五条第 十五項の 規定によ	九年 地方税法 施行令改 正令附則 第十五項 の規定に より読み 替えられ た前項	正令附則 第五条第 十五項の 規定によ り読み替 えられた 次項

第三百二 十一条の 八第十項	第三百二 十一条の 八第八項	
第八項	十年	、前項
地方税法 施行令改 正令附則 第五条第 八項の 規定によ	九年 地方税法 施行令改 正令附則 第八項 の規定に より読み 替えられ た前項	正令附則 第五条第 八項の 規定によ り読み替 えられた 次項

	新令	
	第四十八 条の十一 の七	
	第八條の十六の三の規定は、	
改正令「地方税法施行令」	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条から第四十八條の十一の九まで及び第四十八條の十一の十一において「地方税法施行令改正令」	第八項 えられた り読み替

	新令	
	第四十八 条の十一 の七	
	第八條の十六の三の規定は、	
改正令「地方税法施行令」	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条から第四十八條の十一の九まで及び第四十八條の十一の十一において「地方税法施行令改正令」	第八項 えられた り読み替

という。
（附則第
三条第十
五項の規
定により
読み替え
られた第
八条の十
六の三の
規定は、
地方税法
施行令改
正令附則
第五条第
十五項の
規定によ
り読み替
えられた
法（第四
十八条の
十一の九
及び第四
十八条の

という。
（附則第
三条第八
項の規
定により
読み替え
られた第
八条の十
六の三の
規定は、
地方税法
施行令改
正令附則
第五条第
八項の
規定によ
り読み替
えられた
法（第四
十八条の
十一の九
及び第四
十八条の

	法人税法
十一の十一において「読替え後の法」という。	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第

	法人税法
十一の十一において「読替え後の法」という。	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第

<p>第四十八 条の十一 の八</p>	
	<p>において、</p>
<p>地方税法 施行令改 正令附則 第三条第 十五項の 規定によ り読み替 えられた 第八条の</p>	<p>二条の規 定による 改正前の 法人税法 において、 、地方税 法施行令 改正令附 則第三条 第十五項 の規定に より読み 替えられ た</p>

<p>第四十八 条の十一 の八</p>	
	<p>において、</p>
<p>地方税法 施行令改 正令附則 第三条第 八項の 規定によ り読み替 えられた 第八条の</p>	<p>二条の規 定による 改正前の 法人税法 において、 、地方税 法施行令 改正令附 則第三条 第八項 の規定に より読み 替えられ た</p>

<p>第四十八 条の十一 の九</p>	
	<p>中「添付した</p>
<p>第八條の十六の五</p>	<p>十六の四 中「読替 え後の法 第五十三 条第七項 に」とあ るのは「 読替え後 の法第三 百二十一 条の八第 七項に」 と、「添 付した</p>

<p>第四十八 条の十一 の九</p>	
	<p>中「添付した</p>
<p>第八條の十六の五</p>	<p>十六の四 中「読替 え後の法 第五十三 条第七項 に」とあ るのは「 読替え後 の法第三 百二十一 条の八第 七項に」 と、「添 付した</p>

及び同項の法人の合併等事業	の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。	同項に規定する前十年内事業年度	事業年度（当該	十年以内に開始した事業年度	十六の五
について	の日	読替後の法第二百一十一条の八第七項に規定する前九年内事業年度	事業年度又は連結事業年度（当該	九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度	十六の五

及び同項の法人の合併等事業	の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。	同項に規定する前十年内事業年度	事業年度（当該	十年以内に開始した事業年度	十六の五
について	の日	読替後の法第二百一十一条の八第七項に規定する前九年内事業年度	事業年度又は連結事業年度（当該	九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度	十六の五

年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。

準用する。
この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第十五項の規定により読み替えられた第八条の十六の五中「第五十三条第七項の適合併」とあるのは「第三百二十一条の八第七項の適合

年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度である場合において、被合併法人等十年前事業年度開始日が当該設立日以後であるときについて準用する。

準用する。
この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第八項の規定により読み替えられた第八条の十六の五中「第五十三条第七項の適合併」とあるのは「第三百二十一条の八第七項の適合

	<p>第四十八 条の十一 の十一</p>
	<p>第八條の十六の七</p>
<p>併」と、 「第五十 三条第七 項の規定 」とある のは「第 三百二十 一条の八 第七項の 規定」と 読み替え るものと する。</p>	<p>地方税法 施行令改 正令附則 第三条第 十五項の 規定によ り読み替 えられた 第八條の 十六の七</p>

	<p>第四十八 条の十一 の十一</p>
	<p>第八條の十六の七</p>
<p>併」と、 「第五十 三条第七 項の規定 」とある のは「第 三百二十 一条の八 第七項の 規定」と 読み替え るものと する。</p>	<p>地方税法 施行令改 正令附則 第三条第 八項の 規定によ り読み替 えられた 第八條の 十六の七</p>

法人について法	準用する。
法人について読替え後の法	準用する。 この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第十五項の規定により読み替えられた第八条の十六の七中「第五十三條第九項」とあるのは、「 第三百二十一條の

法人について法	準用する。
法人について読替え後の法	準用する。 この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第八項の規定により読み替えられた第八条の十六の七中「第五十三條第九項」とあるのは、「 第三百二十一條の

<p>新令第四十八条の十一の十七</p>	<p>略</p>	<p>地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「地方</p>	<p>16 四年新法第三百二十一条の八第十五項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の十六の規定の適用については、同条中「第八条の十九」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第十六項の規定により読み替えられた第八条の十九」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該）」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該）」とする。</p> <p>17 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る四年新法第三百二十一条の八第十八項に規定する加算対象被配賦欠損調整額についての同条第十七項及び新令第四十八条の十一の十七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>八第九項 「と読み替えるものとする。</p>
----------------------	----------	---	--	-------------------------------

<p>新令第四十八条の十一の十七</p>	<p>略</p>	<p>地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「地方</p>	<p>9 四年新法第三百二十一条の八第十五項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の十六の規定の適用については、同条中「第八条の十九」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第九項の規定により読み替えられた第八条の十九」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該）」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該）」とする。</p> <p>10 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る四年新法第三百二十一条の八第十八項に規定する加算対象被配賦欠損調整額についての同条第十七項及び新令第四十八条の十一の十七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>八第九項 「と読み替えるものとする。</p>
----------------------	----------	---	--	-------------------------------

<p>18) 四年新法第三百二十一条の八第二十一項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の二十一（次項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条中「第八条の十九の六」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第十八項の規定により読み替</p>	<p>準用する。</p>	<p>税法施行令改正令」という。附則第三条第十七項の規定により読み替えられた第八条の十九の二について地方税法施行令改正令附則第五条第十七項の規定により読み替えられた法</p>
<p>11) 四年新法第三百二十一条の八第二十一項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の二十一（次項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条中「第八条の十九の六」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第十一項の規定により読み替</p>	<p>準用する。</p>	<p>税法施行令改正令」という。附則第三条第十項の規定により読み替えられた第八条の十九の二について地方税法施行令改正令附則第五条第十項の規定により読み替えられた法</p>

えられた第八条の十九の六」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該）」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該）」とする。

19) 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る四年新法第三百二十一条の八第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
四年新法	第三百二十一条の八第十九項	同法第五十七条第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることと

えられた第八条の十九の六」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該）」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該）」とする。

12) 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る四年新法第三百二十一条の八第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
四年新法	第三百二十一条の八第十九項	同法第五十七条第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることと

<p>第三百二十八条の十一 第一項</p>	
(この項)	
<p>(地方税法施行令の一部を改正する政令(令</p>	<p>される場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法(第二十一項及び第二十二項において「平成二十七年旧法人税法」という。)第一項</p>
<p>第三百二十八条の十一 第一項</p>	
(この項)	
<p>(地方税法施行令の一部を改正する政令(令</p>	<p>される場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法(第二十一項及び第二十二項において「平成二十七年旧法人税法」という。)第一項</p>

とし、	法人税法第五十七条第一項	
とし、地	第一項 五十七條 人税法第 七年旧法 平成二十	和二年政 令第二百 六十四号 。以下こ の項及び 次項にお いて「地 方税法施 行令改正 令」とい う。附 則第五條 第十九項 の規定に より読み 替えられ たこの項

とし、	法人税法第五十七条第二項	
とし、地	第一項 五十七條 人税法第 七年旧法 平成二十	和二年政 令第二百 六十四号 。以下こ の項及び 次項にお いて「地 方税法施 行令改正 令」とい う。附 則第五條 第十二項 の規定に より読み 替えられ たこの項

	<p>第三百二 十一条の 八第二十 二項</p>	<p>第十九項の規定は</p>	<p>地方税法 施行令改 正令附則 第五条第 十九項の 規定によ り読み替 えられた</p>			<p>おける第十九項</p>	<p>おける同 条第十九 項の規定 により読 み替えら れた第十 九項</p>			<p>おける同 条第十九 項の規定 により読 み替えら れた第十 九項</p>	<p>方税法施 行令改正 令附則第 五条第十 九項の規 定により 読み替え られた</p>
	<p>第三百二 十一条の 八第二十 二項</p>	<p>第十九項の規定は</p>	<p>地方税法 施行令改 正令附則 第五条第 十二項の 規定によ り読み替 えられた</p>			<p>おける第十九項</p>	<p>おける同 条第十二 項の規定 により読 み替えら れた第十 九項</p>			<p>おける同 条第十二 項の規定 により読 み替えら れた第十 九項</p>	<p>方税法施 行令改正 令附則第 五条第十 二項の規 定により 読み替え られた</p>

	配賦欠損金控除額（	法人税法第五十七条第一項	場合（
第十九項の規定は	配賦欠損金控除額	平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項	場合（地方税法施行令改正令附則第五十条第九項の規定により読み替えられた

	配賦欠損金控除額（	法人税法第五十七条第一項	場合（
第十九項の規定は	配賦欠損金控除額	平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項	場合（地方税法施行令改正令附則第五十条第二項の規定により読み替えられた

	新令		
	第四十八 条の十一 の十九第 一項		
	第八條の十九の四第一項	につき	
令改正令 税法施行 て「地方 でにおい 二十一ま の十一の 四十八條 條から第 以下この 十四号。 第二百六 二年政令 令（令和 正する政 一部を改 施行令の 地方税法 れた	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和 二年政令 第二百六 十四号。 以下この 條から第 四十八條 の十一の 二十一ま でにおい て「地方 税法施行 令改正令	につ き同	條第十九 項の規定 により読 み替えら れた

	新令		
	第四十八 条の十一 の十九第 一項		
	第八條の十九の四第一項	につき	
令改正令 税法施行 て「地方 でにおい 二十一ま の十一の 四十八條 條から第 以下この 十四号。 第二百六 二年政令 令（令和 正する政 一部を改 施行令の 地方税法 れた	地方税法 施行令の 一部を改 正する政 令（令和 二年政令 第二百六 十四号。 以下この 條から第 四十八條 の十一の 二十一ま でにおい て「地方 税法施行 令改正令	につ き同	條第十二 項の規定 により読 み替えら れた

	規定は、法
「という 。 附則 第三条第 十九項の 規定によ り読み替 えられた 第八条の 十九の四 第一項	規定は、 地方税法 施行令改 正令附則 第五条第 十九項の 規定によ り読み替 えられた 法（以下 この項及 び第四十 八条の十

	規定は、法
「という 。 附則 第三条第 十二項の 規定によ り読み替 えられた 第八条の 十九の四 第一項	規定は、 地方税法 施行令改 正令附則 第五条第 十二項の 規定によ り読み替 えられた 法（以下 この項及 び第四十 八条の十

	法人について法	準用する。
一の二十 一におい て「読替 え後の法 」という 。」	法人につ いて読替 え後の法	準用する。 。この場 合におい て、地方 税法施行 令改正令 附則第三 条第十九 項の規定 により読 み替えら れた第八 条の十九 の四第一

	法人について法	準用する。
一の二十 一におい て「読替 え後の法 」という 。」	法人につ いて読替 え後の法	準用する。 。この場 合におい て、地方 税法施行 令改正令 附則第三 条第十二 項の規定 により読 み替えら れた第八 条の十九 の四第一

第四十八	第四十八 条の十一 の二十	
第八條の十九の六	第八條の十九の五	
地方税法 十九の五	地方税法 施行令改 正令附則 第三條第 十九項の 規定によ り読み替 えられた 第八條の 十九の五	項中「第 五十三條 第二十項 」とある のは、「 第三百二 十一條の 八第二十 項」と読 み替える ものとす る。

第四十八	第四十八 条の十一 の二十	
第八條の十九の六	第八條の十九の五	
地方税法 十九の五	地方税法 施行令改 正令附則 第三條第 十二項の 規定によ り読み替 えられた 第八條の 十九の五	項中「第 五十三條 第二十項 」とある のは、「 第三百二 十一條の 八第二十 項」と読 み替える ものとす る。

条の十一
の二十一

	開始した事業年度	事業年度（当該	で同項
施行令改正令附則 第三条第 十九項の 規定によ り読み替 えられた 第八条の 十九の六	開始した 事業年度 又は連結 事業年度	事業年度 又は連結 事業年度 （当該	で読替え 後の法第 三百二十 一条の八 第二十一 項

条の十一
の二十一

	開始した事業年度	事業年度（当該	で同項
施行令改正令附則 第三条第 十二項の 規定によ り読み替 えられた 第八条の 十九の六	開始した 事業年度 又は連結 事業年度	事業年度 又は連結 事業年度 （当該	で読替え 後の法第 三百二十 一条の八 第二十一 項

準用する。

準用する。
。この場
合におい
て、地方
税法施行
令改正令
附則第三
条第十九
項の規定
により読
み替えら
れた第八
条の十九
の六中「
第五十三
条第二十
一項の適
格合併」
とあるの
は「第三
百二十一
条の八第
二十一項

準用する。

準用する。
。この場
合におい
て、地方
税法施行
令改正令
附則第三
条第十二
項の規定
により読
み替えら
れた第八
条の十九
の六中「
第五十三
条第二十
一項の適
格合併」
とあるの
は「第三
百二十一
条の八第
二十一項

	<p>の適格合 併」と、 「第五十 三条第二 十一項の 規定」と あるのは 「第三百 二十一 条の八第 二 十一項の 規定」と 読み替え るものと する。</p>
<p>20 四年新法第三百二十一条の八第二十四項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の二十四の規定の適用については、同条中「第八条の二十二」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第二十項の規定により読み替えられた第八条の二十二」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該」とする。</p>	

	<p>の適格合 併」と、 「第五十 三条第二 十一項の 規定」と あるのは 「第三百 二十一 条の八第 二 十一項の 規定」と 読み替え るものと する。</p>
<p>13 四年新法第三百二十一条の八第二十四項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の二十四の規定の適用については、同条中「第八条の二十二」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第十三項の規定により読み替えられた第八条の二十二」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該」とする。</p>	

21| 平成二十七年改正法附則第十六条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十七年改正法附則第一条第九号の二に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成二十七年旧法」という。）第三百二十一条の八第十二項第一号に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を同号に規定する加算された金額とみなして平成二十七年旧法第三百二十一条の八第十二項の規定を適用し、当該金額を平成二十七年改正法附則第七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十年改正法令第一条の規定による改正前の地方税法施行令第八条の二十第一項に規定する金額とみなして平成二十七年改正法附則第十六条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十年改正法令第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下この条において「平成三十年旧令」という。）第四十八条の十一の九第一項の規定を適用する。

22| 四年新法第三百二十一条の八第二十八項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の二十八の規定の適用については、同条中「第九条」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第二十二項の規定により読み替えられた第九条」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該」とする。

14| 平成二十七年改正法附則第十六条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十七年改正法附則第一条第九号の二に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成二十七年旧法」という。）第三百二十一条の八第十二項第一号に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を同号に規定する加算された金額とみなして平成二十七年旧法第三百二十一条の八第十二項の規定を適用し、当該金額を平成二十七年改正法附則第七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十八年改正法令第一条の規定による改正前の地方税法施行令第八条の二十第一項に規定する金額とみなして平成二十七年改正法附則第十六条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十八年改正法令第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下この条において「平成二十八年旧令」という。）第四十八条の十一の九第一項の規定を適用する。

15| 四年新法第三百二十一条の八第二十八項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十一の二十八の規定の適用については、同条中「第九条」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第十五項」の規定により読み替えられた第九条」と、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該」とする。

23| 略

24| 改正法附則第十三条第四項において準用する四年新法第三百二十一条の八第三項の規定の適用がある場合における四年新法第三百二十一条の八第三十項並びに附則第八条第三項及び第四項並びに附則第八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第八条第三項及び第四項	第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二十一条の八第三項	第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二十一条の八第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）
略		

25| 改正法附則第十三条第四項において準用する四年新法第三百二十一条の八第三項に規定する政令で定める額は、新令第四十八条の十一の二（新令附則第五条の二の四第五項及び第七項並びに附則第五条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。第三十一項において同じ。）に規定する金額とする。

26| 及び27| 略

16| 略

17| 改正法附則第十三条第四項において準用する四年新法第三百二十一条の八第三項の規定の適用がある場合における四年新法第三百二十一条の八第三十項及び附則第八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

18| 改正法附則第十三条第四項において準用する四年新法第三百二十一条の八第三項に規定する政令で定める額は、新令第四十八条の十一の二（新令附則第五条の三）の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十四項において同じ。）に規定する金額とする。

19| 及び20| 略

28| 平成二十七年旧法第三百二十一条の八第五項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第三百二十一条の八第五項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成二十七年改正法附則第七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十年改正令 第一条の規定による改正前の地方税法施行令第八条の十三第一項に規定する金額とみなして平成三十年旧令 第四十八条の十一の二第一項の規定を適用する。

29| 略

30| 改正法附則第十三条第五項において準用する四年新法第三百二十一条の八第三項の規定の適用がある場合における四年新法第三百二十一条の八第三十項並びに附則第八条第三項及び第四項並びに附則第八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第八条第三項及び第四項	第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二十一条の八第三項	第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二十一条の八第三項（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第五項において準用する場合を含む）
	略	略

21| 平成二十七年旧法第三百二十一条の八第五項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第三百二十一条の八第五項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成二十七年改正法附則第七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十八年改正令 第一条の規定による改正前の地方税法施行令第八条の十三第一項に規定する金額とみなして平成二十八年旧令 第四十八条の十一の二第一項の規定を適用する。

22| 略

23| 改正法附則第十三条第五項において準用する四年新法第三百二十一条の八第三項の規定の適用がある場合における四年新法第三百二十一条の八第三十項及び附則第八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	略
---	---

<p>31) 略</p> <p>33) 略</p> <p>34) 平成二十七年旧法第三百二十一条の八第九項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第三百二十一条の八第九項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成二十七年改正法附則第七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十年改正令 第一条の規定による改正前の地方税法施行令第八条の十七第一項に規定する金額とみなして平成三十年旧令 第四十八条の十一の六第一項の規定を適用する。</p>	<p>35) 略</p> <p>36) 改正法附則第十三条第六項において準用する四年新法第三百二十一条の八第二十六項の規定の適用がある場合における四年新法第三百二十一条の八第三十項並びに附則第八条第三項及び第四項並びに附則第八条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>附則第八条第 三項及び第四 項</p> <p>第二十六項の 略</p> <p>第二十六項（地方税法等 の一部を改正する法律（ 令和二年法律第五号）附</p>
	<p>む。以下この項において 同(ア)。</p>	<p>略</p>

<p>24) 略</p> <p>26) 略</p>	<p>27) 平成二十七年旧法第三百二十一条の八第九項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第三百二十一条の八第九項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成二十七年改正法附則第七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十八年改正令 第一条の規定による改正前の地方税法施行令第八条の十七第一項に規定する金額とみなして平成二十八年旧令第四十八条の十一の六第一項の規定を適用する。</p>	<p>28) 略</p> <p>29) 改正法附則第十三条第六項において準用する四年新法第三百二十一条の八第二十六項の規定の適用がある場合における四年新法第三百二十一条の八第三十項及び附則第八条の二 の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる四年新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

略	略
	則第十三条第六項において準用する場合を含む。 以下この項において同じ。

37] 改正法附則第十三条第六項において準用する四年新法第三百二十一条の八第二十六項に規定する政令で定める額は、新令第四十八条の十一の二十五（新令附則第五条の二の四第五項及び第七項並びに附則第五条の三）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する金額とする。

38] 及び 39] 略

40] 平成二十七年旧法第三百二十一条の八第十五項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第三百二十一条の八第十五項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成二十七年改正法附則第七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十年改正令 第一条の規定による改正前の地方税法施行令第八条の二十三第一項に規定する金額とみなして平成三十年旧令 第四十八条の十一の十二第一項の規定を適用する。

41] 法人の施行日以後事業年度開始の日前三年以内に開始した連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

略	略

30] 改正法附則第十三条第六項において準用する四年新法第三百二十一条の八第二十六項に規定する政令で定める額は、新令第四十八条の十一の二十五（新令附則第五条の三）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する金額とする。

31] 及び 32] 略

33] 平成二十七年旧法第三百二十一条の八第十五項に規定する法人税額について四年新措置法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を平成二十七年旧法第三百二十一条の八第十五項に規定する加算された金額とみなして同項の規定を適用し、当該金額を平成二十七年改正法附則第七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十八年改正令 第一条の規定による改正前の地方税法施行令第八条の二十三第一項に規定する金額とみなして平成二十八年旧令 第四十八条の十一の十二第一項の規定を適用する。

34] 法人の施行日以後事業年度開始の日前三年以内に開始した連結事業年度がある場合における新令第四十八条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

れ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	略
道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に	道府県民税の控除限度額（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「地方税法施行令改正令」という。） <u>附則第三条第四十一項</u> の規定により読み替えられた第九条の七第二項に規定する道府県民税の控除限度額をいう。以下この条において同じ。）及び市町村民税の控除限度額（地方税法施行令改正令 <u>附則第三条第四十一項</u> の規定により読み替えられた第九条第七項に規定する市町村民税の控除限度額をいう。以下この条において同じ。）の合計額に

れ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	略
道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に	道府県民税の控除限度額（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「地方税法施行令改正令」という。） <u>附則第三条第三十四項</u> の規定により読み替えられた第九条の七第二項に規定する道府県民税の控除限度額をいう。以下この条において同じ。）及び市町村民税の控除限度額（地方税法施行令改正令 <u>附則第三条第三十四項</u> の規定により読み替えられた第九条第七項に規定する市町村民税の控除限度額をいう。以下この条において同じ。）の合計額に

により控除する	並びに法	第四百四十四条の二の規定並びに	の事業年度において	前三年内事業年度
並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和二	二項の規定並びに法	並びに所得税法等改正法第四条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号ハに掲げる改正規定に限る。）による改正前の地方税法第十二条第二項の規定並びに法	の事業年度又は連結事業年度において	前三年内事業年度等（地方税法施行令改正令附則第三条第四十一項の規定により読み替えられた第九条の七第二項に規定する前三年内事業年度等という。以下この条において同じ。）

により控除する	並びに法	第四百四十四条の二の規定並びに	の事業年度において	前三年内事業年度
並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和二	二項の規定並びに法	並びに所得税法等改正法第四条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号ハに掲げる改正規定に限る。）による改正前の地方税法第十二条第二項の規定並びに法	の事業年度又は連結事業年度において	前三年内事業年度等（地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第九条の七第二項に規定する前三年内事業年度等という。以下この条において同じ。）

		第八項			
		もの 前三年内事業年度 により控除する	もの 前三年内事業年度等 又は旧法第三百二十一条 の八第二十六項の規定に より控除する	又は連結事業年度のもの 除する	年法律第五号) 附則第一 条第五号に掲げる規定に よる改正前の地方税法(八 第八項及び第二十項にお いて「旧法」という。) 第五十三条第二十六項及 び第三百二十一条の八第 二十六項の規定により控 除する
	国税の控除余裕額、道府 県民税の控除余裕額又は 市町村民税の控除余裕額	国税の控除余裕額、道府 県民税の控除余裕額又は 市町村民税の控除余裕額	国税の控除余裕額(地方 税法施行令改正令附則第 三条第四十一項の規定に より読み替えられた第九 条の七第七項に規定する 国税の控除余裕額をいう 。以下この項において同 じ。)、道府県民税の控 除余裕額(地方税法施行		
		第八項			
		もの 前三年内事業年度 により控除する	もの 前三年内事業年度等 又は旧法第三百二十一条 の八第二十六項の規定に より控除する	又は連結事業年度のもの 除する	年法律第五号) 附則第一 条第五号に掲げる規定に よる改正前の地方税法(八 第八項及び第二十項にお いて「旧法」という。) 第五十三条第二十六項及 び第三百二十一条の八第 二十六項の規定により控 除する
	国税の控除余裕額、道府 県民税の控除余裕額又は 市町村民税の控除余裕額	国税の控除余裕額、道府 県民税の控除余裕額又は 市町村民税の控除余裕額	国税の控除余裕額(地方 税法施行令改正令附則第 三条第三十四項の規定に より読み替えられた第九 条の七第七項に規定する 国税の控除余裕額をいう 。以下この項において同 じ。)、道府県民税の控 除余裕額(地方税法施行		

	<p>令改正令附則第三条第四十一項の規定により読み替えられた第九条の七第七項に規定する道府県民税の控除余裕額をいう。以下この項において同じ。</p> <p>。又は市町村民税の控除余裕額（地方税法施行令改正令附則第三条第四十一項の規定により読み替えられた第九条の七第七項に規定する市町村民税の控除余裕額をいう。以下この条において同じ。</p>
<p>この項の規定に</p>	<p>のものの</p> <p>又は連結事業年度のもの</p> <p>地方税法施行令改正令附則第五条第四十一項の規定により読み替えられたこの項の規定又は地方税法施行令改正令による改正前の地方税法施行令第四十八条の十三第九項の</p>

	<p>令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第九条の七第七項に規定する道府県民税の控除余裕額をいう。以下この項において同じ。</p> <p>。又は市町村民税の控除余裕額（地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第九条の七第七項に規定する市町村民税の控除余裕額をいう。以下この条において同じ。</p>
<p>この項の規定に</p>	<p>のものの</p> <p>又は連結事業年度のもの</p> <p>地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられたこの項の規定又は地方税法施行令改正令による改正前の地方税法施行令第四十八条の十三第九項の</p>

第九項		第九項第一号
以後	第二項	各事業年度の 合併前三年内事業年度 をいい を除くもの とする
規定に	又は連結事業年度以後 地方税法施行令改正令附 則第五条第四十一項の規 定により読み替えられた 第二項	各事業年度又は各連結事 業年度の 合併前三年内事業年度等 をいい 又は各連結事業年度をい い 又は連結事業年度を除く もの とし、これらの連結事業 年度のうちに当該被合併 法人又は当該被合併法人 との間に連結完全支配関 係（四年旧法人税法第二 条第十二号の七の七に規 定する連結完全支配関係 をいう。次号において同 じ。）がある他の連結法 人（四年旧法人税法第二

第九項		第九項第一号
以後	第二項	各事業年度の 合併前三年内事業年度 をいい を除くもの とする
規定に	又は連結事業年度以後 地方税法施行令改正令附 則第五条第三十四項の規 定により読み替えられた 第二項	各事業年度又は各連結事 業年度の 合併前三年内事業年度等 をいい 又は各連結事業年度をい い 又は連結事業年度を除く もの とし、これらの連結事業 年度のうちに当該被合併 法人又は当該被合併法人 との間に連結完全支配関 係（四年旧法人税法第二 条第十二号の七の七に規 定する連結完全支配関係 をいう。次号において同 じ。）がある他の連結法 人（四年旧法人税法第二

第十項		
前項	前項後段	
略		
則第五条第四十一項の規	前項後段	<p>条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。次号において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得（四年旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。次号において同じ。）の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとす</p>
地方税法施行令改正令附	前項後段	<p>地方税法施行令改正令附則第五条第四十一項の規定により読み替えられた</p>

第十項		
前項	前項後段	
略		
則第五条第三十四項の規	前項後段	<p>条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。次号において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得（四年旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。次号において同じ。）の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとす</p>
地方税法施行令改正令附	前項後段	<p>地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた</p>

第十三項	第九項	定める事業年度	第十項各号	合併前三年内事業年度	第八項	以後	第九項	略	分割等前三年内事業年度の区分	分割等前三年内事業年度の区分
									の控除限度超過額と	又は連結事業年度の控除限度超過額と
第九項	地方税法施行令改正令附則第五条第四十一項の規定により読み替えられた第九項	事業年度	項各号	合併前三年内事業年度等	同条第四十一項の規定により読み替えられた第八項	又は連結事業年度以後	第九項	地方税法施行令改正令附則第五条第四十一項の規定により読み替えられた第九項	又は連結事業年度の控除限度超過額と	分割等前三年内事業年度の区分

第十三項	第九項	定める事業年度	第十項各号	合併前三年内事業年度	第八項	以後	第九項	略	分割等前三年内事業年度の区分	分割等前三年内事業年度の区分
									の控除限度超過額と	又は連結事業年度の控除限度超過額と
第九項	地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた第九項	事業年度	項各号	合併前三年内事業年度等	同条第三十四項の規定により読み替えられた第八項	又は連結事業年度以後	第九項	地方税法施行令改正令附則第五条第三十四項の規定により読み替えられた第九項	又は連結事業年度の控除限度超過額と	分割等前三年内事業年度の区分

第十四項										
以後	第八項	分割等前三年内事業年度	第十一項各号	定める事業年度	第九項	事業年度開始の日	各事業年度	法人三年前事業年度開始日	合併前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度
又は連結事業年度以後	同条第四十一項の規定により読み替えられた第八項	分割等前三年内事業年度等	同条第四十一項の規定により読み替えられた第十一項各号	定める事業年度又は連結事業年度	第九項	事業年度又は連結事業年度開始の日	各事業年度又は各連結事業年度	法人三年前事業年度等開始日	合併前三年内事業年度等	分割等前三年内事業年度

第十四項										
以後	第八項	分割等前三年内事業年度	第十一項各号	定める事業年度	第九項	事業年度開始の日	各事業年度	法人三年前事業年度開始日	合併前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度
又は連結事業年度以後	同条第三十四項の規定により読み替えられた第八項	分割等前三年内事業年度等	同条第三十四項の規定により読み替えられた第十一項各号	定める事業年度又は連結事業年度	第九項	事業年度又は連結事業年度開始の日	各事業年度又は各連結事業年度	法人三年前事業年度等開始日	合併前三年内事業年度等	分割等前三年内事業年度

第十六項		略	第十五項第二号							
各事業年度	第九項		第八項後段	分割等前三年内事業年度	第十項	事業年度と	被合併法人等三年前事業年度開始日	被合併法人等三年前内事業年度	被合併法人等三年前内事業年度	等
各事業年度又は各連結事業年度	第九項	略	第八項後段	分割等前三年内事業年度	第十項	事業年度又は連結事業年度と	被合併法人等三年前事業年度開始日	被合併法人等三年前内事業年度	等	地方税法施行令改正令附則第五條第四十一項の規定により読み替えられた第九項
各事業年度又は各連結事業年度	第九項	略	第八項後段	分割等前三年内事業年度	第十項	事業年度又は連結事業年度と	被合併法人等三年前事業年度開始日	被合併法人等三年前内事業年度	等	地方税法施行令改正令附則第五條第四十一項の規定により読み替えられた第九項

第十六項		略	第十五項第二号							
各事業年度	第九項		第八項後段	分割等前三年内事業年度	第十項	事業年度と	被合併法人等三年前事業年度開始日	被合併法人等三年前内事業年度	被合併法人等三年前内事業年度	等
各事業年度又は各連結事業年度	第九項	略	第八項後段	分割等前三年内事業年度	第十項	事業年度又は連結事業年度と	被合併法人等三年前事業年度開始日	被合併法人等三年前内事業年度	等	地方税法施行令改正令附則第五條第三十四項の規定により読み替えられた第九項
各事業年度又は各連結事業年度	第九項	略	第八項後段	分割等前三年内事業年度	第十項	事業年度又は連結事業年度と	被合併法人等三年前事業年度開始日	被合併法人等三年前内事業年度	等	地方税法施行令改正令附則第五條第三十四項の規定により読み替えられた第九項

		第二十二項		第十八項							
開始した各事業年度	以後	前項	以後	略	各事業年度の	、第九項	分割等前三年内事業年度	第二項	以後	が第九項	業年度
開始した各事業年度又は 前項	開始した各事業年度又は 前項	地方税法施行令改正令附 則第五條第四十一項の規 定により読み替えられた 前項	又は連結事業年度以後	又は連結事業年度以後	各事業年度又は各連結事 業年度の	、同條第四十一項の規定 により読み替えられた第 九項	分割等前三年内事業年度 等	同條第四十一項の規定に より読み替えられた第二 項	又は連結事業年度以後	が地方税法施行令改正令 附則第五條第四十一項の 規定により読み替えられ た第九項	業年度

		第二十二項		第十八項							
開始した各事業年度	以後	前項	以後	略	各事業年度の	、第九項	分割等前三年内事業年度	第二項	以後	が第九項	業年度
開始した各事業年度又は 前項	開始した各事業年度又は 前項	地方税法施行令改正令附 則第五條第三十四項の規 定により読み替えられた 前項	又は連結事業年度以後	又は連結事業年度以後	各事業年度又は各連結事 業年度の	、同條第三十四項の規定 により読み替えられた第 九項	分割等前三年内事業年度 等	同條第三十四項の規定に より読み替えられた第二 項	又は連結事業年度以後	が地方税法施行令改正令 附則第五條第三十四項の 規定により読み替えられ た第九項	業年度

第二十三項		略					第二十二項	各連結事業年度
以後の	第二十一項	前項	以後の	第二十項	合併前三年内事業年度の 控除未済外国法人税等額	合併前三年内事業年度の 区分	定める事業年度	
又は連結事業年度以後の	第二十一項	地方税法施行令改正令附 則第五條第四十一項の規 定により読み替えられた 第二十一項	又は連結事業年度以後の	同條第四十一項の規定に より読み替えられた第二 十項	合併前三年内事業年度等 の控除未済外国法人税等 額	合併前三年内事業年度等 の区分	定める事業年度又は連結 事業年度	

第二十三項		略					第二十二項	各連結事業年度
以後の	第二十一項	前項	以後の	第二十項	合併前三年内事業年度の 控除未済外国法人税等額	合併前三年内事業年度の 区分	定める事業年度	
又は連結事業年度以後の	第二十一項	地方税法施行令改正令附 則第五條第三十四項の規 定により読み替えられた 第二十一項	又は連結事業年度以後の	同條第三十四項の規定に より読み替えられた第二 十項	合併前三年内事業年度等 の控除未済外国法人税等 額	合併前三年内事業年度等 の区分	定める事業年度又は連結 事業年度	

第二十四項																		
略																		
被合併法人等三年前事業 業年度	被合併法人等前三年内事 業年度	分割等前三年内事業年度	合併前三年内事業年度	業年度開始日	所得等申告法人三年前事 業年度開始日	各事業年度	事業年度開始の日	事業年度又は連結事業年 度開始の日	各事業年度又は各連結事 業年度	所得等申告法人三年前事 業年度等開始日	分割等前三年内事業年度 等	被合併法人等前三年内事 業年度等	被合併法人等三年前事業	第二十四項	分割等前三年内事業年度 の控除未済外国法人税等 額	分割等前三年内事業年度 の控除未済外国法人税等 額	同条第四十一項の規定に より読み替えられた第二 十項	同条第四十一項の規定に より読み替えられた第二 十項
被合併法人等三年前事業 業年度	被合併法人等前三年内事 業年度	分割等前三年内事業年度	合併前三年内事業年度	業年度開始日	所得等申告法人三年前事 業年度開始日	各事業年度	事業年度開始の日	事業年度又は連結事業年 度開始の日	各事業年度又は各連結事 業年度	所得等申告法人三年前事 業年度等開始日	分割等前三年内事業年度 等	被合併法人等前三年内事 業年度等	被合併法人等三年前事業	第二十四項	分割等前三年内事業年度 の控除未済外国法人税等 額	分割等前三年内事業年度 の控除未済外国法人税等 額	同条第四十一項の規定に より読み替えられた第二 十項	同条第四十一項の規定に より読み替えられた第二 十項

第二十四項																		
略																		
被合併法人等三年前事業 業年度	被合併法人等前三年内事 業年度	分割等前三年内事業年度	合併前三年内事業年度	業年度開始日	所得等申告法人三年前事 業年度開始日	各事業年度	事業年度開始の日	事業年度又は連結事業年 度開始の日	各事業年度又は各連結事 業年度	所得等申告法人三年前事 業年度等開始日	分割等前三年内事業年度 等	被合併法人等前三年内事 業年度等	被合併法人等三年前事業	第二十四項	分割等前三年内事業年度 の控除未済外国法人税等 額	分割等前三年内事業年度 の控除未済外国法人税等 額	同条第三十四項の規定に より読み替えられた第二 十項	同条第三十四項の規定に より読み替えられた第二 十項
被合併法人等三年前事業 業年度	被合併法人等前三年内事 業年度	分割等前三年内事業年度	合併前三年内事業年度	業年度開始日	所得等申告法人三年前事 業年度開始日	各事業年度	事業年度開始の日	事業年度又は連結事業年 度開始の日	各事業年度又は各連結事 業年度	所得等申告法人三年前事 業年度等開始日	分割等前三年内事業年度 等	被合併法人等前三年内事 業年度等	被合併法人等三年前事業	第二十四項	分割等前三年内事業年度 の控除未済外国法人税等 額	分割等前三年内事業年度 の控除未済外国法人税等 額	同条第三十四項の規定に より読み替えられた第二 十項	同条第三十四項の規定に より読み替えられた第二 十項

		第二十八項		第二十六項					
分割等前三年内事業年度	第二十項	以後	が第二十一項	各事業年度	第二十一項	略	前二項	とみなし	年度開始日
分割等前三年内事業年度	第十項	又は連結事業年度以後	が地方税法施行令改正令附則第五條第四十一項の規定により読み替えられた第二十一項	各事業年度又は各連結事業年度	地方税法施行令改正令附則第五條第四十一項の規定により読み替えられた第二十一項		前二項	又は連結事業年度とみなし	年度等開始日

		第二十八項		第二十六項					
分割等前三年内事業年度	第二十項	以後	が第二十一項	各事業年度	第二十一項	略	前二項	とみなし	年度開始日
分割等前三年内事業年度	第十項	又は連結事業年度以後	が地方税法施行令改正令附則第五條第三十四項の規定により読み替えられた第二十一項	各事業年度又は各連結事業年度	地方税法施行令改正令附則第五條第三十四項の規定により読み替えられた第二十一項		前二項	又は連結事業年度とみなし	年度等開始日

第三十項	第二項	各事業年度の 業年度の	、第二十一項 、同条第四十一項の規定 により読み替えられた第 二十一項	等
	以後の各事業年度	各事業年度又は各連結事 業年度の	地方税法施行令改正令附 則第五条第四十一項の規 定により読み替えられた 第二項	又は連結事業年度以後の 各事業年度又は各連結事 業年度

(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正)

第七條の三 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令第三百三十三号) 附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令(平成二十年政令第五百四十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第四号中「第五十五条の四第一項」、「第七十二条の三十

第三十項	第二項	各事業年度の 業年度の	、第二十一項 、同条第三十四項の規定 により読み替えられた第 二十一項	等
	以後の各事業年度	各事業年度又は各連結事 業年度の	地方税法施行令改正令附 則第五条第三十四項の規 定により読み替えられた 第二項	又は連結事業年度以後の 各事業年度又は各連結事 業年度

九の四第一項」及び「第三百二十一条の十一の三第一項」を削る。

(地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第七条の四
略

(地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第七条の三
略

第四条による改正（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第百八号））

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第五十七条の五の二第七号及び第八号を次のように改める。</p> <p>七 自動車税</p> <p>八 法人の市町村民税</p> <p>第五十七条の五の二に次の二号を加える。</p> <p>九 軽自動車税の環境性能割</p> <p>十 事業所税</p> <p>（後略）</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、令和五年一月一日から施行する。ただし、地方税法施行令附則第三十九条を削り、同令附則第四十条を同令附則第三十九条とする改正規定は同年四月一日から、同令第四十七条の三第一号の改正規定及び次項の規定は、令和六年一月一日から施行する。</p>	<p>地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第五十七条の五の二第七号及び第八号を次のように改める。</p> <p>七 自動車税の種別割</p> <p>八 法人の市町村民税</p> <p>第五十七条の五の二に次の四号を加える。</p> <p>九 固定資産税</p> <p>十 軽自動車税の種別割</p> <p>十一 事業所税</p> <p>十二 都市計画税</p> <p>（後略）</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、地方税法施行令第四十七条の三第一号の改正規定及び次項の規定は、令和六年一月一日から施行する。</p>

<p style="text-align: center;">(市町村民税に関する経過措置)</p> <p style="text-align: center;">2</p> <p>この政令による改正後の地方税法施行令 の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年 度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市 町村民税については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">(市町村民税に関する経過措置)</p> <p style="text-align: center;">2</p> <p>この政令による改正後の地方税法施行令(次項において「新令」とい う。)の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年 度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市 町村民税については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">(特定徴収金に関する経過措置)</p> <p style="text-align: center;">3</p> <p>新令第五十七条の五の二(第七号、第九号、第十号及び第十二号に係 る部分に限る。)の規定は、令和五年度以後の年度分の地方税に係る地 方税法第七百四十七条の五の二第二項に規定する特定徴収金について適 用する。</p>
--	---

第五条による改正（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号））

<p>改 正 後</p>	<p>（特定外国配当等に係る地方税法の適用に関する特例）</p> <p>第二条の四 略</p> <p>2 法第三条の二の二第四項の規定の適用がある場合における地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 212 790 369"> <p>第七条の十 一 第一項及び 第三項並びに 附則第四 条第十項 第一号、第 四号の二第 九項第一号</p> </td> <td data-bbox="159 380 790 705"> <p>又は山林所得金額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 716 790 1086"> <p>若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p> </td> <td data-bbox="159 716 790 1086"> <p>略</p> </td> </tr> </table>	<p>第七条の十 一 第一項及び 第三項並びに 附則第四 条第十項 第一号、第 四号の二第 九項第一号</p>	<p>又は山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p>	<p>略</p>
<p>第七条の十 一 第一項及び 第三項並びに 附則第四 条第十項 第一号、第 四号の二第 九項第一号</p>	<p>又は山林所得金額</p>					
<p>若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p>	<p>略</p>					
<p>改 正 前</p>	<p>（特定外国配当等に係る地方税法の適用に関する特例）</p> <p>第二条の四 略</p> <p>2 法第三条の二の二第四項の規定の適用がある場合における地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 1164 790 1321"> <p>第七条の十 一 並 びに附則第 四号第十項 第一号、第 四号の二第 九項第一号 第十八条 の五第七項 第一号、第 十八号の六</p> </td> <td data-bbox="159 1332 790 1657"> <p>又は山林所得金額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1668 790 2038"> <p>若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p> </td> <td data-bbox="159 1668 790 2038"> <p>略</p> </td> </tr> </table>	<p>第七条の十 一 並 びに附則第 四号第十項 第一号、第 四号の二第 九項第一号 第十八条 の五第七項 第一号、第 十八号の六</p>	<p>又は山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p>	<p>略</p>
<p>第七条の十 一 並 びに附則第 四号第十項 第一号、第 四号の二第 九項第一号 第十八条 の五第七項 第一号、第 十八号の六</p>	<p>又は山林所得金額</p>					
<p>若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額</p>	<p>略</p>					

第十二項第 十八條の六 、第	第七條の十 一第一項及 び第三項並 びに附則第 四條第十項 第一號、第 四條の二第 九項第一號	略	4 法第三條の二の二第六項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	3 略 第十二項第 一號及び第 十八條の七 の二第四項 第一號
	又は山林所得金額	略		
	若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額			

第十二項第 十八條の六 第一號、第 の五第七項 、第十八條	第七條の十 一 並 びに附則第 四條第十項 第一號、第 四條の二第 九項第一號	略	4 法第三條の二の二第六項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	3 略 第十二項第 一號及び第 十八條の七 の二第四項 第一號
	又は山林所得金額	略		
	若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額			

一号及び第十八条の七の二第四項 第一号	5 略	6 法第三条の二の二第十項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第四十八条の五の三第一項及び第三項並びに附則第四条第十八項第一号、第四条の二第十七項第一号	又は山林所得金額	略	若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額	第十八条の六第二十八
------------------------	--------	---	---	----------	---	--	------------

一号及び第十八条の七の二第四項 第一号	5 略	6 法第三条の二の二第十項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第四十八条の五の二並びに附則第四条第十八項第一号、第四条の二第十七項第一号、第十八条の五第十九項第一号、第十八条の六第二十八	又は山林所得金額	略	若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額	第十八条の六第二十八
------------------------	--------	---	--	----------	---	--	------------

項第一号及び第十八条の七の二第十二項第一号		
7 略 8 法第三条の二の二第十二項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第四十八条の五の三第一項及び第三項並びに附則第四条第十八項第一号、第四条の二第十二項第一号	又は山林所得金額 若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額
第十八条の		

項第一号及び第十八条の七の二第十二項第一号		
7 略 8 法第三条の二の二第十二項の規定の適用がある場合における地方税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第四十八条の五の二並びに附則第四条第十八項第一号、第四条の二第十二項第一号、第十八条の五第十九項第一号、第十八条の	又は山林所得金額 若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額
第十八条の		

六第二十八
項第一号及
び第十八条
の七の二第
十二項第一
号

六第二十八
項第一号及
び第十八条
の七の二第
十二項第一
号

<p>改 正 後</p>	<p>(高額療養費算定基準額) 第四十二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第四十一条第三項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 被保険者及びその被扶養者の全てが療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第四十三条の三第二項第六号において同じ。）に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（同法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「八十万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）</p>
<p>改 正 前</p>	<p>(高額療養費算定基準額) 第四十二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第四十一条第三項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 被保険者及びその被扶養者の全てが療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第四十三条の三第二項第六号において同じ。）に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（同法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「八十万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）</p>

によるものとする。第四十三条の三第二項第六号において同じ。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額（、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後

によるものとする。第四十三条の三第二項第六号において同じ。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額（、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後

の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四百四十四号)第八条第二項(同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。)、に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。)、に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第四十三条の三第二項第六号において同じ。)がない被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあった月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者(第二号から第四号までに掲げる者を除く。)、一万五千元

4
～
10
略

の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四百四十四号)第八条第二項(同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。)、に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。)、に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第四十三条の三第二項第六号において同じ。)がない被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあった月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者(第二号から第四号までに掲げる者を除く。)、一万五千元

4
～
10
略

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>(高額療養費算定基準額) 第九条 略 2 略 3 第八条第三項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 五 略 六 被保険者及びその被扶養者の全てが療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第十二条第二項第六号において同じ。）に係る同法第三百十三條第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（同法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「八十万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）による</p>	<p>(高額療養費算定基準額) 第九条 略 2 略 3 第八条第三項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 五 略 六 被保険者及びその被扶養者の全てが療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第十二条第二項第六号において同じ。）に係る同法第三百十三條第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（同法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「八十万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）による</p>

ものとする。第十二条第二項第六号において同じ。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同

ものとする。第十二条第二項第六号において同じ。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同

法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八條第二項（同法第十二條第五項及び第十六條第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八條第四項（同法第十二條第六項及び第十六條第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三條の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同條第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第十二條第二項第六号において同じ。）がない被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者（第二号から第四号までに掲げる者を除く。） 一万五千元

4
～
10
略

法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八條第二項（同法第十二條第五項及び第十六條第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八條第四項（同法第十二條第六項及び第十六條第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三條の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同條第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第十二條第二項第六号において同じ。）がない被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者（第二号から第四号までに掲げる者を除く。） 一万五千元

4
～
10
略

改 正 後	改 正 前
<p>（一部負担金に係る所得の額の算定方法等）</p> <p>第二十七条の二 法第四十二条第一項第四号の規定による所得の額の算定は、当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。）の所得について行うものとし、その額は、第一号に掲げる額（当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の十二月三十一日現在において世帯主であつて、同日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する年齢十九歳未満の被保険者で同年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該被保険者の合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有するものにあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額）とする。</p> <p>一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第二十九条の三第四項第六号及び第二十九条の四の三第三項第六号において</p>	<p>（一部負担金に係る所得の額の算定方法等）</p> <p>第二十七条の二 法第四十二条第一項第四号の規定による所得の額の算定は、当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。）の所得について行うものとし、その額は、第一号に掲げる額（当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の十二月三十一日現在において世帯主であつて、同日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する年齢十九歳未満の被保険者で同年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該被保険者の合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有するものにあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額）とする。</p> <p>一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第二十九条の三第四項第六号及び第二十九条の四の三第三項第六号において</p>

同じ。)に係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には

同じ。)に係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には

、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。第二十九条の七第五項第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第二十九条の七第五項第一号において「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第二十九条の三第四項第六号、第二十九条の四の三第三項第六号並びに第二十九条の七第二項第四号及び第五号において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額

二 略

2及び3 略

（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第二十九条の七 略

2と4 略

、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。第二十九条の七第五項第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第二十九条の七第五項第一号において「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第二十九条の三第四項第六号、第二十九条の四の三第三項第六号並びに第二十九条の七第二項第四号及び第五号において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額

二 略

2及び3 略

（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第二十九条の七 略

2と4 略

5 市町村による法第七十六条第一項の保険料の減額賦課についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をい

5 市町村による法第七十六条第一項の保険料の減額賦課についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をい

う。以下この項において同じ。）の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号及び第三号において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額（第四号又は第五号の規定による減額を行う場合には、同項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗

う。以下この項において同じ。）の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号及び第三号において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十二万円を乗じて得た金額を加算した金額（第四号又は第五号の規定による減額を行う場合には、同項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗

二〇七
略

じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない場合においては、当該世帯主に対して賦課する被保険者均等割額及び世帯別平等割額(世帯別平等割額を賦課しない市町村においては、被保険者均等割額)を減額するものであること。

二〇七
略

じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万五千円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない場合においては、当該世帯主に対して賦課する被保険者均等割額及び世帯別平等割額(世帯別平等割額を賦課しない市町村においては、被保険者均等割額)を減額するものであること。

改 正 後	改 正 前
<p>（高額介護サービス費）</p> <p>第二十二條の二の二 略</p> <p>254 略</p> <p>5 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（居宅サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項、次項及び第九項において同じ。）の所得について、第一号に掲げる額（当該居宅サービス等のあつた月の属する年の前年の十二月三十一日において世帯主であつて、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有する者にあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額。次項において同じ。）が六百九十万円以上であるときは、第二項中「四万四千四百円」とあるのは、「十四万百円」とする。</p> <p>一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次条第六項第三号へ並びに第七項第一号へ及び第二号へ、第二十九条の二の二第五項第一号並びに附則第二十一条第一項第三号イ及び第二十二條第一項第三号イにおいて同じ。）に係る同法第三百十四條の二第一項</p>	<p>（高額介護サービス費）</p> <p>第二十二條の二の二 略</p> <p>254 略</p> <p>5 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（居宅サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項、次項及び第九項において同じ。）の所得について、第一号に掲げる額（当該居宅サービス等のあつた月の属する年の前年の十二月三十一日において世帯主であつて、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有する者にあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額。次項において同じ。）が六百九十万円以上であるときは、第二項中「四万四千四百円」とあるのは、「十四万百円」とする。</p> <p>一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次条第六項第三号へ並びに第七項第一号へ及び第二号へ、第二十九条の二の二第五項第一号並びに附則第二十一条第一項第三号イ及び第二十二條第一項第三号イにおいて同じ。）に係る同法第三百十四條の二第一項</p>

に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に

に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に

係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額

二
略

6
13
略

係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額

二
略

6
13
略

附則第十一条による改正（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号））

改 正 後	改 正 前
<p>（高額介護サービス費） 第二十二条の二の二 略 2～4 略 5 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの居宅サービス等のあった月の属する年の前年（居宅サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項、次項及び第九項において同じ。）の所得について、第一号に掲げる額（当該居宅サービス等のあった月の属する年の前年の十二月三十一日において世帯主であつて、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有する者にあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額。次項において同じ。）が六百九十万円以上であるときは、第二項中「四万四千四百円」とあるのは、「十四万百円」とする。</p> <p>一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次条第六項第三号へ並びに第七項第一号へ及び第二号へ並びに附則第十三条第一項第三号イにおいて同じ。）に係る同法第三百十四条の二第一項</p>	<p>（高額介護サービス費） 第二十二条の二の二 略 2～4 略 5 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの居宅サービス等のあった月の属する年の前年（居宅サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項、次項及び第九項において同じ。）の所得について、第一号に掲げる額（当該居宅サービス等のあった月の属する年の前年の十二月三十一日において世帯主であつて、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有する者にあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額。次項において同じ。）が六百九十万円以上であるときは、第二項中「四万四千四百円」とあるのは、「十四万百円」とする。</p> <p>一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次条第六項第三号へ並びに第七項第一号へ及び第二号へ並びに附則第十三条第一項第三号イにおいて同じ。）に係る同法第三百十四条の二第一項</p>

に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に

に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に

係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額

二
略

6
13
略

係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額

二
略

6
13
略

改 正 後	改 正 前
<p>（一部負担金に係る所得の額の算定方法等）</p> <p>第七条 法第六十七条第一項第二号及び第三号の規定による所得の額の算定は、当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。）の所得について行うものとし、その額は、第一号に掲げる額（当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の十二月三十一日現在において世帯主であつて、同日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する年齢十九歳未満の者で同年の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該年齢十九歳未満の者の合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有するものにあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額）とする。</p> <p>一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第十五</p>	<p>（一部負担金に係る所得の額の算定方法等）</p> <p>第七条 法第六十七条第一項第二号及び第三号の規定による所得の額の算定は、当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。）の所得について行うものとし、その額は、第一号に掲げる額（当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の十二月三十一日現在において世帯主であつて、同日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する年齢十九歳未満の者で同年の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該年齢十九歳未満の者の合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有するものにあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額）とする。</p> <p>一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第十五</p>

条第一項第六号及び第十六条の三第一項第六号において同じ。)に係る同法第三百十四條の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五條の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第一項、第三十五條の三第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一條第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二條第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五條の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五條の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五條の二の六第十一項又は第三十五條の三

条第一項第六号及び第十六條の三第一項第六号において同じ。)に係る同法第三百十四條の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五條の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第一項、第三十五條の三第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一條第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二條第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五條の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五條の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五條の二の六第十五項又は第三十五條の三

第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。第十八条第四項第一号において同じ。

）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第十八条第四項第一号において「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第十五条第一項第六号、第十六条の三第一項第六号並びに第十八条第一項第二号及び第三号において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額

二 略

2 5 略

（保険料の算定に係る基準）

第十八条 略

2 及び 3 略

第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。第十八条第四項第一号において同じ。

）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第十八条第四項第一号において「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第十五条第一項第六号、第十六条の三第一項第六号並びに第十八条第一項第二号及び第三号において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額

二 略

2 5 略

（保険料の算定に係る基準）

第十八条 略

2 及び 3 略

4 後期高齢者医療広域連合が所得の少ない被保険者に対して課する保険料の算定に係る法第百四条第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第二七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規

4 後期高齢者医療広域連合が所得の少ない被保険者に対して課する保険料の算定に係る法第百四条第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第二七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規

定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（第三号イ及び第四号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、第三号イ及び第四号において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額（に当該世帯に属する被保険者の数に二十八万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、当該世帯に属する被保険者に対して賦課する被保険者均等割額を減額するものであること。

定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（第三号イ及び第四号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、第三号イ及び第四号において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額（に当該世帯に属する被保険者の数に二十八万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、当該世帯に属する被保険者に対して賦課する被保険者均等割額を減額するものであること。

5 二
略 六
略

5 二
略 六
略

改 正 後	改 正 前
<p>（特別区財政調整交付金の総額）</p> <p>第二百十條の十 地方自治法第二百八十二条第二項に規定する特別区財政調整交付金（以下「交付金」という。）の総額は、同項に規定する地方税法第五條第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四條第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものの収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額（同法第七十二条の二十四の七第九項の規定により同法第七百三十四條第四項に規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七條の二の七第一項に規定する標準税率超過率を乗じて得た額を控除した額）に同法第七百三十四條第四項に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二條第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額（次條第二項及び第三項において「交付金総額」という。）とする。</p>	<p>（特別区財政調整交付金の総額）</p> <p>第二百十條の十 地方自治法第二百八十二条第二項に規定する特別区財政調整交付金（以下「交付金」という。）の総額は、同項に規定する地方税法第五條第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四條第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものの収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額（同法七十二條の二十四の七第八項の規定により同法第七百三十四條第四項に規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七條の二の七第一項に規定する標準税率超過率を乗じて得た額を控除した額）に同法第七百三十四條第四項に規定する政令で定める率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二條第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額（次條第二項及び第三項において「交付金総額」という。）とする。</p>

附則第十三条による改正（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号））

<p>改 正 後</p>	<p>（課税の特例） 第二十五条 略</p> <p>2 機構に対する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「十年以内に開始した事業年度」とあるのは「に開始した事業年度」と、「同法第五十七条第一項本文（）」とあるのは「<u>租税特別措置法第六十六条の十一の五第一項</u>の規定により読み替えて適用される法人税法第五十七条第一項本文（）」とする。</p>
<p>改 正 前</p>	<p>（課税の特例） 第二十五条 略</p> <p>2 機構に対する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「十年以内に開始した事業年度」とあるのは「に開始した事業年度」と、「同法第五十七条第一項本文（）」とあるのは「<u>銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第五十八条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第五十七条第一項本文（）」とする。</u></p>

附則第十五条による改正（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年政令第五百五十四号））

改 正 後

<p>（法人税法施行令の適用の特例等）</p> <p>第九条 地方法人特別税に係る次の表の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>			
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法施行令 （昭和四十年政	第七十八条の二 第一項第一号	同じ。）	同じ。）及び旧 地方法人特別税

改 正 前

<p>（地方税法施行令の適用の特例）</p> <p>第八条の二 法第二十一条の二の規定により地方団体の徴収金とみなされた地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金についての地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の五の二の規定の適用については、同条第六号中「事業税」とあるのは、「事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税」とする。</p>			
<p>（法人税法施行令の適用の特例等）</p> <p>第九条 地方法人特別税に係る次の表の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>			
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法施行令 （昭和四十年政	第七十八条の二 第一項第一号	同じ。）	同じ。）及び旧 地方法人特別税

に係る徴収金（旧地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。第百十一条の四第二項第一号において同じ。

に係る徴収金（旧地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。第百十一条の四第一号において同じ。

略				
	第七十八條の二 第二項第一号	特別法人事業税 に係る徴収金		
	特別法人事業税 に係る徴収金及 び旧地方法人特 別税に係る徴収 金			
第七十八條の二 第二項第一号	特別法人事業税 に係る徴収金及 び旧地方法人特 別税に係る徴収 金			
特別法人事業税 に係る徴収金及 び旧地方法人特 別税に係る徴収 金				
並びにその督 促手数料、延滞 金、過少申告加 算金、不申告加 算金、重加算金 及び滞納処分費 をいう。次項第 一号において同 じ。）				
略				
	第七十八條の二 第二項第一号	特別法人事業税 に係る徴収金		
	特別法人事業税 に係る徴収金及 び旧地方法人特 別税に係る徴収 金			
第七十八條の二 第二項第一号	特別法人事業税 に係る徴収金及 び旧地方法人特 別税に係る徴収 金			
特別法人事業税 に係る徴収金及 び旧地方法人特 別税に係る徴収 金				
並びにその督 促手数料、延滞 金、過少申告加 算金、不申告加 算金、重加算金 及び滞納処分費 をいう。次項第 一号において同 じ。）				

<p>改正後</p>	<p>（収納の特例） 第九条 略 2 略</p>
<p>改正前</p>	<p>（収納の特例） 第九条 略 2 略 3 法第二十条第二項の規定により地方団体の徴収金とみなされた特別法人事業税に係る徴収金についての地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の五の二の規定の適用については、同条第六号中「事業税」とあるのは、「事業税及び特別法人事業税」とする。</p>